

欧州・投資関連コスト一覧 (トルコ・北アフリカ・CIS 諸国含む)

在欧州・トルコ・CIS センター・事務所

ジェトロは 2009 年 1～3 月、西欧 17 都市、中・東欧 7 都市、南東欧（注）4 都市およびイスタンブール、北アフリカ 3 都市（カイロ、チュニス、カサブランカ）、CIS 諸国 5 都市（モスクワ、サンクトペテルブルク、キエフ、タシケント、アルマトイ）を対象とする投資関連コスト比較調査を行った。今回の調査では、西欧周辺の投資立地先である北アフリカの 3 都市を調査対象に追加した。

今回の調査結果をみるにあたり、前回（2008 年 1～3 月）に比べ、米ドルに対する各国通貨の変動幅が大きかった点を留意する必要がある。ユーロは 12.1%下落したほか、ポーランド・ズロチ、ルーマニア・レイは 25%程度下落しており、米ドル建てでみると、通貨安が賃金などのコストの上昇分を相殺している。

欧州域内では、西欧と中・東欧、南東欧において依然として賃金格差が顕著だが、欧州周辺地域で比較すると、ワーカークラスでは、南東欧よりも北アフリカの賃金水準が低かった。社会保障の雇用主負担率などを含めた労務費面では、南東欧、北アフリカ地域が投資立地先として優位性を示している。

この調査では、在欧州・トルコ・CIS のジェトロ事務所を通じて現地政府機関、関連企業、進出日系企業、現地日本人商工会議所などから 2009 年 1～3 時点の情報を収集。現地通貨建て価格を 2009 年 1 月時点の銀行間レートで米ドルあるいはユーロに換算した（ロシア・CIS 地域は中央銀行レート）。

<投資立地先として優位性を示す南東欧と北アフリカ地域>

今回の調査対象 37 都市（添付参照）の中で、ワーカークラスの月額賃金（平均値）は、高い順にジュネーブ（スイス）：3,603 ユーロ、コペンハーゲン（デンマーク）：3,311 ユーロ、オスロ（ノルウェー）：3,256 ユーロとなった。逆に低い順では、チュニス（チュニジア）：166～316 ユーロ、タシケント（ウズベキスタン）：173～229 ユーロ、カイロ（エジプ

ト) : 219 ユーロとなり、南東欧のブカレスト (ルーマニア) : 260 ユーロ、ソフィア : (ブルガリア) 263 ユーロ、ベオグラード (セルビア) : 264 ユーロよりも、北アフリカのマグレブ地域の賃金水準が低かった。

賃金の上昇率を比較すると、西欧に比べ、南東欧での伸び率が高い。公式発表された 2008 年の名目賃金上昇率をみると、ブカレストは 23.5% (07 年は 22.6%)、ソフィアは 21.7% (同 19.5%)、ベオグラード 17.5% (同 27.9%) だった。法廷最低賃金も引き上げられており、ブカレストの場合、2009 年は月額 600 レイ (140 ユーロ) で、前年の 500 レイ (135 ユーロ) から 20% 増となった。

また、社会保障の雇用者負担率をみると、カサブランカ (15.1%)、チュニス (16.57%)、ザグレブ (17.2%)、ベオグラード (17.9%) が低率だった。人件費を加えた労務費の観点からは、南東欧と北アフリカ地域が優位性を示した。

コスト競争の激しいワイヤーハーネス事業者は、賃金水準が上昇した中・東欧から、モロッコなどに生産をシフトする動きをすでに見せている。

法人所得税率では、ブルガリア、セルビア、ウズベキスタンの 10% が調査対象中では最低水準であった。特に、ブルガリアとセルビアの税率は、20% 前後が大半である中・東欧、南東欧諸国の中でも突出している。

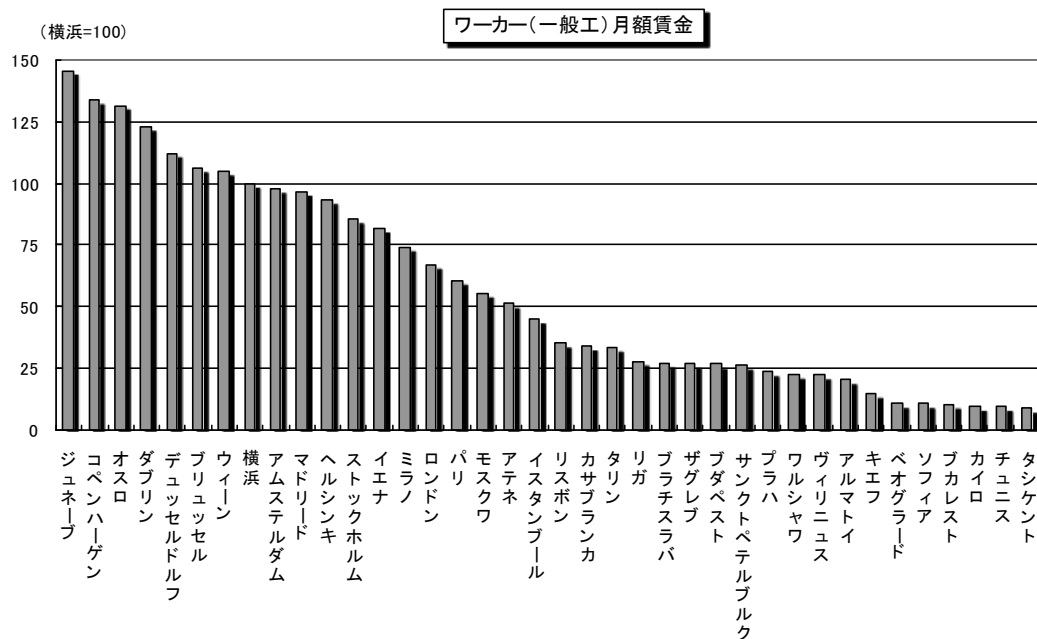
今回の米ドル換算では、欧州通貨安 (ドル高) の影響も顕著で、ユーロは対ドルで 2008 年 1 月の調査時点から 12.1% 下落 (1 ドル=0.6732→0.7655 ユーロ [前回調査時は 14.9% 上昇]) している。欧州通貨の対ドル全面安は他も進み、特にポーランド・ズロチ : 24.4%、ルーマニア・レイ : 24.2%、ハンガリー・フォリント : 20.1%、チェコ・コルナ : 16.6%、など大きく下落した。前年調査との比較の場合、この点の考慮も必要である。

(注)

・ルーマニア (調査都市 : ブカレスト)、ブルガリア (ソフィア)、クロアチア (ザグレブ)、セルビア (ベオグラード) 4 カ国を「南東欧」とし、「中・東欧」と区別している。

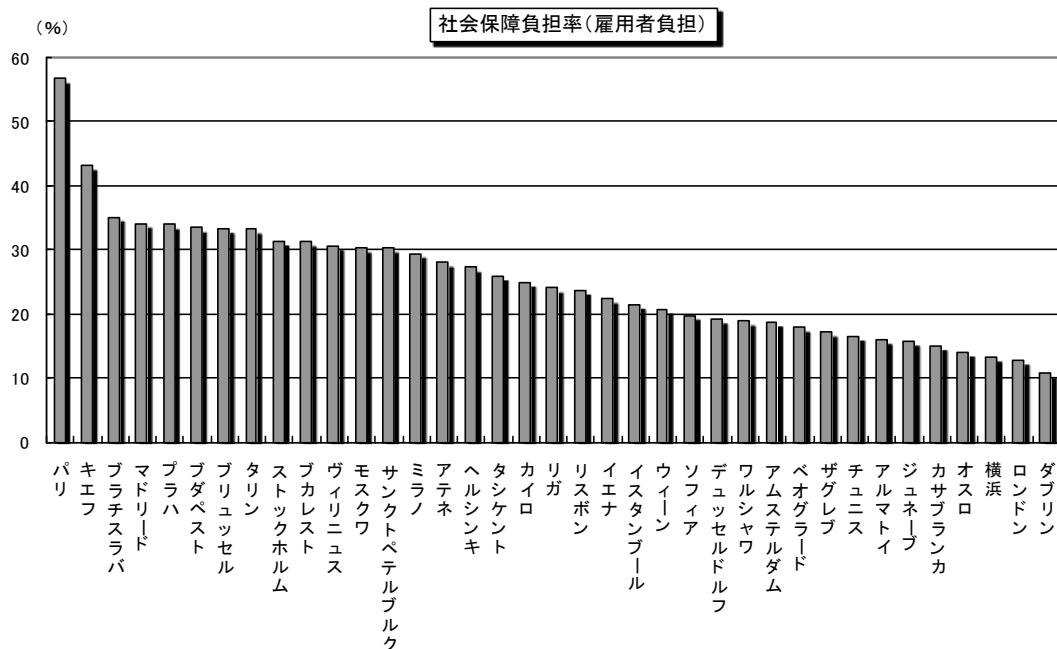
・ドイツについては、東部・西部での価格差があるため、デュッセルドルフのほか、東部の工業都市・イエナでの調査を行った。

(欧州課)



(注) 賃金幅がある場合、平均値にて算出。

横浜のデータは、ジェトロが2009年1月に実施したアジア主要30都市・地域の投資関連コスト比較調査より引用した。



(注) 年金、医療保険、雇用保険などの雇用者負担率(月額給与に対する割合)の合計。コペンハーゲンには負担率なし。

負担率に幅がある場合、平均値にて算出。横浜は上図と同様。

欧州地域・2009年投資コスト比較調査

本資料をご利用頂く場合、参照される国名(調査都市)を下記の目次から選択下さい。
下記の「国名(調査都市)」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

賃金総括表	5
 <西欧>	
1. ベルギー(ブリュッセル)	6
2. オランダ(アムステルダム)	8
3. フランス(パリ)	10
4. イタリア(ミラノ)	12
5. スペイン(マドリード)	14
6. ポルトガル(リスボン)	16
7. ギリシャ(アテネ)	18
8. 英国(ロンドン)	20
9. アイルランド(ダブリン)	22
10. ドイツ(デュッセルドルフ)	24
11. ドイツ(イェナ)	26
12. オーストリア(ウィーン)	28
13. スイス(ジュネーブ)	30
14. ノルウェー(オスロ)	32
15. スウェーデン(ストックホルム)	34
16. デンマーク(コペンハーゲン)	36
17. フィンランド(ヘルシンキ)	38
 <中・東欧>	
18. エストニア(タリン)	40
19. ラトビア(リガ)	42
20. リトアニア(ヴィリニウス)	44
21. チェコ(プラハ)	46
22. ハンガリー(ブダペスト)	48
23. ポーランド(ワルシャワ)	50
24. スロバキア(ブラチスラバ)	52
 <南東欧>	
25. ルーマニア(ブカレスト)	54
26. ブルガリア(ソフィア)	56
27. セルビア(ベオグラード)	57
28. クロアチア(ザグレブ)	58
 <ロシア、CIS諸国>	
29. ロシア(モスクワ)	60
30. ロシア(サンクトペテルブルク)	62
31. ウクライナ(キエフ)	64
32. ウズベキスタン(タシケント)	66
33. カザフスタン(アルマトイ)	68
 <トルコ・北アフリカ>	
34. トルコ(イスタンブール)	70
35. エジプト(カイロ)	72
36. チュニジア(チュニス)	74
37. モロッコ(カサブランカ)	76
	78

賃金(月額)総括表

<西欧>

(単位:ユーロ)

国	ベルギー	オランダ	フランス	イタリア	スペイン	ポルトガル
調査都市	(ブリュッセル)	(アムステルダム)	(パリ)	(ミラノ)	(マドリード)	(リスボン)
法定最低賃金	1,387	1,381	1,321	1,119~1,854	624	450
ワーカー	2,073~3,215	2,421	1,501	1,835	2,392	760~1,032
エンジニア	2,757~4,387	4,208	2,710~2,800	n.a.	2,669~4,057	1,192~2,019
中間管理職	3,231~4,715	5,271	3,000~3,500	2,709	3,109~4,057	1,739~3,585

国	ギリシャ	英国	アイルランド	ドイツ	(東部ドイツ)	オーストリア
調査都市	(アテネ)	(ロンドン)	(ダブリン)	(デュッセルドルフ)	(イエナ)	(ウィーン)
法定最低賃金	701~968	1,022	1,384	1,288~2,056	1,053~1,664	-
ワーカー	1,267	1,659	3,044	2,777	2,026	2,594
エンジニア	3,556	3,576	4,932~5,537	3,492	3,448	3,850
中間管理職	4,677	4,448	4,645	5,297	3,500~3,850	4,702

国	スイス	スウェーデン	デンマーク	フィンランド	ノルウェー
調査都市	(ジュネーブ)	(ストックホルム)	(コペンハーゲン)	(ヘルシンキ)	(オスロ)
法定最低賃金	-	-	-	-	-
ワーカー	3,603	2,115	3,311	2,309	3,256
エンジニア	5,486	2,779	6,243	2,763	5,025
中間管理職	6,046	3,663	6,807	4,381	6,016

<中・東欧>

国	エストニア	ラトビア	リトアニア	チェコ	ハンガリー
調査都市	(タリン)	(リガ)	(ヴィリニュス)	(プラハ)	(ブダペスト)
法定最低賃金	278	256	232	293	256
ワーカー	830	582~798	553	583	388~931
エンジニア	1,109	1,002~1,448	1,048	1,092	677~1,545
中間管理職	2,131	1,775~3,809	2,000	2,305	2,436

国	ポーランド	スロバキア
調査都市	(ワルシャワ)	(ブラチスラバ)
法定最低賃金	303	296
ワーカー	380~740	670
エンジニア	903~1,386	821
中間管理職	1,318~2,138	1,782

<南東欧>

国	ルーマニア	ブルガリア	クロアチア	セルビア
調査都市	(ブカレスト)	(ソフィア)	(ザグレブ)	(ベオグラード)
法定最低賃金	140	123	373	149
ワーカー	260	263	615	264
エンジニア	589	525	908	398
中間管理職	1,113	787	1,043	897

<ロシア、CIS諸国>

国	ロシア	ロシア	ウクライナ	ウズベキスタン	カザフスタン
調査都市	(モスクワ)	(サンクトペテルブルク)	(キエフ)	(タシケント)	(アルマトイ)
法定最低賃金	183	137	60	14	85
ワーカー	860~1,888	560~734	368	173~229	504
エンジニア	1,434~2,867	793~1,027	1,075	305	944
中間管理職	2,867~11,469	713~1,176	1,426	376	1,574

<トルコ、北アフリカ>

国	トルコ	エジプト	チュニジア	モロッコ
調査都市	(イスタンブール)	(カイロ)	(チュニス)	(カサブランカ)
法定最低賃金	316	-	112	146
ワーカー	332~1,895	219	166~316	361~1,352
エンジニア	805~3,885	776	281~412	631
中間管理職	2,132~5,685	1,363	377~654	901~2,704

:法定最低賃金が時給単位で定められている場合、「1日当たり8時間・月当たり20日勤務」を前提に月額換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	2,661~4,200	2,073~3,215	出所:連邦経済省 データ抽出・処理方法:基本給(グロス)のみ。政府発行給 与水準表のブリュッセル地域・「職種別:労働者もしくは無 資格被雇用者」と「業種別:製造業」の項目から抽出 2006年10月時点の金額に2007年、2008年の名目賃金上 昇率(3.7%、3.5%)を乗じた増加分を加算
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	3,602~5,731	2,757~4,387	出所:連邦経済省 データ抽出・処理方法:基本給(グロス)のみ。政府発行給 与水準表のブリュッセル地域・「学歴別:技術系・職業系高 等専門学校」と「職種別:専門職(ISCO88の大分類2)」の 項目から抽出 加算方法は同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	4,221~6,159	3,231~4,715	出所:連邦経済省 データ抽出・処理方法:基本給(グロス)のみ。政府発行給 与水準表のブリュッセル地域・「職種別:技術者・準専門職 (ISCO88の大分類3)」と「学歴別:大学等」の項目から抽 出 加算方法は同上
	4.法定最低賃金	1,813	1,387	出所:連邦雇用省 改定日:2008年10月1日 月額、21歳以上継続雇用期間6ヵ月未満
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	夏:月給グロスの92% 冬:月給1ヵ月分		出所:パルテナ(政府公認の給与計算代行企業)および連 邦社会保険庁 一般的には年2回支給
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 32.52~34.21% ②被雇用者負担率 13.07% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 1.46% 医療保険 6.15% 年金 8.86% その他 16.05%(被雇用者数10人未満)、17.74% (被雇用者数10人以上)		出所:セキュレックス(政府公認の給与計算代行企業) (2009~2010年の数値) 雇用者負担率は被雇用者数による
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	3.1% → 3.7% → 3.5%		出所:ベルギー国立銀行 2008年は予測値
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	1005	769	出所:ブリュッセル首都圏地域開発公社 工業団地名:ブリュッセル地域の貸工場(1,001㎡~2,500 ㎡) 税・諸経費の内訳:諸経費、諸税除く(VAT非課税)
	9.工業団地借料(月額) (㎡当たり)	5.33~8.60	4.08~6.58	出所:同上 工業団地名:ブリュッセル地域の貸工場 税・諸経費の内訳:諸経費、諸税除く(VAT非課税)
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	15~21	11~16	同上
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,090	1,600	出所:インモウェーブ 地区名:ブリュッセル(Wolwe-Saint-Pierre) 住宅の種類:アパートメント(2ベッドルーム)、駐車場付き 税・諸経費の内訳:VAT非課税 占有面積:110㎡ 敷金・礼金を支払う習慣は無いが、家主との共同名義口 座を開設し、家賃の3ヵ月分を保証金として口座に積み立 てるのが一般的
通 信 費	12.電話架設料	176.36	135	出所:ベルガコム 料金算定方法:固定料金 VAT(21%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 24.04 1分当たり通話料 0.073 (ピーク:月~金8~19時) 0.035(オフピーク)	18.40 0.056 0.028	出所:同上 通話料とは別に1通話あたり0.056ユーロの接続料が必要。 全て(VAT21%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.711 (ピーク:月~金8~19時) 0.522(オフピーク)	0.544 0.400	出所:同上 1通話あたり0.1110ユーロの接続料が必要。全てVAT (21%)含む
	15.携帯電話加入料	0.00	0	出所:プロキシムス
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 46 1分当たり通話料 0.27	35 0.22	出所:同上 月額基本料は無料通話分によって基本料が異なる。数字 は160分の無料通話分付きのもの。VAT(21%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	54.54	41.75	出所:ベルガコム 接続方式:ADSL、接続プラン:Internet Go インターネット回線開設料金:50ユーロ(月額)、VAT (21%)含む

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 10～12 1kWh当たり料金 0.13	7.72～9.14 0.10	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。 1kWh当たり料金は消費量によって金額は変動する。 VAT(21%)含む。2009年1月現在
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 6.51～13 1kWh当たり料金 0.12～ 0.13	4.98～9.70 0.09～0.10	同上
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 1.37～2.74 1m3当たり料金 1.59～2.13	1.05～2.10 1.22～1.63	出所:ブリュッセル首都圏水道局(IBDE) 月額基本料は年額を月額換算。1m3当たり料金は使用量による。別途コミューン(区役所)サービス料として1m3当たり0.46ユーロ、地域政府サービス料として1m3当たり0.38ユーロが加算される。VAT(6%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 1.37～2.74 1m3当たり料金 1.11～4.22	1.05～2.10 0.85～3.24	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料金 8.28～115 1m3当たり料金 0.95～1.20	6.34～88 0.73～0.92	出所:エレクトラベル 月額基本料金、1m3当たり料金には配送料、メーター使用料を含む。配送料は使用量によって異なる。 1m3当たり料金を1m3=11kWhで換算。 ガスの種類:天然ガス。VAT(21%)含む
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料金 8.15～115 1m3当たり料金 0.77～1.01	6.26～89 0.59～0.77	同上
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出:工場(ザベンテム) →最寄り港(アントワープ港)→横浜港	1,556	1,191	出所:ベルギー日本通運 内訳:陸送費270ユーロ、THCアントワープ165ユーロ、ISPSアントワープ15ユーロ、海上輸送費950ドル、低硫黄チャージ18ドル
	②第3国輸出:工場(ザベンテム) →最寄り港(アントワープ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	1,445	1,106	出所:ベルギー日本通運 内訳:陸送費270ユーロ、THCアントワープ165ユーロ、ISPSアントワープ15ユーロ、AMS/ISF30ユーロ、海上輸送費400ドル、CAF11.49%、BAF354ドル(2009年2月)、低硫黄チャージ18ドル
	③対日輸入:横浜港→最寄港(アントワープ港)→工場(ザベンテム)	2,794	2,139	出所:ベルギー日本通運 内訳:陸送費270ユーロ、THCアントワープ150ユーロ、ISPSアントワープ14ユーロ、海上輸送費1500ドル、CAF8.5%、BAF508ドル(2009年2月)、スエズ運河通行費24ドル、アデン湾通行費18ドル、低硫黄チャージ50ドル
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.57	1.204	出所:連邦経済省 VAT(21%)含む
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.28	0.98	同上
税制	27. 法人所得税 (表面税率、%)	課税所得 0～25,000.00ユーロ:24.25 同25,000.01～90,000.00:31.00 同90,000.01～322,500.00:34.50 同322,500ユーロ超:33.00		出所:連邦財務省 課税所得毎の税率を適用。法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution) 3%が加算される
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	50		出所:同上 最低25%から最高50%までの5段階 課税所得が7,560ユーロ以下:25%、7,560.01～10,760ユーロ:30%、10,760.01～17,920ユーロ:40%、17,920.01～32,860ユーロ:45%、32,860.01ユーロ～:50%
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	21		出所:同上、1970年7月20日国王令第20号 国税 新聞0%、標準21%。特定のモノ、サービスについては軽減税率6%、12%が課される
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所:日本・ベルギー租税条約(第11条)
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	一般:15 親子間:5		出所:日本・ベルギー租税条約(第10条) 親子間要件は持株比率25%以上、6ヵ月以上保有していること
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10		出所:日本・ベルギー租税条約(第12条)
車両	*1.乗用車購入価格	25,144	19,248	出所:フォルクスワーゲン 車種:VW ゴルフ TDI2.0 Trendline 5ドア 排気量:2,000CC ディーゼルエンジン ベース車体価格。VAT(21%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	69,233	52,998	出所:メルセデス・ベンツ 車種:メルセデス E350 CDI 排気量:3,000CC ディーゼルエンジン ベース車体価格。VAT(21%)含む

オランダ(調査都市:アムステルダム)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	3,163	2,421	出所:エプロム(EPROM、人材コンサルタント会社) 金属産業部門の一般工の平均賃金、年収をもとに算出
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	5,497	4,208	出所:同上 エンジニアの賃金、年収をもとに算出
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	6,886	5,271	出所:同上 中間管理職の賃金、年収をもとに算出
	4.法定最低賃金	1,804	1,381	出所:労働省 月額、23歳以上に適用 改定日:2009年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	約2ヵ月		出所:最低賃金と最低休暇手当法、第15条 年間収入の最低8%を休暇手当として支給することが義務付けられている
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 18.80% ②被雇用者負担率 31.15% 雇用者負担率の内訳 労働障害保険 6.32% 失業保険 5.22% 医療保険 6.90% その他 0.357%		出所:国税庁
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	2.0% → 1.8% → 3.5%		出所:オランダ経済政策分析局(CPB)
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	466	357	出所:ヘメントレク・フロンベドライフ(アムステルダム市 地域開発公社) 工業団地名:アムステルダム市内8ヵ所の工業団地の平均額、VAT(19%)、不動産譲渡税(6%)含む
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	11.2	8.6	出所:DTZザーデルホッフ(DTZ Zadelhoff、オランダ最大 不動産業者) アムステルダム市内4ヵ所の工業団地の借料平均額 VAT(19%)、2.5ユーロ(月額)のサービス料を含む
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	47	36	出所:同上 工業団地名:アムステルダム市のザウダス(Zuidas)地区 税・諸経費の内訳:VAT(19%)、5ユーロ(月額、㎡当たり)のサービス料を含む
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,286	1,750	出所:不動産業者から聴取 地区名:アムステルフェーン市(日本人駐在員が多い、アムステルダム市の隣町) 住宅の種類:コンドミニウム(3LDK)、屋外駐車場付き 税・諸経費の内訳:VAT対象外、光熱費、市税を除く 占有面積:95㎡
通信費	12.電話架設料	146.00	112	出所:KPN ISDN契約、VAT(19%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 35.73 接続料 0.059 1分当たり通話料 0.04	27.35 0.0451 0.03	出所:同上 市内通話料金(月～金、8:00～19:00) VAT(19%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.54	1.18	出所:同上 通話料1.0746ユーロ/3分+接続料0.1094ユーロ/回 VAT(19%)含む
	15.携帯電話加入料	0.00	0	出所:ボーダフォン
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 16.33 1分当たり通話料 0.33	12.50 0.25	出所:同上 1分当たり通話料は1ヵ月に50分以上通話した場合の料金、1ヵ月当たり50分まで無料の契約コース VAT(19%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	97.91	74.95	出所:XS4ALL ADSL2+接続、(下り20Mbps、上り1Mbps) VAT(19%)含む

オランダ(調査都市:アムステルダム)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 133 1kWh当たり料金 0.23	102 0.17	出所:ヌオン(NUON) 容量50kWh、年間使用電力量5万kWh以下 エネルギー調整税込み VAT(19%)含む
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 23.34 1kWh当たり料金 0.30	17.87 0.23	出所:同上 容量75アンペア、年間使用電力量1万kWh以下、エネルギー調整税込み VAT(19%)含む
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 4.86~91 1m3当たり料金 1.74	3.72~70 1.34	出所:ワータネット(Waternet、アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力により異なる(1.5m3/h~600m3/h)。 水道税(1m3当たり0.154ユーロ、300m3まで)およびVAT(6%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 4.86 1m3当たり料金 1.96	3.72 1.50	出所:同上 水道税(1m3当たり0.154ユーロ、300m3まで)およびVAT(6%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 215.01 1m3当たり料金 0.630	164.59 0.482	出所:ヌオン(NUON) 月額基本料は40Nm3/h供給能力契約でVAT(19%)含む。 1m3当たり料金はエネルギー調整税、地域別供給追加料金およびVAT(19%)含む。 ガスの種類:天然ガス、カロリー値35.17 MJ/m3
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 16.76 1m3当たり料金 0.810	12.83 0.620	同上
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出:工場(アムステルダム港)→最寄り港(ロッテルダム港)→横浜港	1,717	1,314	出所:オランダ日本通運 海上運賃、CAF、BAF、コンテナ輸送費等を含む標準コスト、VAT非課税
	②第3国輸出:工場(アムステルダム港)→最寄り港(ロッテルダム港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	1,250	957	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ロアムステルダム港)→工場(アムステルダム港)	1,800	1,378	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.59	1.22	出所:シェル セルフサービス 揮発油税、石油備蓄税、VAT(19%)含む
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.37	1.05	同上
税制	27. 法人所得税 (表面税率、%)	20または25.5		出所:財務省(2008年1月改正) 課税対象所得額が、275,000ユーロ以下:20.0%、275,001ユーロ以上:25.5%の2段階。キャピタルゲイン、受取配当については一定要件を満たせば資本参加免税制度により非課税
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	52		出所:財務省(2009年1月改正) 33.50%~52%まで3段階。 課税対象所得額が17,878ユーロ以下:33.50%、17,879~54,776ユーロ:42%、54,777ユーロ以上:52%
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	19		出所:財務省 標準税率:19% 軽減税率あり 食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園芸用ガス・石油など必需品:6% 医療、銀行、保険などの特定サービス:0%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	0		出所:財務省、日蘭租税条約(第12条) オランダでは利子に対する源泉税課税はない
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	一般:15、親子間:5		出所:財務省、日蘭租税条約(第11条) 親子間要件:議決権付株式を25%以上、6ヵ月以上保有すること
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	0		出所:財務省、日蘭租税条約(第13条) オランダではロイヤルティに対する源泉税課税はない
車両	*1.乗用車購入価格	27,389	20,966	出所:オペル・ネーダーランド 車種:オペルアストラ(輸入車) 排気量:1,500cc 自動車取得税、VAT(19%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	72,751	55,691	出所:メルセデスベンツ・ネーダーランド 車種:E250セダン(輸入車) 排気量:1,796cc 自動車取得税、VAT(19%)含む

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	1,961	1,501	出所: 国立統計経済研究所(INSEE) “Les salaires dans l'industrie selon la categorie socioprofessionnelle” 製造業工場労働者。社会保障、諸手当を含まない データ抽出・処理方法: 年額を月額換算
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	3,540~3,658	2,710~2,800	出所: INSEE “Salaires mensuel median par profession” 社会保障、諸手当を含まない
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	3,919~4,572	3,000~3,500	出所: マイケル・ページ(人材紹介大手、 http://www.michaelpage.fr) 社会保障(従業員負担分)、諸手当込み データ抽出・処理方法: 年額を月額換算
	4.法定最低賃金	①11.38 ②1,725.70	①8.71 ②1,321.02	出所: 経済・産業・雇用省 改定日: 2008年7月1日 ①時給、②月給(グロス)
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給の1ヵ月分		出所: 法令解説書 “Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2007” 労働慣行上、年末に支給
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 56.79% ②被雇用者負担率 30.45% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 4.0% 医療保険 12.8% 年金 31.26% その他 8.73%		出所: 労働法・社会保障関連制度情報サイト (http://www.avis-droit-social.net/baremes.php) 管理職で月給(グロス)5,000ユーロの場合。一般社会税 (CSG 7.5%)、社会負債返済(CRDS 0.5%)込み。医療保険 は自立連帯税(0.3%)を含む
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	3.3% → 3.0% → 2.8%		出所: INSEE “Note de conjuncture” 民間企業における1人当たり平均月収
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地) 購入価格(1㎡当たり)	286	218.9	出所: バル・ド・マルヌ県商工会議所 「事業用不動産市場動向(2007年)」 ①工業団地名: バル・ド・マルヌ県(パリから南東に車で約1 時間。オルリー空港周辺)にある工業用地平均購入価格 ②税・諸経費の内訳: VAT(19.6%)含む。諸経費を含まない
	9. 工業団地借料 (月額)(1㎡当たり)	14.1	10.8	出所: 同上 ①工業団地名: バル・ド・マルヌ県にある工業団地平均借料 ②税・諸経費の内訳: VAT(19.6%)含む。諸経費を含まない
	10.事務所賃料 (月額)(1㎡当たり)	68.5 55.0	52.4 42.1	出所: CB リチャード・エリス(企業向け大手不動産) 上段: 新築・改築、下段: 中古 パリ8区、諸経費含まず、VAT(19.6%)含む
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,613~3,919	2,000~3,000	出所: 賃貸物件検索サイト(www.seloger.com) ①地区名: パリ16区 ②住宅の種類: コンドミニアム ③税・諸経費の内訳: 非課税、管理費込み ④占有面積: 80~130㎡
通 信 費	12.電話架設料	72 160.93	55 123.19	出所: フランステレコム 上段: アナログ回線、下段: 高速デジタル回線 VAT(19.6%)含む
	13.電話利用料	(1)24.22 (2)54.06 (3)0.037 (4)0.061	(1)18.54 (2)41.38 (3)0.029 (4)0.047	出所: フランステレコム 上: 月額基本料(1)アナログ(2)高速デジタル 下: 1分当たり通話料(3)市内(4)国内遠距離 VAT(19.6%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.27	0.97	出所: フランステレコム 1分当たり0.323ユーロ×3分。VAT(19.6%)含む
	15.携帯電話加入料	0.00		出所: オレンジ(フランステレコム傘下移動体通信)
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料金: 74 1分当たり通話料: 0.31	57 0.24	出所: 同上 月間通話4時間2年契約 上段: 月額基本料金(4時間の通話料込み) 下段: 1分当たり通話料 VAT(19.6%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	60.93	46.64	出所: オレンジ (フランステレコム傘下プロバイダー) 基本料、電話料金込み、ADSL(18M) VAT(19.6%)含む

フランス(調査都市:パリ)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (1kWh当たり)	月額基本料 85.40 1kWh当たり料金 0.125	65.37 0.096	出所: フランス電力(EDF) 上段: VAT5.5% 下段: VAT19.6%
	19.一般用電気料金 (1kWh当たり)	月額基本料 6.86 1kWh当たり料金 0.1445	5.25 0.1106	出所: フランス電力(EDF) 上段: 出力6kVA(VAT5.5%込み) 下段: VAT19.6%込み。年額から月額換算
水道料金	20.産業用水道料金 (1m3当たり)	月額基本料 2.31 1m3当たり料金 3.79	1.77 2.90	出所: パリ市環境局 年額から月額換算。VAT(5.5%)含む
	21.一般用水道料金 (1m3当たり)	月額基本料 2.31 1m3当たり料金 3.79	1.77 2.90	出所: パリ市環境局 VAT(5.5%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (1m3当たり)	月額基本料 793.2 1m3当たり料金 0.67~ 0.73	607.2 0.51~0.56	出所: 経済・産業・雇用省 ①料金算定方法: 年額を月額に換算。 上段: VAT(5.5%)含む。下段: VAT(19.6%)含む ②ガスの種類: 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (1m3当たり)	月額基本料 3.75~22.72 1m3当たり料金 0.89~ 1.54	2.87~17.39 0.68~1.18	出所: 同上 ①料金算定方法: 年額を月額に換算。年間消費量に応じ 基本料金が異なる。 上段: VAT(5.5%)含む。下段: VAT(19.6%)含む ②ガスの種類: 天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出: 工場(パリ近郊)→最寄り港(ル・ アーブル港)→横浜港	2,119	1,622	出所: Nippon Express France S.A.S. パリ近郊～ル・アーブル港: 550ユーロ ル・アーブル港～横浜港: 1,400ドル ターミナル・ハンドリング・チャージ(THC)、燃料費変動割り 増し(BAF)、為替変動割り増し(CAF)など手数料は含まない
	②第3国輸出: 工場(パリ近郊)→最寄り港(ル・ アーブル港)→第3国仕向け港 (ニューヨーク港)	1,118	856	出所: 同上 パリ近郊～ル・アーブル港: 550ユーロ ル・アーブル港～ニューヨーク港: 400ドル THC、BAF、CAFなど手数料は含まない
	③対日輸入: 横浜港→最寄り港(ル・アーブル 港)工場(パリ近郊)	2,618	2,004	出所: 同上 横浜港～ル・アーブル港: 1,900ドル ル・アーブル港～パリ近郊: 550ユーロ THC、BAF、CAFなど手数料は含まない
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.41	1.08	出所: 経済・産業・雇用省 VAT(19.6%)含む税込み(税負担分72.4%)
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.29	0.99	出所: 同上 VAT(19.6%)含む税込み(税負担分59.4%)
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	国税: 33.33		出所: 一般税法典(219条) 売上高763万ユーロ未満の中小企業には、38,120ユーロを 上限に15%の優遇税率を適用。また、地方税として事業所 税(企業が賃貸する不動産の賃貸評価額や事業に使用し ている固定資産の価格などに課税)がある。税率は一定の 枠内で自治体が決める
	28.個人所得税 (最高税率、%)	40		出所: 一般税法典(197条) 0、5.5、14、30、40%の5段階
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	19.6		出所: 一般税法典(278、281条) 軽減税率: 5.5%(食品、本、一部のサービス)、2.1%(一部 の医薬品・血液製剤)
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所: 新日仏租税条約(11条) 締結国政府、地方公共団体、中央銀行のほか、銀行、保険 会社、証券会社が利子受益者の場合、非課税となる
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	10		出所: 新日仏租税条約(10条) 親子間配当で、配当支払い法人の発行済み株式の10%以 上を直接または間接に6ヵ月以上所有する法人が受益者とな る場合は5%課税 15%以上を直接または間接に6ヵ月以上所有する法人が受 益者となる場合は非課税
車両	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	0		出所: 新日仏租税条約(12条)
	*1.乗用車購入価格	29,685	22,724	出所: オートプリウス(AutoPlus) 「2009年版乗用車購入ガイド」 シトロエン「C4」国産車。排気量1,560cc。VAT(19.6%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	64,682	49,514	出所: 同上。 ブジョー「607」。国産車。排気量2,946cc。VAT(19.6%)含 む

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	2,397	1,835	出所: 国家統計局(ISTAT) ①定義: 契約書上の給与額(年間給与(基本給および賞与の総額)を月額換算) ②出所およびデータ抽出・処理方法: 2002年製造業平均給与に2003年～08年の賃金上昇率を乗じて算出(2003年以降の製造業平均給与は公表されていない)
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	n.a.	n.a.	ISTATなど、使用可能で信頼性の高い統計なし
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	3,538	2,709	出所: 国家統計局(ISTAT) ①定義: 契約書上の給与額(年間給与(基本給および賞与の総額)を月額換算) ②出所およびデータ抽出・処理方法: 2002年製造業平均給与に2003年～08年の賃金上昇率を乗じて算出(2003年以降の製造業平均給与は公表されていない)
	4.法定最低賃金	1,461～2,423	1,118.72～1,854.45	改定日: 2009年1月1日 出所: 全国労働協約 機械金属部門(大企業)の1a～7a等級
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ月相当		出所: 全国労働協約 13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている(即ち賞与として給与1ヵ月相当を支給する)。 企業によっては14ヵ月目給与を支給したり、業績などに応じて加算を行う場合もある
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 26.96～32.08% ②被雇用者負担率 9.19～9.49% 雇用者・被雇用者負担合算の内訳 年金基金 33.0% 健康保険 2.22% 失業保険 1.31% 退職金基金 0.20～0.40%		出所: 社会保障機構(INPS) 一般製造業の場合。ただし、企業規模や職種によって異なる
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	2.8% → 2.2% → 3.5%		出所: 国家統計局(ISTAT)
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地) 購入価格(1㎡当たり)	98～784	75～600	出所: 仲介業者連盟(FIMAA)登録物件 ミラノ県内
	9.工業団地借料 (月額)(1㎡当たり)	n.a.		出所: 仲介業者連盟(FIMAA)登録物件 基本的に売り地。調査時点で賃貸物件なし
	10.事務所賃料 (月額)(1㎡当たり)	9～42	7～32	出所: 仲介業者連盟(FIMAA)登録物件 ミラノ市中心部、年額を月額換算
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,960～3,527	1,500～2,700	出所: 現地駐在員等から聴取 ①地区名: ミラノ市西部、日本人学校近辺 ②住宅の種類: コンドミニウム ③税・諸経費の内訳: 通常、共益費含む ④占有面積: 90～150㎡程度
通 信 費	12.電話架設料	125.00	96	出所: テレコムイタリア 法人向け VAT(20%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 50.95 通話料(対固定電話) 0.10/1通話 通話料(対携帯電話) 0.10/1分	39.00 0.08/1通話 0.08/1分	出所: テレコムイタリア 法人向けプラン「Teleconomy 7 su 7」 VAT(20%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	対固定電話 2.43 対携帯電話 3.40	1.86 2.60	同上
	15.携帯電話加入料	0	0	出所: ボーダフォン 法人向けプラン「Vodafone Ram Zero」
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 0 1分当たり料金 0.30	0 0.23	出所: 同上 法人向けプラン「Vodafone Ram Zero」 VAT(20%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料 51.72	39.59	出所: テレコムイタリア ADSL、法人向けプラン「Alice Business 20Mb」 VAT(20%)含む

イタリア(調査都市:ミラノ)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (1kWh当たり)	月額基本料 137.44 1kWh当たり料金 0.03 1kWh当たり税 a)0.02、b)0.004	105.21 0.02 a)0.015、b)0.003	出所: A2A 中圧電力 月額基本料は年額から換算 税: a) 20万kWh/月まで、b)20万kWh/月超
	19.一般用電気料金 (1kWh当たり)	年額基本料 6.68 1kWh当たり料金 0.24 1kWh当たり税 0.03	5.11 0.18 0.023	出所: A2A ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要、151~220kWh/月消費の場合 VAT(10%)含む
水道料金	20.産業用水道料金 (1m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 1.19	0 0.91	出所: CAP ミラノ県内地域別料金平均、上下水道使用料込み
	21.一般用水道料金 (1m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 0.85	0 0.65	出所: CAP ミラノ県内地域別料金平均、上下水道使用料込み VAT(10%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (1m3当たり)	年額基本料 47.03 1GJ当たり料金 18.34	36.00 14.04	出所: AEM ミラノ近郊、年間4万GJ(1,018,589m3)以上使用の場合 VAT(20%)含む
	23.一般用ガス料金 (1m3当たり)	年額基本料 43.11 1GJ当たり料金 16.71	33.00 12.79	出所: AEM ミラノ近郊、年間4GJ(102m3)まで使用の場合 VAT(10%)含む
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出: 工場(ミラノ)→最寄り港(ジェノバ港)→横浜港	1,953~2,283	1,495~1,748	出所: 日系フォワーダー 燃料変動割り増し(BAF)、為替変動割り増し(CAF)を含む
	②第3国輸出: 工場(ミラノ)→最寄り港(ジェノバ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	1,953~2,283	1,495~1,748	同上
	③対日輸入: 横浜港→最寄港(ジェノバ港)→工場(ミラノ)	2,153~2,784	1,648~2,131	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.53	1.169	出所: ミラノ市中心部スタンド
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.44	1.10	同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	国税: 27.5		出所: 統一所得税法・大統領令1986年12月22日第917号 ほかに地方税として州事業税があるが、税率は州および業種により異なる
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	43		出所: 統一所得税法・大統領令1986年12月22日第917号 23%(1万5,000ユーロ以下)、27%(1万5,000.01~2万8,000ユーロ)、38%(2万8,000.01~5万5,000ユーロ)、41%(5万5,000.01~7万5,000ユーロ)、43%(7万5,000.01ユーロ以上)
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	20		出所: 大統領令1972年第633号 食料品など特定商品・サービスについては、4%、10%の軽減税率あり。(国税、一般税率)
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	10 15		出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第10条 上段: 受取人が送金人の議決行使株式の25%以上を6ヵ月保有している場合、下段: 前述以外の場合
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	10		出所: 日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第12条
車両	*1.乗用車購入価格	16,982	13,000	出所: フィアット グランデ・プント1.4 77cv、国産、1368cc オプションなし(VAT込み、諸経費除く)
	*2.大型乗用車購入価格	72,311	55,354	出所: メルセデス・ベンツ ベンツE 320 CDI EVO、輸入車、2987cc (VAT・諸経費込み、県登記税を除く)

スペイン(調査都市:マドリード)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	3,125	2,392	出所:国家統計局、労働賃金統計 データ抽出・処理方法:2008年の平均賃金(基本給、社会保障、残業代、賞与を含む)
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	3,487~5,300	2,669~4,057	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	4,061~5,300	3,109~4,057	同上
	4.法定最低賃金(月額)	815	624	出所:勅令2128/2008 改定日:2009年 1月 1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常、給与2ヵ月相当		出所:ジェトロ・マドリード調べ 支給:7月・12月の分割払い。賞与相当額を織り込んだ年収(14ヵ月相当)を12ヵ月払いとしている企業もあり
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 29.90%+労災保険 ②被雇用者負担率 6.35% 雇用者負担分の内訳: 医療保険(23.60%)、失業保険(5.50%)、職業訓練(0.60%)、倒産保険(0.20%)		出所:労働移民政務省令2009年1月20日付 被雇用者の職種に応じた基本額(2009年は728.10~3,166.20ユーロの範囲内)に左記負担率を掛けて算出。 労災保険率は、業種により異なる(0.9~7.75%)
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	3.5% → 4.0% → 5.2%		出所:国家統計局、労働賃金統計
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	167~1,894	128~1,450	出所:CBリチャードエリス マドリード自治州内 VAT(16%)含む
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	4.55~15.15	3.48~11.60	同上
	10.事務所賃料(月額)(㎡当たり)	21.21~61.37	16.24~46.98	出所:CBリチャードエリス マドリード市内および周辺近郊 VAT(16%)含む
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,960~3,265	1,500~2,500	出所:ジェトロ・マドリード調べ マンション(100~150㎡)、家具付あり、駐車場あり、共益費は物件による、契約時に1ヵ月分の敷金
通信費	12.電話架設料	54.55	41.76	出所:テレフォニカ VAT(16%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 28.66 1分当たり通話料 0.13	21.94 0.10	出所:テレフォニカ 通話料は時間帯により価格設定あり VAT(16%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.85	2.18	出所:テレフォニカ VAT(16%)含む
	15.携帯電話加入料	31.86	24.39	出所:テレフォニカ・モビスター
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 0 1分当たりの通話料 0.68	0 0.52	出所:テレフォニカ・モビスター 通話先の電話会社、時間帯により価格設定あり VAT(16%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	61.97	47.44	出所:テレフォニカ 月額定額、最高通信速度6Mbps、ADSL 回線開設料:44.2ユーロ VAT(16%)含む
電気料金	18.産業用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 12.83 1kWh当たり料金 0.14	9.82 0.11	出所:エンデサ 2008年7月より自由化。供給電圧36~72.5kV、契約電力1,000kWの場合の平均的な料金(使用量に応じて料金異なる)。 特別税(5.113%)およびVAT(16%)含む
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 2.14 1kWh当たり料金 0.14	1.64 0.11	出所:産業観光商務省 使用量に応じて料金異なる VAT(16%)含む

スペイン(調査都市:マドリード)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 1.23~3.38	0.94~2.59	出所:マドリード自治州 建物の戸数や供給力、汚染率に応じて異なる。 VAT(7%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	1.08~4.05	0.83~3.10	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0.10 1kWh当たり料金の上限 0.04	0.08 0.03	出所:ガス・ナトゥラル 07年7月より自由化。VAT(16%)含む
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 8.36 1kWh当たり料金 0.08	6.40 0.06	出所:産業観光商務省 月額基本料は1kWh当たり契約料金 年間使用量に応じ、基本料固定額が異なる VAT(16%)含む
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出:工場(マドリード)→ 最寄り港(バルセロナ港)→横浜 港	4,186	3,204	出所:運輸会社 内訳は、国内輸送費(1,750ユーロ)+海上輸送費(1,900ド ル)でBAF、CAF含む。国内輸送費以外はドル建て金額に 基づきユーロ換算。 [参考]BAF 452ドル、CAF11.9%(09年2月時点)
	②第3国輸出:工場(マドリード) →最寄り港(バルセロナ港)→第3 国仕向け港(ニューヨーク港)	3,036	2,324	出所:運輸会社 内訳は、国内輸送費(1,750ユーロ)+海上輸送費(750ド ル)でBAF、CAF含まず。国内輸送費以外はドル建て金額 に基づきユーロ換算。 [参考]BAF 200ドル、CAF11.9%(09年2月時点)
	③対日輸入:横浜港→最寄港(バ ルセロナ港)→工場(マドリード)	5,086	3,893	出所:運輸会社 内訳は、海上輸送費(2,800ドル)+国内輸送費(1,750ユー ロ)、BAF、CAF含まず。国内輸送費以外はドル建て金額 に基づきユーロ換算。 [参考]BAF 452ドル、CAF11.9%(09年2月時点)
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	1.14	0.87	出所:産業観光商務省 全国ガソリンスタンド平均販売価格。諸税含む
	26.軽油価格(1ℓ)	1.18	0.90	同上
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	30 25(注)		出所:法35/2006 実効税率との差異無し、全ての法人所得が課税対象 (注)中小企業向け軽減法人税25%:前事業年度の純売 上高が800万ユーロ未満の場合、課税対象額0~12万 202.41ユーロまでに適用 なお、スペイン所在の持株会社における国外子会社より の受取配当金は、法人税課税対象外となる
	28.個人所得税 (最高税率、%)	43		出所:勅令439/2007 最低0%から最高43%までの5段階(0、24、28、37、43%) 配当金・利子・その他すべての所得が課税対象、各種控 除あり
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	16		出所:法37/1992 軽減税率:7%、特別軽減税率4%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所:日西租税条約
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0 10 15		出所:法43/1995 及び 日西租税条約(第10条) 上段:持株会社が海外子会社からの受配金を再配当した 場合(非課税扱い) 中段:当該子会社に25%以上出資のうえ、保有期間6ヵ月 以上の場合 下段:上記を満たさない場合
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10		出所:日西租税条約(第11条)
車 両	33.乗用車購入価格	23,227	17,780	出所:セアト(SEAT)、Automercado(自動車雑誌) 車種:セアト・レオン1.6Reference(国産車) 排気量:1,595cc 車体価格、輸送費、VAT(16%)、登録税含む
	34.大型乗用車購入価格	52,253	40,000	出所:メルセデス・ベンツ、Automercado(自動車雑誌) 車種:メルセデス・ベンツC230 排気量:2,496cc 車体価格、輸送費、VAT(16%)、登録税含む

ポルトガル(調査都市:リスボン)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	922~1,348	706~1,032	出所:日系企業製造業7社から聴取 データ抽出・処理方法:日系企業7社平均
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,557~2,637	1,192~2,019	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	2,272~4,683	1,739~3,585	同上
	4.法定最低賃金	588	450	出所:法令246/2008(2008年12月18日) 改定日:2009年1月1日 月額
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給の2ヵ月相当		出所:労働法第254条, 255条 休暇手当(夏季)およびクリスマス助成金:各1ヵ月相当
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 23.75% ②被雇用者負担率 11.00% 雇用者・被雇用者負担率の内訳 雇用保険 5.22% 医療保険 3.05% 年金 16.01% その他 10.47%		出所:政令199/1999(1999年6月8日)3条、政令200/1999 (1999年6月8日) 非営利団体、農業、漁業などに対する軽減措置あり
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	2.8% → 3.4% → n.a.		出所:ポルトガル中央銀行 年次報告書2007
地 価・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	542	415	工業団地名:Palmela
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	3.62	2.77	同上
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	24~26	18~20	出所:Diario Economico紙(2009年12月19日) 市内ビジネス街 通常、入居時に賃貸料2ヵ月相当前払い VAT非課税
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	3,266	2,500	出所:SAPO不動産 ①地区名:リスボン ②住宅の種類:アパート ③占有面積:170㎡ ④入居時に家賃2ヵ月相当前払い VAT非課税
通 信 費	12.電話架設料	232.01(ISDN) 112.61(アナログ)	177.60 86.20	出所:ポルトガルテレコム(PT) VAT(20%)含む
	13.電話利用料	月額基本料:44.77(ISDN) 19.84(アナログ) 1分当たり通話料:0.041	34.27 15.19 0.031	同上
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	4.92	3.77	出所:ポルトガルテレコム(PT) VAT(20%)含む
	15.携帯電話加入料	0	0	
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 19.952 最初の1分通話料 0.212 2分目以降通話料 0.047	15.273 0.162 0.036	出所:TMN (2009年3月1日より実施)
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	19.58(2Mb) 25.92(8Mb) 58.31(30Mb)	14.99 19.84 44.64	出所:ZON 月額定額、下り速度
電 気 料 金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 88.27 1kWh当たり料金 0.063	67.57 0.049	出所:EDP(ポルトガル・エネルギー会社) 1kWh当たり料金:夏季・通常時間 VAT(5%)含む
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 39.10 1kWh当たり料金 0.158	29.93 0.121	同上

ポルトガル(調査都市:リスボン)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 114.42 1m3当たり料金 1.809	87.59 1.385	出所:EPAL(リスボン水道会社) 1m3当たり料金:30日当たり20m3以上 口径50ミリ、VAT(5%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 14.75 1m3当たり料金 0.768	11.29 0.588	出所:同上 1m3当たり料金:30日当たり6~20m3まで VAT(5%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 7.38 1kWh当たり料金 0.062	5.65 0.047	出所:リスボンガス会社 年間1,001~1万m3までの契約 口径20ミリ、VAT(5%)含む
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 3.44 1kWh当たり料金 0.083	2.63 0.063	出所:同上 年間221~500m3までの契約 VAT(5%)含む
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出:工場(リスボン港)→ 最寄り港(リスボン港)→横浜港	1,666	1,275	出所:日本通運ポルトガル 工場所在地:リスボン港から20km 最寄港:ロッテルダム港経由 内訳:コンテナ20' 国内輸送費+海上輸送費+BAF(燃料 費調整係数)+CAF(通貨変動調整係数)
	②第3国輸出:工場(リスボン港) →最寄り港(リスボン港)→第3国 仕向け港(ニューヨーク港)	2,155	1,650	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(リ スボン港)→工場(リスボン港)	2,286	1,750	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	1.48	1.13	出所:Apetro(ポルトガル石油企業連盟)発表の2008年12 月燃料販売平均価格
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.36	1.04	同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	25		出所:2004年予算法(法107-B/2003) 国税。地方税として最高1.5%まで法人税課税対象利益 に課税される。法2/2007(2007年1月15日)
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	42		出所:2006年予算法(法60-A/2005) 7段階(10.5、13、23.5、34、36.5、40、42)
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	21(本土) 15(マデイラ諸島およびアゾレス諸島)		出所:法26-A/2008(6/27) 軽減税率は、本土:5、12%、マデイラ諸島およびアゾレス 諸島:4、8%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	20		出所:政令442-B/88(1988年11月30日)80条 政令192/2005(2005年11月7日)80条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	20		同上
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	15		同上
車両	*1.乗用車購入価格	30,004	22,968	車種:トヨタ・カローラ セダン1.4D4-D LUNA(輸入車) 排気量:1364cc 自動車税および(本体価格+自動車税) に対するVAT(21%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	89,975	68,876	車種:レクサス GS GS450(輸入車) 排気量:3456cc 自動車税および(本体価格+自動車税)に対するVAT (21%)含む

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	1,655	1,267	出所: 国家統計局 データ抽出・処理方法: 年額13,852.39ユーロ(2ヵ月の賞与を含む)に社会保障の雇用者負担分(28.06%)を加算し14で割って算出
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	4,645	3,556	出所: 国家統計局 データ抽出・処理方法: 年額38,878.01ユーロ(2ヵ月の賞与を含む)に社会保障の雇用者負担分(28.06%)を加算し14で割って算出
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	6,110	4,677	出所: 国家統計局 データ抽出・処理方法: 年額51,132.82ユーロ(2ヵ月の賞与を含む)に社会保障の雇用者負担分(28.06%)を加算し14で割って算出
	4.法定最低賃金	月額:915.74~1,263.98 日額:40.91~56.63	701.00~967.58 31.32~43.35	出所: 全国集団労働契約 改定日: 2008年9月1日 月額は未婚・職務未経験者から既婚・職務経験3年まで、日額も同様に職務経験6年までの幅がある。
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	キリスト復活祭、夏季各々0.5ヵ月分 およびクリスマス1ヵ月分		出所: 雇用・社会保障省
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率: 28.06% ②被雇用者負担率: 16.00% 雇用者負担率の内訳 雇用保険: 5.31% 医療保険: 5.10% 年金: 13.33% その他: 4.32%		出所: 社会保険基金(IKA) キリスト復活祭、夏季およびクリスマスに対する賞与には雇用者負担率に0.04166%が加算される。
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	10.96% → 4.85% → 2.16%		出所: 国家統計局
地 価・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格 (1㎡当たり)	77.73 62.18	59.50 47.60	出所: 投資庁 ①工業団地名: (上段)ラミア (下段)ボロス ②税・諸経費の内訳: 別途、購買税(9~11%)および土地登記のための弁護士費用(価格の約2%)がかかる
	9. 工業団地借料(月額) (1㎡当たり)	n.a.	n.a.	出所: 投資庁 工業団地における賃貸物件はない
	10.事務所賃料(月額) (1㎡当たり)	16.59/21.55 18.03 13.32	12.70/16.50 13.80 10.20	出所: 投資庁 ①地区名: (上段)シンタグマ/コロナキ (中段)マルーシ (下段)ピレウス(賃料は5つの物件の平均的価格) ②税・諸経費の内訳: 公共部分の清掃、セキュリティなどの諸経費およびVAT(19%)含む
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,960 1,489 1,241	1,500 1,140 950	出所: 投資庁 ①地区名: (上段)コロナキ (中段)キフィシア (下段)グリファダ (賃料は5物件の平均的価格) ②住宅の種類: マンション ③税・諸経費の内訳: 公共部分の清掃、セキュリティなどの諸経費およびVAT(19%)含む ④占有面積: およそ100㎡ ⑤通例、入居時に1ヵ月分の敷金および家賃を大家に支払う
通 信 費	12.電話架設料	45.60	34.91	出所: 電信電話公社(OTE) 入居する建物に既に移動する電話回線が入っていれば架設料はかからない。VAT(19%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 19.28 1分当たり通話料 0.04	14.76 0.03	出所: 同上 料金算定方法: 通話開始後の2分間は左記通話料が適用され、それ以降は時間帯によって0.000476~0.000515ユーロ/秒が加算される。VAT(19%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.15	0.88	出所: 同上 料金算定方法: 0.004889ユーロ/秒×180秒。VAT(19%)含む
	15.携帯電話加入料	0.00		出所: COSMOTE 加入料なし。ただし最低契約期間は半年間
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 11.35 1分当たり通話料 0.30	8.69 0.23	出所: 同上 料金算定方法: 「COSMOTE BASIC」プラン。通話料0.0039ユーロ/秒(通話時間が2時間/月までの場合)×60秒。通話時間が4時間/月までの場合は0.174ユーロ/分。他社の携帯電話との通話料金は0.288ユーロ/分。VAT(19%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	設置料 54.40 月額接続料 97.84	41.64 74.90	出所: 電信電話公社(OTE) 料金算定方法: 「access speed office conn-x@work OnDSL Office 24576/1024kbps」プラン。VAT(19%)含む

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (1kWh当たり)	月額基本料 3.42 1kWh当たり料金 0.18	2.62 0.14	出所: 電力供給公社(PPC) 料金算定方法: 契約容量25kVA以下の場合。VAT(9%)含む。4ヵ月ごとの請求
	19.一般用電気料金 (1kWh当たり)	月額基本料 3.36 1kWh当たり料金 0.10	2.57 0.08	出所: 同上 料金算定方法: 単相で4ヵ月間の消費量が800kWhまでの場合。VAT(9%)含む。2ヵ月ごとの請求
水道料金	20.産業用水道料金 (1m3当たり)	月額基本料 6.79~67.81 1m3当たり料金 1.19~ 1.41	5.20~51.91 0.91~1.08	出所: 水道供給公社(EYDAP) 料金算定方法: 月額基本料および1m3当たり料金は消費量により異なる。VAT(月額基本料: 19%、水道料: 9%)含む。請求は3ヵ月ごと 別途、下水道料金(水道料金の70%+VAT19%)、供給公社従業員の社会保障費(水道料金の1%+VAT19%)がかかる
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0.88~2.55 1m3当たり料金 0.59~ 4.61	0.67~1.95 0.45~3.53	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (1m3当たり)	月額基本料 350 1m3当たり料金 0.46	268 0.35	出所: アッティカ・ガス供給公社 ①料金算定方法: 消費量10万Nm3以上の施設の場合。1m3当たりの料金は1m3 x 11.5176 kWh/Nm3(月間変換指数) x 0.02765ユーロ/kWh[27.56ユーロ/MWh ÷ 1,000](電力料)で算出。VAT(9%)含む。請求は2ヵ月ごと ②ガスの種類: 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 3.80~19.76 1m3当たり料金 0.61	2.91~15.13 0.47	出所: 同上 ①料金算定方法: 月額基本料は住居タイプおよび消費量によって異なる。1m3当たりの料金は1m3 x 11.5176 kWh/Nm3(月間変換指数) x 0.03781ユーロ/kWh(月間電力料)で算出。VAT(9%)含む。請求は2ヵ月ごと ②ガスの種類: 天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出: 工場(アテネ)→最寄り港(ピレウス港)→横浜港	2,221	1,700	出所: 日系海運会社代理店 陸送料(200ユーロ+VAT19%)+荷積料(240ユーロ)+海上運賃(990ドル+CAF15%)+BAF(400ドル)+CAS(6ドル)+スエズ通過料(8ドル)+対アデン湾海賊保険料(44ドル)。CASIは輸送保全追加料
	②第3国輸出: 工場(アテネ)→最寄り港(ピレウス港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	2,324	1,779	出所: 日系海運会社代理店 陸送料(200ユーロ+VAT19%)+荷積料(240ユーロ)+海上運賃(1,700ドル)。BAF、CAF込み
	③対日輸入: 横浜港→最寄り港(ピレウス港)→工場(アテネ)	2,713	2,077	出所: 日系海運会社代理店 海上運賃(1,400ドル+CAF15%)+BAF(400ドル)+CAS(6ドル)+スエズ通過料(8ドル)+対アデン湾海賊保険料(44ドル)+荷下料(256ユーロ)+陸送料(200ユーロ+VAT19%)。CASIは輸送保全追加料
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	0.10~1.31	0.08~1.00	出所: gasprice.gr(2009年1月31日時点)
	26. 軽油価格(1ℓ)	0.600~0.65	0.46~0.50	同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	国税: 25 地方税: 0 その他公租公課: 0		出所: 国家経済・財務省(投資庁)
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	40		出所: 国家経済・財務省(投資庁) 税率は0%、27%、37%、40%の4段階に別れる。
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	19		出所: 国家経済・財務省(投資庁) ①国税 食品、医薬品、交通機関などの税率は9%、新聞や書籍類は4.5%の税率が適用される。島嶼部ではそれぞれ13%、6%、3%となっている。
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所: 国家経済・財務省(投資庁) 日本との租税条約は未締結
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	10		同上
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	20		同上
車両	*1.乗用車購入価格	20,901	16,000	出所: autotriti.gr 日産ティダ1.6Motiva 4DR、1598cc。ナンバープレートなど諸経費の500ユーロを含む
	*2.大型乗用車購入価格	76,029	58,200	出所: autotriti.gr メルセデス・ベンツE280、2996cc。ナンバープレートなど諸経費の800ユーロを含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	2,168	1,659	1,488	出所:国民統計局(ONS)「2008 Annual Survey of Hours and Earnings」 抽出・処理方法:年額を月額換算
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	4,672	3,576	3,207	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	5,811	4,448	3,989	同上
	4.法定最低賃金	(1)5.14 (2)6.95 (3)8.35	(1)3.94 (2)5.32 (3)6.39	(1)3.53 (2)4.77 (3)5.73	出所:ビジネス・企業・規制改革省 (1)16～17歳、(2)18～21歳、(3)22歳以上。時給 改定日:2008年10月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	支給する企業は少ない			出所:同上 賞与支給率について一般的な定義はない
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 12.8% ②被雇用者負担率 11% 雇用者負担率の内訳:失業保険、医療保険、年金などを一括した国民保険を採用			出所:歳入関税庁 基準レート
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	4.1% → 4.0% → 3.5%			出所:国民統計局(ONS)
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	198～269	152～206	136～185	出所:インベスト・ミルトン・キーンズ ①工業団地名:ミルトン・キーンズ ②税・諸経費の内訳:諸経費含まず、VAT非課税
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	8.23～14.38	6.30～11.00	5.65～9.87	出所:同上 ①工業団地名:同上 ②税・諸経費の内訳:事業税、手数料、保険料含む。VAT非課税 年額を月額換算
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	108	83	74	出所:CBリチャード・エリス「Global MarketView Office Occupancy Costs November 2008」 ①工業団地名:シティ ②税・諸経費の内訳:税・諸経費を含む総コスト
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,841～4,418	2,174～3,382	1,950～3,033	出所:ロンドンー東京プロパティサービス ①地区名:セント・ジョーンズウッド ②住宅の種類:2寝室のアパート ③税・諸経費の内訳:VAT非課税(敷金含まず) ④占有面積:n.a. ⑤契約時に1ヵ月相当の敷金が必要な場合が多い
通信費	12.電話架設料	178	136	122	出所:BT 料金算定方法:法人向け料金(新規)、VAT(15.0%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 25 1分当たり通話料 0.07	19 0.06	17 0.05	出所:同上 料金算定方法:法人向け料金、1分当たりの通話料はロンドン市内(月～金の8～18時まで)、VAT(15.0%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	平日・昼間:0.50 平日・夜間:0.34 休日:0.34	0.38 0.26 0.26	0.34 0.23 0.23	出所:同上 料金算定方法:平日・昼間は月～金の6～18時まで、平日・夜間は月～金の18～6時まで、VAT(15.0%)含む
	15.携帯電話加入料	0	0	0	出所:O2
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 47 1分当たり通話料①0.13 ②0.51	36 ①0.10 ②0.39	32 ①0.09 ②0.35	出所:同上 料金算定方法:法人向け(Small Business Regular User)通話相手がO2の場合は無料、VAT(15.0%)含む、①固定電話、②他の携帯
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	34	26	23	出所:BT 法人向けADSL 下り最大8Mb、ルータ設置費用は含まず、VAT(15.0%)含む
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	料金算定方法:非公表
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 0 1kWh当たり料金①0.35 ②0.17	0 ①0.27 ②0.13	0 ①0.24 ②0.12	出所:ブリティッシュ・ガス 料金算定方法:基本料金なしの単一料金メニュー(口座振替による支払い、割引込み)、VAT(5%)含む、 ①年間500kWh利用分まで、②年間500kWhを超えた分

英国(調査都市:ロンドン)

[1米ドル=0.7655ユーロ]、[1ユーロ=0.8969ポンド]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 6.19(パイプ径が15mm以下の料金) 1m3当たり料金 1.56	4.74 1.19	4.25 1.07	出所:テムズ・ウォーター 料金算定方法:VAT非課税 1m3当たり料金は年間使用料に応じて単価が異なる
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 6.19 1m3当たり料金 1.56	4.74 1.19	4.25 1.07	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	料金算定方法:非公表
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 1.22 (年間約242m3利用以下) 0.63(年間約242m3超の利用)	0 0.94 0.48	0 0.84 0.43	出所:ブリティッシュ・ガス ①料金算定方法:基本料金なしの単一料金メニュー(口座振替による支払い、別途割引あり)、VAT(5%)含む ②ガスの種類:天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(ミルトン・キーンズ)→最寄り港(サウザンプトン)→横浜港	1,595	1,221	1,095	出所:英国日本通運 海上運賃、CAF、BAF、コンテナ輸送費等を含む標準コスト、VAT非課税
	②第3国輸出:工場(ミルトン・キーンズ)→最寄り港(サウザンプトン)→第3国仕向け港(ニューヨーク)	2,500	1,913	1,716	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(サウザンプトン)→工場(ミルトン・キーンズ)	3,818	2,922	2,621	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.31	1.00	0.90	出所:英国自動車連盟(AA) 料金算定方法:ロンドン市内平均価格、2008年12月値(2009年1月発表)、VAT(15.0%)を含む市況価格
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.49	1.14	1.02	同上
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	国税:21または28			出所:歳入関税庁 課税所得が0～30万ポンドまでは21%、30万～150万ポンドまでは課税所得に応じ、係数を400分の7とした限界軽減税率分数を適用、150万ポンド超は28%を適用
	28.個人所得税 (最高税率、%)	40			出所:同上 課税所得額のうち、2,320ポンドまで10%(利子所得のみに適用)、3万4,800ポンドまで20%、これを超える場合は40%課税され、これらを積算したものが個人所得税となる
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	15			出所:同上 国税(標準税率)、15%は2008年12月1日から2009年12月31日までの時限措置の税率であり、2010年1月1日に17.5%に戻る、軽減税率あり、家庭用光熱費、省エネのための設備など:5%、食料品、書籍、新聞、医薬品、医療器具、衣料品など:0%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	0または10			出所:同上および日英新租税条約 ①政府機関、金融機関等は免税、その他は10% ②日本との租税条約:第11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0、5、または10			出所:同上 ①親子会社間(諸要件を満たす場合)は持株割合50%以上が0%、持株割合10%以上は5%、その他は10% ②日本との租税条約:第10条
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	0			出所:同上 日本との租税条約:第12条
車両	*1.乗用車購入価格	21,049	16,111	14,450	出所:ヴォックスホール(Vauxhall) Astra Life 1.6i 16v VVT (115ps) Easytronic VAT(15.0%)、諸経費込み
	*2.大型乗用車購入価格	46,693	35,740	32,055	出所:メルセデス・ベンツ・チェルシー(Mercedes-Benz Chelsea) Eクラスセダン VAT(15.0%)、諸経費込み

アイルランド(調査都市:ダブリン)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	3,976	3,044	出所:アイルランド中央統計局(CSO)「Earnings and Labour Costs Quarter 1 2008 (Final), Quarter 2 2008 (Preliminary Estimates)」 データ抽出・処理方法:2008年第2四半期の週給データを月額換算
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	6,443~7,233	4,932~5,537	出所:アイルランド技術者協会(IEI)「Salary Survey 2008」 データ抽出・処理方法:IEIアソシエート・メンバー(AMIEI)の年棒平均値(2008年値・男性勤続11~20年)を月額換算
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	6,068	4,645	出所:アイルランド中央統計局(CSO)「Earnings and Labour Costs Quarter 1 2008 (Final), Quarter 2 2008 (Preliminary Estimates)」 データ抽出・処理方法:2008年第2四半期の週給データを月額換算
	4.法定最低賃金	11.30	8.65	出所:国家雇用権利局(NERA) 時給
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	—		賞与支給率について一般的な定義はなく、雇用主の判断による
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 10.75% ②被雇用者負担率 6.00% 雇用者負担率の内訳 ①一括で徴収され内訳なし ②給与関連社会保険PRSI:4.0%、健康保険:2.0%		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners) 被雇用者負担率は年収5万2,000ユーロ以下の場合 年収5万2,000ユーロ超10万100ユーロ以下の所得に対しては2.0%の健康保険料を徴収、10万100ユーロ超に対しては2.5%の健康保険料を徴収
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	3.5% → 4.9% → 1.4%		データ出所:アイルランド中央統計局(CSO) 「Industrial Earnings and Hours Worked March and June (Final)及びEarnings and Labour Costs Quarter 1 2008 (Final) Quarter 2 2008」(Preliminary Estimates) 2007年値は前年同月(6月)比、2008年値は前年同期(第2四半期)比における上昇率、2007年3月値以降CSOは統計方法を変更
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	312~695	239~532	出所:ウィリアム・ハーヴェイ&Co ①工業団地名:ダブリン首都圏内 ②税・諸経費の内訳:印紙税(購入価格を8万ユーロ超と想定し6%)、VAT(土地購入価格の13.5%)含む
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	9~16	7~12	出所:同上 ①工業団地名:ダブリン南西地区工業団地「Clondalkin Industrial Estate」および「Greenogue Business Park」 ②税・諸経費の内訳:印紙税(35年以内の賃貸の場合、年間賃料の1%)、VAT非課税、年額を月額換算
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	41~61	31~47	出所:「アイリッシュ・タイムズ」紙ウェブサイト(myhome.ie欄) ①工業団地名:ダブリン市街地の数箇所 ②税・諸経費の内訳:印紙税(35年以内の賃貸の場合、年間賃料の1%)、VAT非課税
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,650~3,958	1,263~3,030	出所:同上 ①地区名:ダン・レアリー(ダブリン南郊外) ②住宅の種類:3寝室のアパート、一軒家 ③税・諸経費の内訳:VAT非課税 ④占有面積:n.a.
通 信 費	12.電話架設料	159.38	122	出所:エアコム 料金算定方法:新規引込の場合、VAT(13.5%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 33 1分当たり通話料 0.07	25 0.05	出所:同上 料金算定方法:法人向け料金(standard phone line)、1分当たりの通話料はダブリン市内(月~金の8~18時まで)、VAT(21.5%)含む、平日夜間及び休日は0.01ユーロ
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	平日・昼間:3.37 平日・夜間:2.69 休日:1.72	2.58 2.06 1.32	出所:同上 料金算定方法:平日・昼間は月~金の8~18時まで、平日・夜間は月~金の18時~8時まで、VAT(21.5%)含む
	15.携帯電話加入料	0.00	0	出所:ボーダフォン
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 25~116 1分当たり通話料 0.24~ 0.46	19~89 0.18~0.35	出所:同上 料金算定方法:月額基本料は料金プランにより6段階でプラン毎の無料通話分を含む、1分当たり通話料は料金プラン毎に異なる、VAT(21.5%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	32.78	25.09	出所:エアコム ADSL常時接続 下り最大1Mb、初期接続費用不要、VAT(21.5%)含む

アイルランド(調査都市:ダブリン)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 18 1kWh当たり料金 ①0.29 ②0.25	14 ①0.22 ②0.19	出所:アイルランド電力庁(ESB) 料金算定方法:中小企業向け料金 日額基本料を月額換算、VAT(13.5%)含む、①年間47,815kWh利用分まで、②年間47,815kWhを超えた分
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 12 1kWh当たり料金 0.25	9 0.19	出所:同上 料金算定方法:Urban 24hr tariff、日額基本料を月額換算、VAT(13.5%)含む
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 13 1m3当たり料金 2.00	10 1.53	出所:ダブリン市役所 料金算定方法:VAT非課税
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	—	—	出所:the Citizens Information Board 料金算定方法:通常是一般水道料金は課金されていない
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 6.43 1m3当たり料金 0.61	4.92 0.47	出所:ガス供給局、サステナブル・エナジー・アイルランド ①料金算定方法:中規模企業向け料金、VAT(13.5%)含む、年間使用量約6,404m3超、供給容量約329m3まで、年使用量のピーク日は1m3当たり0.24ユーロ加算される ②ガスの種類:天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 6.43 1m3当たり料金 0.93	4.92 0.71	出所:同上 ①料金算定方法:基本料金ありの通常料金、VAT(13.5%)含む ②ガスの種類:天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出:工場(ダブリン南西地区工業団地)→最寄り港(ダブリン港)→横浜港	1,946	1,490	出所:アイルランド日本通運 海上運賃、BAF、CAF、コンテナ輸送費等を含む標準コスト、VAT非課税
	②第3国輸出:工場(ダブリン南西地区工業団地)→最寄り港(ダブリン港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	2,088	1,598	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ダブリン港)→工場(ダブリン南西地区工業団地)	3,829	2,931	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.24	0.95	出所:アイルランド自動車協会 料金算定方法:上記協会が実施した小売平均価格の公表値、レギュラー無鉛、諸税・VAT(21.5%)含む
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.23	0.94	出所:同上 料金算定方法:上記協会が実施した小売平均価格の公表値、ディーゼル油、諸税・VAT(21.5%)含む
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	国税:12.5		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners) 国税:12.5%、地方税:0%、その他公租公課:0%
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	41		出所:同上 単身(子供なし)、単身(子供あり)、配偶者あり(1人収入)、配偶者あり(共働き)によって課税所得階層が異なる。 税率20%が適用されるのは課税所得が3万6,400ユーロ、4万400ユーロ、4万5,400ユーロ、夫婦合わせて7万2,800ユーロ以下の場合で、いずれも超えた分への税率は41%
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	21.5		出所:同上 国税(標準税率)、軽減税率あり 特定の燃料、建築サービス、特定の新聞など:13.5%、家畜など:4.8%、特定の食料品、飲料、医薬品など:0%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所:同上および日本・アイルランド租税条約 第12条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0		出所:同上および日本・アイルランド租税条約 第11条
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10		出所:同上および日本・アイルランド租税条約 第13条
車両	*1.乗用車購入価格	28,643	21,926	出所:キャロル・キンセラ トヨタ・カローラ・サロン1.4VVT-I VAT(21.5%)、諸経費込み
	*2.大型乗用車購入価格	74,461	57,000	出所:デニス・マホーニ メルセデス・ベンツ E200(Eクラスサロン) VAT(21.5%)、諸経費込み

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	3,628	2,777	出所:ノルトライン・ヴェストファーレン州統計局 データ抽出・処理方法:2008年4~6月期実績
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	4,561	3,492	出所:PersonalMarkt Services社
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	6,920	5,297	同上
	4.法定最低賃金	10.52~16.79	8.05~12.85	出所:ドイツ連邦統計局 改定日:2009年1月1日 データ抽出・処理方法: 数値は西部ドイツ 最低賃金は、労使間の労働協約により規定。ただし、一部の業種では、労使が同意しない場合でも、適用すべき最低賃金が法的に定められている。左記はその数値。建設業、建設関連電気・塗装・解体業、建設清掃業、郵便サービス業が対象業種
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	月給の55~110%		出所:Hans Boeckler財団経済社会科学研究所
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 19.2% ②被雇用者負担率 20.4% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 1.4% 医療保険 7.0% 年金 9.95% その他 介護保険 0.85%		出所:ハノーバー商工会議所 健康保険料率は被雇用者・雇用者負担分いずれも2009年のみ0.3ポイント軽減
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	0.9% → 1.6% → 2.3%		出所:ドイツ連邦統計庁局
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	196	150	出所:デュッセルドルフ市経済振興局 ①工業団地名:Duderstaedter Str. ②税・諸経費の内訳:土地取得税 3.5%、公証手続等 1.5%、仲介手数料3.0%(交渉可)
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	7.18	5.5	出所:デュッセルドルフ市経済振興局 ①工業団地名:Theodorstrasse 297 ②税・諸経費の内訳:敷金2~3ヵ月分、仲介手数料10年分賃料の2~3%(交渉可)
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	21.03	16.10	出所:現地不動産会社 ①工業団地名:Immermannhof ②税・諸経費の内訳:敷金2~3ヵ月分
	11.駐在員用住宅借上料 (月額)	1163	890	出所:現地不動産会社 ①地区名:Oberkassel ②住宅の種類:フラット ③税・諸経費の内訳:雑費175ユーロ ④占有面積:94㎡ ⑤敷金は家賃3ヵ月分
通 信 費	12.電話架設料	78.31	59.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
	13.電話利用料	月額基本料 24.76 1分当たり通話料 0.02 0.04	18.95 0.016 0.03	出所:同上 1分当たり通話料の上段は市内、下段は国内
	14.国際通話料金(日本向け3分間)	0.08	0.0597	出所:Veruvov(価格比較ウェブサイト)
	15.携帯電話加入料	32.59	24.95	出所:ドイツテレコム(T-Mobile) オンライン申し込みの場合は無料
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 32.59 1分当たり通話料 0~0.38	24.95 0~0.29	出所:同上
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	91.42 52.19	69.98 39.95	出所:同上 上段:加入料・導入手数料、下段:月額利用料 ADSL 1M (T-DSL1000)の場合。キャンペーン期間中は割引となる場合あり
電 気 料 金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 16.33 1kWh当たり料金 0.22	12.50 0.166	出所:デュッセルドルフ現業公社 料金算定方法:基本料金は年額で一括支払。VAT (19%)含まず。VATは一旦支払った後、還付申請を受ける
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 7.51 1kWh当たり料金 0.26	5.75 0.20	出所:同上 料金算定方法:基本料金は年額で一括支払。VAT (19%)含む

ドイツ(調査都市:デュッセルドルフ)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 16.33 1m3当たり料金 2.27	12.50 1.738	出所:デュッセルドルフ現業公社 料金算定方法:基本料金は年額で一括支払。VAT(7%) 含まず。VATは一旦支払った後、還付申請を受ける
	21.一般用水道料金(m3当たり)	月額基本料 17.47 1m3当たり料金 2.43	13.38 1.86	出所:同上 上段:月額基本料、下段:1m3当たり料金 料金算定方法:基本料金は年額で一括支払。VAT(7%) 含む。
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 11.98 1m3当たり料金 0.82	9.17 0.63	出所:同上 ①料金算定方法:年間使用量1万kWh以上。基本料金は 年額一括支払。VAT(19%)含まず。VATは一旦支払った 後、還付申請を受ける ②ガスの種類:天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 10.96 1m3当たり料金 1.09	8.39 0.83	出所:同上 ①料金算定方法:年間使用量2,746kWh~1万kWhの場 合。基本料金は年額で一括支払。VAT(19%)含む ②ガスの種類:天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出:工場(デュッセルドルフ)→最寄り港(ロッテルダム港)→横浜港	723	553	出所:日系物流会社
	②第3国輸出:工場(デュッセルドルフ)→最寄り港(ロッテルダム港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	1,223	936	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ロッテルダム港)→工場(デュッセルドルフ)	3,323	2,543	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.53	1.17	出所:clever-tanken.de(価格比較ウェブサイト)
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.43	1.10	同上
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	15		出所:連邦財務省、ドイツ経済研究所 左記国税に加え、以下が課される: 地方税(営業税):14~16% 2008年の実効税率:平均28.9%
	28.個人所得税 (最高税率、%)	42		出所:連邦財務省 累進課税。課税最低限は年収7,664ユーロ。最低15%から 最高42%。年収25万ユーロ以上の独身者、同50万ユーロ 以上の既婚者には、別途富裕税を3%賦課
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	19		出所:連邦財務省 軽減税率7%(食品、書籍等)
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所:日独租税協定(11条)
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15		出所:日独租税協定(10条)
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10		出所:日独租税協定(12条)
車 両	*1.乗用車購入価格	28,047	21,470	出所:フォルクスワーゲン(VW) 車種:VWゴルフ Comfortline 1.6 ラジオ、エアコン、冬用タイヤ、登録手数料等含む
	*2.大型乗用車購入価格	57,446	43,975	出所:メルセデス・ベンツ 車種:メルセデス・ベンツ E280 4MATIC ラジオ、エアコン、冬用タイヤ、登録手数料等含む

ドイツ(調査都市:イエナ)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	2,647	2,026	出所:ドイツ連邦統計局 データ抽出・処理方法:最低2年の訓練を受けたワーカーの賃金
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	4504	3448	出所:同上 データ抽出・処理方法:最低4年の訓練を受けたエンジニアの賃金
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	4,572 ~ 5,029	3,500 ~ 3,850	出所:同上
	4.法定最低賃金	8.60~13.59	6.58~10.40	出所:同上 改定日:2009年1月1日 データ抽出・処理方法: 数値は東部ドイツ(ベルリンを除く) 最低賃金は、労使間の労働協約により規定。ただし、一部の業種では、労使が同意しない場合でも、適用すべき最低賃金が法的に定められている。左記はその数値。建設業、建設関連電気・塗装・解体業、建設清掃業、郵便サービス業が対象業種
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	休暇手当:月給の約30% クリスマス手当:月給の約60%		出所:チューリンゲン州統計局 休暇手当は夏季に支払われることが多い
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 22.4% ②被雇用者負担率 20.5% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 1.4% 医療保険 7.3% 年金 9.95% その他 介護保険 0.85%/労災保険 0.4~2.9%		出所:チューリンゲン州経済振興公社 労災保険は全額雇用者負担。業務上身体にかかるリスクレベルに応じて異なる。 健康保険料率は被雇用者・雇用者ともに2009年のみ0.3ポイント負担軽減
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	1.2% → 1.0% → n.a.		出所:同上
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	52~105	40~80	出所:イエナ市の不動産会社 ①工業団地名:イエナ市およびイエナ市近郊の複数の工業団地 ②税・諸経費の内訳:工業地域固定資産税3.5%、登録費用700ユーロ(購入価格10万ユーロあたり)、不動産登録税700ユーロ
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	3.92~12.41	3.00~9.50	出所:複数の不動産会社 ①工業団地名:イエナ市およびイエナ市近郊の複数の工業団地 ②税・諸経費の内訳:共益費を除く。共益費は使用量によって変動(1㎡あたり約1.50ユーロから) 特別地域=特別な整備を要する工業団地(クリーンルームなど)。特別地域は16.6ユーロから。
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	7.18~11.76	5.50~9.00	出所:ドイツ不動産連盟 ①工業団地名:イエナ市およびイエナ市近郊の複数の事務所 ②税・諸経費の内訳:共益費を除く(1㎡あたり2.44ユーロ)
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	718~980	550~750	出所:イエナ市 ①地区名:イエナ市及びイエナ市近郊の住宅地域 ②住宅の種類:アパート(最新式、1~5部屋) ③税・諸経費の内訳:共益費(1㎡あたり1.80ユーロ) ④占有面積:50㎡~150㎡ ⑤保証金(家賃1~2ヵ月分)の支払い。時に仲介料(家賃1~2ヵ月分)が必要(交渉可)
通 信 費	12.電話架設料	78.31	59.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
	13.電話利用料	月額基本料 24.76 1分当たり通話料 0.02 0.04	18.95 0.016 0.03	出所:同上 1分当たり通話料の上段は市内、下段は国内
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.08	0.060	出所:Veruvov(価格比較ウェブサイト)
	15.携帯電話加入料	32.59	24.95	出所:ドイツテレコム(T-Mobile) オンライン申し込みの場合は無料
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 32.59 1分当たり通話料 0~0.38	24.95 0~0.29	出所:同上
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	91.42 52.19	69.98 39.95	出所:ドイツテレコム(T-Home) 上段:加入料・導入手数料、下段:月額利用料 ADSL 1M(T-DSL1000)の場合。キャンペーン期間中は割引となる場合あり

ドイツ(調査都市:イエナ)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 11.66 1kWh当たり料金 0.33	8.93 0.251	出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法: 年額基本料を月額換算
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 11.66 1kWh当たり料金 0.30	8.93 0.2291	同上
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 403 1m3当たり料金 2.57 1m3当たり下水処理料金 2.08	308 1.97 1.59	同上
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 67.09 1m3当たり料金 2.57 1m3当たり下水処理料金 2.08	51.36 1.97 1.59	出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 料金算定方法: 上段は年額基本料を月額換算。下段は非課税。
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 3.11 1m3当たり料金 0.09	2.38 0.065	出所: 同上 ①料金算定方法: 年間使用量42,505kWh以上の場合。年額基本料を月額換算 ②ガスの種類: 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 21.38 1m3当たり料金 0.08	16.37 0.062	出所: 同上 ①料金算定方法: 年額基本料を月額換算 ②ガスの種類: 天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出: 工場(イエナ)→最寄り港(ハンブルグ港)→横浜港	1,521	1,164	出所: シェンカードイテラント 陸送費(イエナ→ハンブルグ港)770ユーロ。海上輸送費(ハンブルグ港→横浜港、CFR)515ドル(394ユーロ)
	②第3国輸出: 工場(イエナ)→最寄り港(ハンブルグ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	1,831	1,402	出所: 同上 陸送費(イエナ→ハンブルグ港)770ユーロ。海上輸送費(ハンブルグ港→ニューヨーク、CFR)826ドル(632ユーロ)
	③対日輸入: 横浜港→最寄港(ハンブルグ港)→工場(イエナ)	3,156	2,416	出所: 同上 海上輸送費(横浜港→ハンブルグ港、FOB)2,150ドル(1,646ユーロ)。陸送費(ハンブルグ港→イエナ)770ユーロ
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.51	1.157	料金算定方法: イエナ市内のガソリンスタンド4件の平均値(2009年1月26日現在)
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.36	1.04	同上
税制	27. 法人所得税 (表面税率、%)	15		出所: 連邦財務省、ドイツ経済研究所 左記国税に加え、以下が課される: 地方税(営業税): 14~16% 2008年の実効税率: 平均28.9%
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	42		出所: 連邦財務省 累進課税。課税最低限は年収7,664ユーロ。最低15%から最高42%。年収25万ユーロ以上の独身者、同50万ユーロ以上の既婚者には、別途富裕税を3%賦課。
	29. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	19		出所: 連邦財務省 軽減税率7%(食品、書籍等)
	30. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所: 日独租税協定(11条)
	31. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15		出所: 日独租税協定(10条)
	32. 日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	10		出所: 日独租税協定(12条)
車両	*1.乗用車購入価格	22,338	17,100	出所: オペル 車種: オペル・コルサ(Opel Corsa) 排気量: 1,400cc 基本価格(オプションなし)
	*2.大型乗用車購入価格	46,636	35,700	出所: BMW 車種: BMW 325i 排気量: 3,000cc 基本価格(オプションなし)

オーストリア(調査都市:ウィーン)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	3,389	2,594	出所:連邦労働院 公式発表資料はなく、電話で聴取
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	5,029	3,850	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	6,142	4,702	同上
	4.法定最低賃金	-	-	法律で最低賃金は定められていない
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-		法律で定められていないが、慣例として1ヵ月相当分を夏・冬の2回(合計2ヵ月分)支給
	6.社会保障負担率	①雇用者負担率 20.78% ②被雇用者負担率 17.07% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 3.0% 医療保険 3.83% 年金 12.55% その他(障害保険) 1.40%		出所:オーストリア社会保険組合連合会
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	4.7% → 4.3% → 5.6%		出所:オーストリア経済研究所(Wifo) 2008年は09年1月時点の予測値
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (1㎡当たり)	327	250	出所:ウィーン市内大手不動産会社 工業団地名:ウィーン市ドナウシティ
	9.工業団地借料(月額) (1㎡当たり)	3.14	2.4	出所:同上 工業団地名:ウィーン市郊外シュトレバースドルフ
	10.事務所賃料(月額) (1㎡当たり)	25	18.57	出所:同上 所在地:ウィーン市中心部(1区)
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	3266	2500	出所:同上 ①地区名:ウィーン市内19区デュープリング ②住宅の種類:アパート ③税・諸経費の内訳:税・管理費込み ④占有面積:220㎡
通信費	12.電話架設料	218.00	167	出所:テレコム・オーストリア
	13.電話利用料	月額基本料 20.88 1分当たり通話料 0.08	15.98 0.06	出所:同上 通話料は平日8~18時の料金
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.45	1.11	同上
	15.携帯電話加入料	0.00	0.00	出所:A1 「A1Easyモデル」の場合、24ヵ月以内に解約した場合には59.90ユーロが課される。他社では例えばオレンジ社49.90ユーロなどがある
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 19.6 1分当たり通話料 0.07	15 0.05	出所:同上 上記オレンジ社の場合は、月額基本料9ユーロ、1分当たり通話料0.09ユーロ
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 218 月額使用料(固定) 26	167 19.9	出所:テレコム・オーストリア ADSL下り8Mbit、上り786Kbit
	18.産業用電気料金 (1kWh当たり)	月額基本料 2.83 1kWh当たり料金 0.11	2.16 0.08	出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は1kWh当たり料金。年額1kWh当たり25.9780ユーロを月額換算。1kWh当たりの料金は4月1日~9月30日の夏季料金
電気料金	19.一般用電気料金 (1kWh当たり)	月額基本料 4.39 1kWh当たり料金 0.23	3.36 0.18	出所:同上 月額基本料は1kWh当たり料金。年額1kWh当たり40.32を月額換算

オーストリア(調査都市:ウィーン)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (1m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 4.02	0 3.08	出所: ウィーン市 上水1.3ユーロ+下水1.78ユーロ
	21.一般用水道料金 (1m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 4.02	0 3.08	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (1m3当たり)	月額基本料 67.04 1m3当たり料金 0.99	4.28 0.75	出所: ウィーン・エネルギー 月額基本料は年額51.3192ユーロを月額換算。1m3当たりの料金は使用量によって異なる。左記は年間使用量8,000kWh以下の場合。
	23.一般用ガス料金 (1m3当たり)	月額基本料 67.04 1m3当たり料金 0.99	4.28 0.75	同上
輸送	24.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)			
	①対日輸出: 工場(ウィーン)→最寄り港(ブ レーメン)→横浜港	1,762	1,349	出所: 日系フォワーダー 海上運賃650ドル+陸上運賃851ユーロ。燃料費変動割 り増し(BAF)、為替変動割り増し(CAF)を含む
	②第3国輸出: 工場(ウィーン)→最寄り港(ブ レーメン)→第3国仕向け港 (ニューヨーク)	2,246	1,719	出所: 同上 陸上運賃1,011ユーロ+海上運賃925ドル。BAF、CAFを 含む
	③対日輸入: 横浜港→最寄港(ハンブルク)→ 工場(ウィーン)	3,323	2,544	出所: 同上 海上運賃1,795ドル+陸上運賃1,170ユーロ。BAF、CAFを 含む
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.09	0.838	出所: 市内ガソリンスタンド(BP)
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.21	0.93	同上
税制	27. 法人所得税 (表面税率、%)	25		出所: オーストリア経済振興公社資料 企業登記後4四半期は一律273ユーロ/四半期、それ以 降赤字の場合は有限会社で437.50ユーロ/四半期、株式 会社で875ユーロ/四半期が課される
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	50		出所: 所得税法(400/1988改正) 税区分: (1)年収1万1,000ユーロ以下: 0%、(2)年収1万 1,000ユーロ超~2万5,000ユーロ: 36.5%、(3)年収2万 5,000ユーロ超~6万ユーロ: 43.214%、(4)年収6万ユー ロ超: 50%
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	20		出所: オーストリア経済振興公社 食品、書籍、絵画、観劇、公共交通機関運賃、農業機械 などで10%の軽減税率あり
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	0		出所: 日本との租税条約(第10条)
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	一般20、親子間10		出所: 日本との租税条約(第9条) 親子間要件: (1)持株比率50%を超えること、(2)事業年 度終了まで12ヵ月以上保有
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
車両	*1.乗用車購入価格	19,582	14,990	出所: 起亜自動車(正規ディーラー) KIA Cee'd 1.4 CVVT 66kW(輸入車)、1400cc
	*2.大型乗用車購入価格	74,613	57,116	出所: メルセデス・ベンツ(正規ディーラー) メルセデス・ベンツ E350 CDI BlueEFFICIENCY、3500cc

スイス(調査都市:ジュネーブ)

[1米ドル=1.1259スイス・フラン]、[1ユーロ=1.4708スイス・フラン]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スイス・フラン	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	4,707	3,603	5,300	出所:ジュネーブ州政府統計年鑑(2008年版) データ抽出・処理方法:製造業平均給与(2006年のデータ)
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	7,167	5,486	8,069	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	7,898	6,046	8,892	同上
	4.法定最低賃金	法的に決まった額はない。各業界が労使協定で設定。			出所:連邦統計局 2005年の場合、業界で設定した最低月収は2,281フラン(繊維)~4,167(建設)
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1ヵ月分			出所:スイス外国企業誘致局 13ヵ月目の給与と呼ばれている。慣行的なものであるが、多くの企業が採用している。企業によっては出さないところもある。また2、3ヵ月分支払うところもある。
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 15.47% ②被雇用者負担率 11.87% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 1.0% 医療保険 ー(個人の選択および加入) 年金 11.85%(義務的の老齢年金5.05%、企業老齢年金6.8%) その他 2.62%(家族手当1.4%、傷害保険1.2%、出産保険0.02%)			出所:ジュネーブ州政府 国際比較2008/2009
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	1.2% → 1.6% → 1.9%			出所:連邦統計局 08年は第3四半期の前年同期比
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格(㎡当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:ジュネーブ州政府経済振興局 産業地区は賃貸契約が一般的で、99年契約も可能。 土地購入価格は発表されていない。年間平均賃貸料は、97フラン/㎡
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	7.18	5.49	8.08	出所:ジュネーブ州政府 国際比較2008/2009 ①工業団地名:全体平均数値 ②税・諸経費の内訳:含まず
	10.事務所賃料(月額)(㎡当たり)	34.94	26.75	39.34	出所:不動産検索サイト www.geneveimmobilier.ch ①地区:中央駅に近いオフィス地域(郵便番号1201,1202)の物件の平均額 ②税・諸経費の内訳:光熱費等含まず
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	5,033	3,853	5,667	出所:同上 ①地区名:ジュネーブ市内高級住宅地 ②住宅の種類:アパートメント ③税・諸経費の内訳:管理費等含まず ④占有面積:120~160平方メートル ⑤住宅借上における現地特有の慣習(ある場合):通常は家具が付いていない
通信費	12.電話架設料	38	29	43	出所:スイスコム 料金算定方法:回線開設料.2回線目以降は21.50フラン VAT(7.6%)を含む
	13.電話利用料	月額基本料 22.43 1分当たり通話料 0.04~0.07	17.17 0.03~0.05	25.25 0.04~0.08	出所:同上 料金算定方法:固定電話間の通話料.0.08フラン(平日)、0.04フラン(週末・祝日および夜間)
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.53~0.67	0.41~0.51	0.60~0.75	出所:同上 料金算定方法:初回コール時。平日0.25フラン/分、週末祝日0.20フラン/分、携帯からかける場合は0.40フラン/分、加算
	15.携帯電話加入料	36	27	40	出所:同上 料金算定方法:電話機別売。メモリー機能を持ったSIMカード購入料金。これを電話機に入れて機能させる。
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 10.66~39.97 1分当たり通話料 0.62	8.16~30.60 0.48	12~45 0.70	出所:同上 料金算定方法:回線数が1~2本の場合の月額基本料は12フラン.25フラン.49フランの3タイプ。タイプにより通話料(国内の一般固定回線向け)が0.7フラン/分、0.5フラン/分、0.3フラン/分となる。回線数が増えれば月額基本料金はさらに安くなる。通話相手会社によっても通話料は異なる
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	30、44、61	23、33、47	34、49、69	出所:同上 ADSLの場合、月額利用料は3段階。スタンダードプラン(49フラン)の場合、接続速度は下り1200~5000kbps、上り200~500kbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スイス・フラン	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 - 1KWh当たり料金 0.08~0.12	0.06~0.10	0.095~0.140	出所:ジュネーブ産業公社(SIG) 月額基本料の設定はない。利用量、季節、時間帯、電源によって利用料は変動する。左記は年間利用量が3万kWh以上、500kVA未満の電圧設備、2,964時間超利用、水力を電力源とする場合の夏季オフピーク料金~冬季ピーク料金。VAT(7.6%)、自治体サービス税(0.0045フラン/kWh)込。さらに1kW当たり冬季1.61~夏季2.15フランの電力量料金と送電線利用料15.6%が加算される。
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 設定なし 1KWh当たり料金 0.24	設定なし 0.18	設定なし 0.269	出所:同上 月額基本料の設定はない。水力を電力源とし、全時間帯、年間均一料金の場合。VAT(7.6%)、自治体サービス税(0.0045フラン/kWh)、送電線利用料(10.98フラン/kWh)、同利用税込(15.6%)
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 12.6 1m3当たり料金 1.15	9.6 0.88	14.19 1.29	出所:同上 産業用、一般用の区別なし。VAT(7.6%)を含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 12.60 1m3当たり料金 1.15	9.65 0.88	14.19 1.29	出所:同上 同上。VAT(7.6%)を含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 3.82~8,760.40 1m3当たり料金 0.70~0.92	2.92~6,706.10 0.53~0.71	4.30~9,863.33 0.78~1.04	出所:同上 ①料金算定方法:産業用、一般用という区別はないが、年間契約額を月額換算。利用量により1立方メートル当たり料金も変動する。VAT(7.6%)、CO2税を含む。 ②ガスの種類:天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 3.82~4.30 1m3当たり料金 1.42~1.59	2.92~3.29 1.09~1.22	4.30~4.84 1.60~1.79	出所:同上 ①料金算定方法:産業用、一般用の区別はない。年間契約料(暖房含む48フラン、調理専用54フラン)を月額換算。暖房用を含むかどうかで1立方メートル当たり料金も変動する。VAT(7.6%)、CO2税を含む。 ②ガスの種類:天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)				出所:スイス日通
	①対日輸出:工場(ジュネーブ)→最寄り港(ロッテルダム港)→横浜港	3,733	2,857	4,203	海上運賃はドル建て、陸上輸送費(2,400フラン)、BAF、CAF、保険料、通関諸費用含む
	②第3国輸出:工場(ジュネーブ)→最寄り港(ロッテルダム港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	4,171	3,193	4,697	海上運賃はドル建て、陸上輸送費(2,500フラン)、BAF、CAF、ターミナルハンドリングチャージ(THC)、通関諸費用を含む
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ロッテルダム港)→工場(ジュネーブ)	3,798	2,907	4,276	海上運賃はドル建て。陸上運賃(2,250フラン)、THC、バーゼルでの積み替え手数料などを含む。これに加え、スイスへの入管手数料150フラン/回、120フラン/時は別途かかる。
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.27	0.97	1.43	出所:ジュネーブ市内のAgip、Tmaoil、Shell、BPの4月2日時点での平均値
	26.軽油価格(1ℓ)	1.33	1.02	1.50	同上
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	国税:8.5 地方税:23.39~26.15			出所:ジュネーブ州政府 スイスの法人税は連邦税8.5%に州・地方自治体税(自治体ごとに異なる。左記税率はジュネーブ市のもの)を加算して算出。新規進出企業に最長10年間の地方税免除など、州・自治体によって各種軽減措置を実施しているため、実効税率はずっと低く、KPMGによる2008年調査によればスイス全体の平均は連邦税を含めて19.2%
	28.個人所得税 (最高税率、%)	34.9			出所:同上 ジュネーブ州の最高税率(単身者で各種控除後の年収が58万201フラン以上を越える場合)。個人所得税は、連邦・州・地方自治体税を1本化して所属自治体で徴収。>税率は所得に応じた累進課税でジュネーブ州の場合、配偶者や子供、扶養親族の有無、資産、住宅費、その他経費を控除した上で世帯全体の収入に対して税率が決められる
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	7.6			出所:同上 軽減税率あり 食品・飲料、新聞・雑誌・書籍2.4%、宿泊料(朝食込) 3.6%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10			出所:財務省および税務局、日・スイス租税条約第11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	10(親子間)または15(一般)			出所:同上 同第10条 ①親子間要件 株式25%以上保有
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	10			出所:同上 同第12条
車両	*1.乗用車購入価格	19,984	15,298	22,500	出所:ホンダ・オートモービル・スイス ホンダ・ジャズ1.4i Comfort 排気量1,399cc(輸入車) VAT(7.6%)、諸税込み
	*2.大型乗用車購入価格	60,307	46,165	67,900	出所:メルセデス・ベンツ・スイス ベンツE250CDI Blue Efficiency 排気量2,143cc(輸入車) VAT(7.6%)、諸税込み

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローネ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	4,254	3,256	30,786	出所:ノルウェー統計局 2008年統計。賞与、残業代などを含む平均賃金
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	6,565	5,025	47,510	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	7,860	6,016	56,881	同上
	4.法定最低賃金	—			出所:ノルウェー産業連盟(NHO) 法定最低賃金はない。労使協議により定められる。分野により、賃金レベルは異なるが、最低一時間100クローネ
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1週間～1ヵ月分			出所:同上 一般的な制度ではないが、業種に応じて1週間から1ヵ月分の給与がクリスマスに支給される。物品で、支給される場合もある。石油分野においては、賞与が全体の給与の7.2%を占める。その他分野においては、賞与は、給与全体の3.0%を占める
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 14.1% ②被雇用者負担率 7.8%			出所:税務当局 オスロ市の負担率。地理的条件により、雇用者負担率は0～14%。被雇用者負担は、年収のうち3万9,600クローネを超えた分に課される
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	4.8% → 5.6% → 5.9%			出所:ノルウェー統計局 2008年は08年12月時点での予測値
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	207	159	1,500	出所:フィン ①オスロ市内の工業団地のおよその価格 ②土地購入には印紙税2.5%がかかる。VAT非課税
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	11	8	77	出所:同上 ①オスロ市内の工業団地の平均価格 ②VAT(25%)を含む
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	20	15	143	出所:同上 ①オスロ市内の平均価格 ②VAT(25%)を含む
	11.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,487	1,904	18,000	出所:同上 ①地区名:オスロ市内の平均的な物件の価格 ②住宅の種類:3部屋 ③税・諸経費の内訳:すべて込み。 ④占有面積:約100㎡ ⑤通常3ヵ月分の保証金を事前に支払う必要がある
通信費	12.電話架設料	138	106	998	出所:テレノール(通信大手) VAT(25%)を含む
	13.電話利用料	月額基本料 24.18 1分当たり通話料 0.03 通話開始料 0.10	18.51 0.02 0.08	175 0.23 0.74	出所:同上 VAT(25%)を含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.53	0.4	3.82	出所:同上 1.025/分×3分+通話開始料0.7375。VAT(25%)を含む
	15.携帯電話加入料	0	0	0	出所:同上
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 17.10 1分当たり通話料 0.10	13.09 0.08	123.75 0.74	出所:同上 VAT(25%)を含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	121	92	874	出所:同上 上り640kbps/下り4Mbpsの場合。12ヵ月の契約が必要。うち3ヵ月間が無料。電話がない場合は93.75クローネの追加料金がかかる。速度により、料金プランが変わる。VAT(25%)を含む
電気料金	18.産業用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 15.17 1KWh当たり料金 0.11	11.61 0.08	108 0.78	出所:ノルウェー競争局 基本料は年額を月額換算。VAT(25%)を含む
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 18.41 1KWh当たり料金 0.12	14.09 0.09	133.25 0.84	出所:ハフスルンド(http://www.hafslund.no) 基本料は年額を月額換算。VAT(25%)を含む

ノルウェー(調査都市:オスロ)

[1米ドル=7.2369クローネ]、[1ユーロ=9.4543クローネ]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローネ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 15.17 1m3当たり料金 2.95	11.61 2.26	109.79 21.37	出所:オスロ市水道局 基本料は月額基本料と年間メーターレンタル料(口径13ミリの場合)を加算し、月額換算。メーターレンタル料は、サイズにより1048.75クローネ(13ミリ)～2万187.5クローネ(250ミリ)。1m3当たり料金は上水と下水料金を加えたもの。VAT(25%)を含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 15.17 1m3当たり料金 2.95	11.61 2.26	109.79 21.37	出所:同上 基本料は月額基本料と年間メーターレンタル料(口径13ミリの場合)を月額換算。メーターレンタル料は、サイズにより1048.75(13ミリ)～2万187.5クローネ(250ミリ)。1m3当たり料金は上水と下水料金を加えたもの。VAT(25%)を含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	—	—	—	出所:ガススペシアリステン ガス利用は一般的でなく、プロパンガスの形でのみ供給可能。 (参考)12L入りプロパンガス: 2,499クローネ。プロパンガス充填料: 188クローネ。1m3当たり料金: 5.35クローネ。VAT(25%)含む
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	—	—	—	出所:同上 ガス利用は一般的でなく、プロパンガスの形でのみ供給可能。 (参考)10L入りプロパンガス: 899クローネ、プロパンガス充填料: 139クローネ。1m3当たり料金: 5.35クローネ。VAT(25%)含む
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(オスロ)→最寄り港(オスロ港)→横浜港	1,005	769	7,274	出所:レマン(海運大手) 海上輸送費715米ドル(CAF、BAF等諸経費を除く)+陸送費2,100クローネ
	②第3国輸出:工場(オスロ)→最寄り港(オスロ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	2,340	1,791	16,936	出所:同上 海上輸送費2,050ドル(CAF,BAFおよび諸経費は除くが、NOx税、ISPS、THCを含む)+陸送費2,100クローネ
	③対日輸入:横浜港→最寄り港(オスロ港)→工場(オスロ)	2,390	1,830	17,297	出所:同上 海上輸送費2,100ドル(CAF/BAFを含むが諸経費は含まない)+陸送費2,100クローネ
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.50	1.20	11.13	出所:スタットオイル 料金算定方法:95オクタン。VAT(25%)を含む。2009年1月21日
	26.軽油価格(1ℓ)	1.50	1.20	11.00	出所:同上 料金算定方法:ディーゼル、VAT(25%)を含む。2009年1月21日
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)		28		出所:財務省・税務庁 国税のみ
	28.個人所得税 (最高税率、%)		47.8		出所:同上 社会保障負担分を含む最高税率。地方税(28%)+国税(0、9、12%の3段階)+社会保障負担分(7.8%)基礎控除額は3万1,800クローネ。国税の税率は課税対象所得44万1,000クローネ以下0%、44万1,000クローネ超9%、71万6,600クローネ超12%。(いずれも所得が超える部分について、税率が適用される)地方税はフィンマルク・北トロムス県では24.5%
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		25		出所:同上 軽減税率あり:14%食品、8%映画チケットや公共交通機関運賃。売上高5万クローネ以下の事業も免税。
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		0		出所:同上 日本・ノルウェー租税条約:第11条 およびノルウェーの国内法で利子送金を非課税としているため
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		一般15、親子間5		出所:同上 同上第10条 親子間要件:議決権付き株式を6ヵ月以上、25%以上保有
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)		0		出所:同上 同上第12条 およびノルウェーの国内法でロイヤルティ送金を非課税としているため
車両	*1.乗用車購入価格	35,803	27,406	259,100	出所:スバル・ノルウェー スバル・インプレッサ1.5Rコンビ(輸入車)排気量1,500cc 登録税、VAT(25%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	87,455	66,943	632,900	出所:メルセデス・ベンツ ノルウェー・メルセデス・ベンツE280(輸入車)排気量3,000cc 登録税、VAT(25%)含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	2,764	2,115	23,217	出所:中央統計局。2008年10月時点 データ抽出・処理方法:時給134.98クローナを月 額換算(週40時間×4.3週)。基本時給+諸手当 (残業手当含まない)
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	3,631	2,779	30,500	出所:同上 2007年9月 データ抽出・処理方法:基本給+諸手当
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	4,785	3,663	40,200	同上
	4.法定最低賃金	—			出所:スウェーデン投資庁(ISA)。 法廷最低賃金はない。 労使協定に基づく基本額があることがある。
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	—			出所:同上。 賞与の制度はないが、最近業績に応じて賞与 を支給する企業もある
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 31.42% ②被雇用者負担率 0% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 2.43% 医療保険 6.71% 年金 10.21% その他 12.07%			データ出所:国税庁。2009年の適用率
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	3.3% → 3.0% → 3.9%			出所:中央統計局。2008年10月時点
地価・ 事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	214	164	1,800	出所:ストックホルム市開発局(Stockholm City Development Administration)、国税庁。 ①工業団地名:ルンダ工業団地(Lunda Industriområde) ②税・諸経費の内訳:不動産税(不動産の評価 価値の0.5%)。売り地はほとんどない。土地購入 の際には不動産税が加算
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	0.84~0.99	0.65~0.76	7.08~8.33	出所:同上 工業団地名:ルンダ工業団地(Lunda Industriområde)ストックホルム市は現在基本的に 借地を行っていないが、もしルンダ工業団地を借 地すると想定したら左記の価格となることと である。借地と購入した場合の違いは借地の場合 上下水工事、および道路建設費用は自治体負担 となること ②税・諸経費の内訳:不動産税(不動産の評価 価値の0.5%)が加算。VAT非課税 ストックホルム市内には物件がほとんど無いの が実情。リース契約は5年間で普通
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	16~43	12~33	133~358	出所:ファベゲーFabège(不動産業者) ①ストックホルム市内およびその近郊、AA級地 ~C級地 ②税・諸経費の内訳:不動産税(不動産の評価 価値の1%)が加算される。VAT非課税 暖房費・空調費を含む。リース契約は3~5年間 が普通
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,905	1,458	16,000	出所:ボースタードディレクト(不動産仲介イン ターネットサイト)、国税庁 ①地区名:ヴァーサスタン(Vasastan) ②住宅の種類:アパート ③VAT非課税 ④占有面積:85平方メートル、3DK ⑤その他:暖房、上下水道、衛星放送、ブロード バンド、ごみ収集など含む
通信費	12.電話架設料	116~	89~	975~	出所:テリア。インターネット経由の申し込みだと 675クローナ。このほか架設工事が必要だと、架 設費として350クローナ+材料費がかかる。VAT (25%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 15 1分当たり通話料 0.03	11 0.02	125 0.23	出所:同上 接続料0.45~0.69クローナ/回が加算される。さ まざまな契約形態あり。VAT(25%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.18	0.9	9.9	出所:同上。 料金算定方法:1分当たり通話料3.15クローナ× 3分+ 接続料0.45クローナ/回。VAT(25%)含む
	15.携帯電話加入料	0~30	0~23	0~250	出所:テリア さまざまな契約形態あり VAT(25%)含む
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 8.21~71 1分当たり通話料 0~ 0.08	6.29~55 0~0.06	69~599 0~0.69	出所:同上。接続料0~0.79クローナ/回が加算さ れる。契約形態により月額基本料金・通話料が 異なる。VAT(25%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料 24~39	18~30	199~329	出所:同上。料金算定方法: ADSLサービス: 0.25~24Mbps。さらに初期費用(接続費用および モデム料は18ヵ月他社と契約しない場合無料 サービス)。VAT(25%)含む

スウェーデン(調査都市:ストックホルム)

[1米ドル=8.4009クローナ]、[1ユーロ=10.9749クローナ]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考
	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 21~542 1kWh当たり料金 0.15	16~415 0.11	178~4,550 1,330	出所: フォットウム 料金算定方法: 月額基本料=年間基本料475クローナ+電気配送会社への年間契約料1660~54,125クローナ/12ヵ月。1kWh当たり料金=固定制電気料金1.0038クローナ+トランスファー・チャージ(使用量に応じた電気配送会社への料金)0.226クローナ。年間使用量50,000kWh以内、1年契約。緑の認証電気料・エネルギー税・VAT(25%)含む
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 6.65 1kWh当たり料金 0.16	5.09 0.12	56 11,3583	出所: 同上 月額基本料=(年間基本料325クローナ+電気配送会社への年間契約料345クローナ)/12ヵ月。1kWh当たり料金=変動制電気料金1.0143クローナ+トランスファー・チャージ(使用量による電気配送会社への料金)0.344クローナ。緑の認証電気料・エネルギー税・その他の料金・VAT(25%)含む
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 41~8,081 1m3当たり料金 0.62	31~6,186 0.48	341~67,891 5.25	出所: スtockホルム市水道局 月額基本料金=(年間水道使用量600~300万m ³ 当たりの基本料1,405~81万2,000クローナ+年間契約料2,690クローナ)/12ヵ月。VAT(25%)含む。その他雨水処理を社内で行わなかった場合1m3当たり年間1.65クローナ徴収
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 19 1m3当たり料金 0.62	15 0.48	161 5.25	出所: 同上 料金算定方法: 月額基本料=(年間基本料765クローナ+年間定額使用料845クローナ+下水処理料318クローナ)/12ヵ月。VAT(25%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 55 1m3当たり料金 0.42	42 0.32	458 3.51	出所: スtockホルム・ガス。 ①年間基本料5,495クローナ/12ヵ月。都市ガス税・VAT(25%)含まない ②ガスの種類: 都市ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 15~32 1m3当たり料金 0~0.53	12~25 0~0.40	128~270 0~4.42	出所: 同上 ①年間基本料金は集合住宅の場合は住宅の広さによって変わるが2DK(2DKであれば広さおよび使用量は関係ない)1745クローナ/12ヵ月。一戸建ての場合、調理用だけにガスを使用している場合2,313クローナ/12ヵ月。ガスで暖房している場合、3,245クローナ/12ヵ月および1m3当たり料金 4.42クローナ。都市ガス税、VAT(25%)含む ②ガスの種類: 都市ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出: 工場→最寄り港(ストックホルム港)→横浜港	1,110	850	9,325	出所: ハッパグ・ロイド ドル建て。燃料費(BAF)として660ドルを含む。VAT非課税
	②第3国輸出: 工場→最寄り港(ストックホルム港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	1,350	1,033	11,341	出所: 同上 ドル建て。燃料費として350ドルを含む。VAT非課税
	③対日輸入: 横浜港→最寄港(ストックホルム港)→工場	1,660	1,271	13,945	出所: 同上 ドル建て。燃料費として660ドルを含む。VAT非課税
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.30	1.00	10.95	出所: OK/Q8(2009年1月平均価格) オクタン価95。VAT(25%)含む
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.33	1.02	11.18	出所: 同上 ディーゼル。VAT(25%)含む
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	国税: 26.3			出所: 国税庁 地方税はなし。投資ファンドの場合、税率30%
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	地方税37、国税25			出所: 同上 内訳: 地方税は居住市によって異なり29~37%。これに課税対象所得額によって0%、20%、25%の3段階の国税を加算。国税の税率は所得が36万7,600クローナ未満はゼロ、36万7,600以上52万6,200クローナ以下が20%、52万6,200クローナを超えた分に対し25%(2009年)
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	25			出所: 同上 軽減税率あり。食品、飲料、ホテル、旅行関係: 12%、新聞、書籍、映画等の文化関係、旅客運送関係: 6%、医療、教育関係、銀行: 0%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10			出所: 同上 日本・スウェーデン租税条約、第11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	親子間5、一般15			出所: 同上 日本・スウェーデン租税条約、第10条。 親子間要件: 議決権付き株式を25%以上、6ヵ月間以上保有
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10			出所: 同上 日本・スウェーデン租税条約、第12条
車両	*1.乗用車購入価格	18,796	14,387	157,900	出所: ベアーナット・ピール(ディーラー) 車種: フォルクスワーゲン ゴルフ1.6トレンドライン 排気量: 1,595cc。VAT(25%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	47,007	35,982	394,900	出所: 同上 車種: メルセデス・ベンツ E250CDI(セダン) 排気量: 2,143cc。VAT(25%)含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローネ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	4,325	3,311	24,666	出所:デンマーク産業連盟 2008年度第3四半期 全世代の平均値
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	8,155	6,243	46,508	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	8,892	6,807	50,713	同上
	4.法定最低賃金	—			出所:同上 法定最低賃金はないが、労使協定で定められる 最低賃金あり。産業連盟会員企業の推奨最低賃 金(2009年3月1日改訂後)は、時給103.15クロー ネ
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	約1ヵ月分			出所:デンマークリーダーシップセンター おおむね半数以上の企業において、通常給与の 1ヵ月分相当を、クリスマスボーナスとして支給。 自社株を支給する企業もある
	6. 社会保障負担率	医療費、年金は税金から支出されており、雇用主の社会保障負担はない。ただし、労働市場賦課税(ATP)、出産・育児休暇基金、労働市場保険スキーム(AES)を支払う義務がある。 雇用者支払額:労働市場賦課税:雇用者163クローネ/月、被雇用者81クローネ/月 出産・育児休暇基金:雇用者66クローネ/月(雇用者負担のみ) 労働市場保険スキーム(AES) 250.05クローネ/月(雇用者負担のみ)			出所:インベスト・イン・デンマーク、労働市場基金等 労使協定により、民間老齢年金を国民年金に上乗せしてかける企業もある
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	3.6% → 4.1% → 4.7%			出所:財務省「経済観測2008年12月」 時給ベースの伸び率
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	88~175	67 ~ 134	500~1,000	出所:オーラインDK他 ①コペンハーゲン郊外の工業団地の一般的な価格 ②登記料として、価格の0.6%+1,400クローネが別途必要
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	6.49 ~ 8.77	4.97 ~ 6.71	37 ~ 50	出所:サドリン・アルベク ①工業団地名:コペンハーゲン郊外の一般的な価格 ②税・諸経費の内訳:地借料はVAT(25%)含む。電気、水道、光熱費を除く。年額を月額換算
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	21~32	16 ~ 24	120 ~ 180	出所:同上 ①コペンハーゲンのオフィス ②VAT(25%)含む。電気、水道、光熱費を除く。年額を月額換算
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,630 ~ 3,507	2,013 ~ 2,684	15,000 ~ 20,000	出所:スカンディア・ハウジング ①地区名:コペンハーゲン市内 ②住宅の種類:アパート ③占有面積:100~150平方メートル ④通常、消費量に基づく水道、電気、光熱費を含む。契約時に、敷金(家賃3ヵ月分)を支払う
通信費	12.電話架設料	167	128	950	出所:TDC VAT(25%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 24 1分当たり通話料 0.04 通話開始料 0.04	18 0.03 0.03	134 0.25 0.23	出所:同上 料金算定方法:四半期料金を月額換算。昼間の料金。通話開始料は0.225クローネ。VAT(25%)含む。
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.59	2.75	20.48	出所:同上 6.75/クローネ/分×3分+通話開始料0.225クローネ、VAT(25%)含む
	15.携帯電話加入料	0	0	0	出所:同上 料金算定方法:MobilFlex Let(中小企業向けの料金プラン)
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 22 1分当たり通話料 0.10	17 0.08	125 0.58	出所:同上 MobilFlex Let(中小企業向けの料金プラン) VAT(25%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	設置料 131 月額基本料 82	100 62	745 465	出所:同上 自己設置で100 クローネのディスカウント BizBase(中小企業向けの料金プラン)。 通信速度: 下り4096kbps /上り768 kbps

デンマーク(調査都市:コペンハーゲン)

[1米ドル= 5.7029 クローネ]、[1ユーロ= 7.4502 クローネ]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローネ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料14~149 1kWh当たり料金 0.30~ 0.39	11~114 0.23~0.30	80~850 1.73~2.25	出所:ドン・エナジー 年間契約量、プランによって異なる。VAT(25%) 含む
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料14 1kWh当たり料金 0.39	11 0.30	80 2.25	出所:同上 電気利用料+ 基本料。VAT(25%)含む
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 6.26 ~ 376 1m3当たり料金 7.60	4.79 ~ 288 5.82	35.72 ~ 2,143.03 43.33	出所:コペンハーゲン・エネルギー 料金算定方法:VAT(25%)含む。月額基本料 は、メータ容量により異なり、35.72クローネ (Qn 2.5) から 2,143 クローネ (QN 150)
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 6.26 1m3当たり料金 7.60	4.79 5.82	35.72 43.33	出所:同上 VAT(25%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 10.08~39.98 1m3当たり料金 0.77~1.51	7.72~ 30.59 0.59~ 1.15	57.50~228 4.41~8.61	出所:同上 ①基本料、利用料ともに、メータ容量により、異 なる。VAT(25%)含む。 月額基本料:5 m3/時まで57.50 クローネ。100 m3/時以上の場合、227.92 クローネ 1m3当たり料金 400 m3以下の場合、8.6091 ク ローネ。400~10000 m3の場合、5.2966クロー ネ。10000以上の場合 4.4091 クローネ ②天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 10.08 1m3当たり料金 0.77~1.51	7.72 0.59~ 1.15	57.50 4.41~8.61	出所:同上 ①VAT(25%)含む。ガスで暖房をする場合の契 約料4.4091クローネ/kWh、炊事のみ8.6091ク ローネ/kWh ②天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(コペンハー ゲン郊外グロストロップ)→最寄り 港(コペンハーゲン港)→横浜港	1,730	1,325	9,868	出所:レマン 陸送費、CAF、BAF、THC(コンテナ取扱料金)、 保険料を含む。別途、スエズ・アデン湾通行料が かかる
	②第3国輸出:工場(コペンハー ゲン郊外グロストロップ)→最寄 り港(コペンハーゲン港)→第3国 仕向け港(ニューヨーク港)	2,695	2,063	15,370	出所:同上 BAF、CAFを含まないが、陸送費、CUC(シャー シ利用料)、IFP、(米国東海岸中間燃料 費)、LSFS(低硫黄燃料サーチャージ)、THC(米 国でのコンテナ取り扱い料金)を含む
	③対日輸入:横浜港→最寄港(コ ペンハーゲン港)→工場(コペン ハーゲン郊外グロストロップ)	2,522	1,931	14,385	出所:同上 陸送費は含むが、CAF、BAF、スエズ通行料など 諸経費を含まない
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	1.55	1.19	8.83	出所:シェル・デンマーク 料金算定方法:95オクタン 2009年1月21日付、リッターあたりの価格
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.41	1.08	8.04	出所:同上 料金算定方法:シェル・ディーゼル・エクストラ 2009年1月21日付、リッターあたりの価格
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)		25		出所:税務省
	28. 個人所得税 (最高税率、%)		59		出所:同上 国税と地方税、医療賦課税(8%)を合わせた税 率の上限。4万2,900クローネ以下は控除。 国税は、累進課税で4万2,900 クローネ以上28万 クローネ未満は5.26%、28万クローネ以上34万 7,200クローネ未満は6.0%、34万7,200 クローネ 以上15%(09年1月時点)。地方税は固定税率で 自治体ごとに異なるが全国平均で、24.8%。教会 税は含まない
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		25		出所:同上 軽減税率あり。新聞、テレビ・ラジオ 受信料などは0%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		0		出所:同上および日本・デンマーク租税条約第11 条 2006年初頭のデンマーク持ち株会社法改正によ り、課税が撤廃された
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		10(親子間)、15(一般)		出所:同上 第10条 親子間要件:デンマーク企業株式20%以上保有
	32.日本へのロイヤルティ~送金 課税(最高税率、%)		10		出所:同上 第12条
車 両	*1.乗用車購入価格	40,699	31,154	232,105	出所:ボアセン誌 トヨタ・カローラ セダン 1.4 テラ 排気量 1400cc 諸税含む
	*2.大型乗用車購入価格	136,597	104,561	779,000	出所:同上 メルセデス・ベンツ E200コンプレッサー 排気量1800cc 諸税含む

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	3,016	2,309	出所:雇用者連盟 データ抽出・処理方法:2007年調査からワーカー賃金が算出されなくなったため、雇用者連盟の2005年調査結果に5%上乗せして算出。
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	3,609	2,763	出所:雇用者連盟(2007年) データ抽出・月額給与表に基づく
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	5,723	4,381	同上
	4.法定最低賃金	—		出所:雇用経済産業省 法定最低賃金はない
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	賞与として年俸の5.3%(平均) +夏季休暇手当として月給の50%		出所:雇用者連盟 賞与としては年俸の約5.3%が(2007年平均)支給されている。これに加えて、団体協約により月給の50%が夏季休暇手当として支給されるのが官民を問わず通例となっている
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 19.825~34.775% ②被雇用者負担率 6.48~7.58%(雇用0.2%、医療1.98%、年金4.3~5.4%) 雇用者負担率の内訳 雇用保険 0.65~2.7% 医療保険 2.801~5.901% 年 金 16.0~18.1% そ の 他 労災保険 0.3~8.0% グループ生命保険 0.074%		出所:イルマリネン年金保険会社 保険料率は事業所の規模、支払い給与総額などにより若干異なる
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	3.0% → 3.4% → 5.2%		出所:フィンランド統計局
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	191	146	出所:国土調査局 ヘルシンキ首都圏
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	14~19	11~14.60	出所:不動産情報サービス(オイコティエ) ヘルシンキ市内
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	37.06	28.37	出所:同上 ヘルシンキ中心部
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,782	2,130	出所:同上 ヘルシンキ中心部のコンドミニアム(2寝室、約80㎡の平均的な価格)。約27ユーロ/㎡/月。 賃貸物件は極めて少ないため個々の物件差が大きい
通 信 費	12.電話架設料	129	99	出所:エリサ
	13.電話利用料	月額基本料 16 1分当たり通話料 0.17	12.45 0.132	出所:同上 1分当たり通話料:基本通話料0.12ユーロ+接続料0.012ユーロ
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.31	1.77	出所:同上 0.55ユーロ/分×3分+基本通話料0.12ユーロ
	15.携帯電話加入料	3.79	2.90	出所:同上 開設費
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 2.60 1分当たり通話料 0.10	1.99 0.079	出所:同上
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	開設費 102 月額基本料 44	78 33.90	出所:同上 下り2MB/上り512kbpsの場合。下り1M/上り512kbpsの場合は24.9ユーロ
電 気 料 金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 6.62 1kWh当たり料金 0.11	5.07 0.087	出所:ヘルシンギン・エネルギー
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 6.01 1kWh当たり料金 0.13	4.60 0.098	出所:同上

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 2.72	2.08	出所:ヘルシンキ水道 さらに、工場やビルの建物の総床面積に応じ、床面積1平方メートル当たり0.048ユーロの月額基本料が加算される
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 6.22 1m3当たり料金 2.72	4.76 2.08	出所:同上 月額基本料:住宅面積が100平方メートル以下の個人住宅の場合は月額4.76ユーロ、101平方メートル以上の場合は、床面積1平方メートル当たり0.048ユーロ
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 0.77～ 0.90	0.591～0.689	出所:ガスマ・パイカリスヤケル 40～1200kWの熱量のガスの場合でVAT込料金。このほか物品税やサービス保証費用がかかる ガスの種類:天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料20 1m3当たり料金0.78	15.44 0.597	出所:同上 料金算定方法:年間契約料185.31ユーロを月額換算 ガスの種類:同上
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出:工場(ヘルシンキ) →最寄り港(ヘルシンキ港)→横浜港	1,200	919	出所:ヴァロヴァ(大手輸送会社) ドル建て。BAF、CAFを含み、VATは含まない
	②第3国輸出:工場(ヘルシンキ) →最寄り港(ヘルシンキ港)→第3 国仕向け港(ニューヨーク港)	2,100	1,608	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ヘルシンキ港)→工場(ヘルシンキ)	2,400	1,837	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.50	1.152	出所:ポルットアイネ 95レギュラーガソリン、セルフサービス、諸税込
	26. 軽油価格(1ℓ)	0.62～1.50	0.475～1.150	出所:同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	国税:26 その他キャピタル・ゲイン税:28		出所:国税庁
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	国税:30.5 地方税:21		出所:同上 国税は累進制で所得により7～30.5%の4段階、地方税は一律で自治体により16.5～21%まで幅がある。ちなみにヘルシンキ市や隣接のエスポー市は17.5%。 国税の所得別税率は以下のとおり。 ①13,100～20,800ユーロ:7%(固定額8ユーロ+下限額の超過分×税率、以下同様で固定額のみを記載) ②21,700～35,300ユーロ:18%(固定610ユーロ) ③35,300～64,500ユーロ:22%(固定3,058ユーロ) ④64,500～:30.5%(固定9,482ユーロ)
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	22		出所:同上 軽減税率あり。食料品・飼料17%、書籍、医薬品、公共交通8%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所:日本フィンランド租税条約 第11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	一般:15、親子間:10		出所:同上 第10条 親子間要件:持株比率25%以上
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10		出所:同上 第12条
車両	*1.乗用車購入価格	26,114	19,990	出所:オペル・フィンランド 車種:オペル・アストラ(輸入車) 排気量:1,598cc
	*2.大型乗用車購入価格	80,862	61,900	出所:ボルボカーズ・フィンランド 車種:ボルボS80(輸入車) 排気量:3,192cc

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローン	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	1,084	830	12,983	出所:エンタープライズエストニアから聴取 データ抽出・処理方法:
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,449	1,109	17,353	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	2,784	2,131	33,346	同上
	4.法定最低賃金	363	278	4,350	出所:電子官報 09年12月21日(09年は前年額 のまま据え置き) 月額。改定日:2008年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	—			業績に応じ最大1ヵ月分程度支給する企業、全 社員に一定額を支給する企業もある
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 33.3% ②被雇用者負担率 0.6% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 0.3% 医療保険 13% 年金 20%			出所:社会保障税法第10条第2項(医療保険、年金) 社会省(雇用保険)
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	16.5% → 20.5% → 14.8%			出所:エストニア統計局 2008年は第3四半期の前年同期比
地価・ 事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価 格(㎡当たり)	55.11~70.97	42.18~54.33	660~850	出所:タバサル・テクノパークより聴取 ①工業団地名:タバサル・テクノパーク ②税・諸経費の内訳:上下水道、電気、ガス架設 料含む
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	10	8	118	出所:同上 ①工業団地名:タバサル・テクノパーク ②税・諸経費の内訳:水道、電気、ガス料金など 含まず
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	15.03~22.54	11.50~17.26	180~270	出所:アルコ・ヴェアラ ①工業団地名:タリン中心地区 ②税・諸経費の内訳:VAT18%含む
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	668~1,252	511~957	8,000~15,000	出所:同上 ①地区名:タリン中心地区 ②住宅の種類:コンドミニアム ③税・諸経費の内訳:光熱費等含まず ④占有面積:ベッドルーム3
通信費	12.電話架設料	0	0	0	出所:エリオン
	13.電話利用料	月額基本料 法人 10 個人 8.18 1分当たり通話料 法人 0.02 個人 0.01~0.03	7.67 6.26 0.02 0.01~0.02	120 98 0.28 14~0.34	出所:同上 法人ビジネスパッケージ、個人ホームパッケージ 別途、通話開始料0.48クローン
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.03	1.55	24.33	出所:同上 7.95/分*3分+通話開始料0.48クローン 登録国割引の場合18.33クローン 5.95/分*3分 +通話開始料0.48クローン
	15.携帯電話加入料	8.27	6.33	99	出所:EMT
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 4.93 1分当たり通話料 0.15 ~0.38	3.77 0.11~0.29	59 1.75~4.50	出所:同上
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	初期契約料 148 月額基本料 98.52	113.12 75.42	1,770 1,180	出所:エリオン 通信速度1Mbps
	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	1kWh当たり料金 0.09	0.07	1.11	出所:エストニアエネルギー 産業用料金設定は契約量に応じ8段階あり、契約 量が小さい方から3番目のEN4というプランの 2009年3月1日からの価格。別途1Aあたり16.496 クローンの月額基本料が2009年3月1日より導入 された
電気料金	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	1kWh当たり料金 0.13	0.10	1.50	出所:同上 ホーム1という一番利用量が少なく、電気暖房を 使わない場合の料金体系。 2009年3月1日からの料金

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローン	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 6.25~9.22	0 4.79~7.06	0 74.90~110.43	料金算定方法:タリン水道 下水の汚染度に応じて下水処理料金が異なる
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 2.70	0 2.07	0 32.33	料金算定方法:タリン水道
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 0.37~0.45	0 0.28~0.34	0 4.43~5.35	出所:エストニア・ガス ①料金算定方法:年間使用量が1億m以上の場合、重油価格、軽油価格、対米ドルレートを変数とする料金公式による算出。数字は2008年1月時点での変数によるおおよその平均料金 ②ガスの種類:天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 0.59~0.86	0 0.45~0.66	0 7.03~10.33	出所:同上 ①料金算定方法:年間使用量に応じた1m3当たり料金 ②ガスの種類:天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(タリン)→最寄り港(ムーガ港)→横浜港	1,000	765	11,977	出所:イテッラ・ロジスチクス ドル建て、BAF、CAFを含み、VATは含まない
	②第3国輸出:工場(タリン)→最寄り港(ムーガ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	2,000	1,531	23,954	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄り港(ムーガ港)→工場(タリン)	2,000	1,531	23,954	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.07	0.82	12.80	出所:スタットオイル(2009年1月25日時点) 95Ultima
	26.軽油価格(1ℓ)	1.13	0.87	13.55	出所:同上 ディーゼル
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)		21		出所:財務省
	28.個人所得税 (最高税率、%)		21		出所:同上 年収2万7,000クローン以下は控除
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		18		出所:同上 標準税率:18% 軽減税率:9% 書籍、医薬品、衛生用品、定期刊行物、宿泊料
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		0		出所:同上 ①09年1月1日に改正 ②日本との租税条約はない
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		0		同上
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)		10		同上
車両	*1.乗用車購入価格	16,315	12,488	195,400	出所:日産パルティ 車種:Note 1.6 City(輸入車) 排気量:1,600cc
	*2.大型乗用車購入価格	61,577	47,135	737,500	出所:シルベルアウト 車種:メルセデス・ベンツE350(輸入車) 排気量:3,500cc

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ラツツ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	760~1,042	582~798	410~562	出所:フォンテスR&Iから聴取、2008年9月 データ抽出・処理方法:基本給、賞与込み
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,309~1,892	1,002~1,448	706~1,020	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	2,318~4,976	1,775~3,809	1,250~2,683	同上
	4.法定最低賃金	334	256	180	月給
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		-		ラトビアの労働法には賞与に関する規定はなく、 企業の自由裁量。フォンテスR&Iの調査によれば、 年間賞与の形で支給が一般的であるが、 営業・顧客係では四半期毎、労働者では毎月の 賞与の形が通常である
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 24.09% ②被雇用者負担率 9% 負担率の内訳 n.a.			出所:国家社会保険法 社会保障負担率の雇用主負担率の内訳は公表 されていない。雇用主、被雇用者合わせた社会 保障負担率(33.09%)の内訳は以下のとおり:失 業保険1.7%、年金22.86%、障害保険2.95%、労 働災害保険0.26%、出産および疾病保険 3.47%、両親保険1.85%(両親のどちらかが育児 休暇中に収入の75%を取得できるような制度)。 また、雇用主はさらに企業主税(倒産の際の保 障に相当)を支払う義務がある。企業主税の額 は2006年以来、被雇用者一人につき月額0.25 ラツツ
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)		n.a.		出所:中央統計局 名目賃金の発表はなく、実質賃金上昇率のみが 発表されている。実質賃金上昇率は、2006年: 15.6%、2007年:19.9%、2008年:5.6%(第3四半 期)
地価・ 事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	145	111	78	出所:オーバーハウス・ラティオ ①工業用地の価格、ユーロで価格設定②税・諸 経費の内訳:別途、VAT(21%)、印紙税(2%)、 登記料やブローカー手数料(通常約3%)などが かかる
	9.工業団地借料(月額) (㎡当たり)	3.92~15.67	3.00~12.00	2.11~8.45	出所:同上 ①リガ市内の工業団地および倉庫の価格程度、 ユーロで価格設定 ②税・諸経費:同上
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	10.45~30.04	8.00~23.00	5.63~16.20	出所:同上 ①所在地等級:A級地15~23ユーロ、B級地8~ 15ユーロ。ユーロで価格設定 ②税・諸経費:同 上
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	971~1,213	743~929	523~654	出所:同上 ①地区名:リガ市内 ②住宅の種類:コンドミニアム、一戸建て ③税・諸経費の内訳:別途、共同施設使用料お よびVAT(21%)がかかる ④占有面積:80~100㎡ ⑤住宅借上における現地特有の慣習(ある場 合):1~3カ月分の家賃の先払いが一般的
通信費	12.電話架設料	66.56	50.96	35.89	出所:ラテレコム 料金算定方法:定額料金、VAT(21%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 13.46 1分当たり通話料 0.04	10.31 0.03	7.26 0.02	出所:同上 料金算定方法:通話開始料0.0121ラツツが加算、 VAT(21%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.37	1.82	1.28	出所:同上 料金算定方法:1分当たり0.4235ラツツ×3分、通 話開始料0.0121ラツツが加算、VAT(21%)含む
	15.携帯電話加入料	0	0	0	出所:ラトビアン・モバイル・テレフォン(LMT)
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 18.60~28.34 1分当たり通話料 0.19	14.24~21.70 0.14	10.03~15.28 0.10	出所:同上 料金算定方法:VAT(21%)含む、月額基本料は 接続料(5.13)+契約料(4.90国内通話のみ、10.15 国際通話可)の和。1分当たり通話料は平日7~ 20時の料金
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料 55.16	42.23	29.74	出所:同上 ADSL 下り6Mbps、VAT(21%)含む、別途、設置 料29.74ラツツがかかる

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ラツツ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 1.63 1kWh当たり料金 0.12	1.25 0.10	0.88 0.07	出所:ラトベネルゴ 料金算定方法:年間基本料10.56ラツツを月額換算 1kWh当たり料金は0.06694ラツツ。基本料、使用料共にVAT(21%)含まない。使用量(供給電圧)、時間帯などにより料金が異なる
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 0 1kWh当たり料金 0.14	0 0.11	0 0.07	出所:同上 料金算定方法:1kWh当たり料金は0.0743ラツツ。VAT(軽減税率10%)含む
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 1.34	0 1.02	0 0.72	出所:リガス・ウーデンス 料金算定方法:上水供給料(1m3当たり0.361ラツツ)+下水処理料(1m3当たり0.359ラツツ)含む料金、使用料共にVAT(21%)含まない
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 1.34	0 1.02	0 0.72	出所:同上 料金算定方法:同上 VAT(21%)含まない
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 0.44~0.55	0 0.33~0.42	0 0.24~0.30	出所:ラトビアス・ガーゼ ①料金算定方法:1000m3当たり料金を1m3当たり料金に換算。1m3当たり0.23593~0.29918ラツツ。 契約形態・季節によって料金が異なる。VAT(21%)含む ②ガスの種類:天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 0.64~0.99	0 0.49~0.76	0 0.35~0.54	出所:同上 ①料金算定方法:1m3当たり0.34615~0.53463ラツツ。使用量により料金が異なる。VAT(軽減税率10%)含む ②ガスの種類:天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(リガ)→最寄り港(リガ港)→横浜港	961	736	518	出所:DBシェンカー VAT(21%)含まない。ドル建て。BAF、CAF、陸送費を含む。
	②第3国輸出:工場(リガ)→最寄り港(リガ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	2,301	1,762	1,241	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(リガ港)→工場(リガ)	2,546	1,949	1,373	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.11	0.85	0.60	出所:SIAスタットオイル・ラトビア 料金算定方法:オクタン価95
	26.軽油価格(1ℓ)	1.20	0.92	0.65	出所:同上 料金算定方法:ディーゼル Dフォーティス
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	国税:15 地方税:0 その他:0			出所:歳入庁
	28.個人所得税 (最高税率、%)	23			出所:同上 2009年1月1日による税率。個人で営業活動をしている場合は定額所得税の払い込みが可能。その税率は所得によって異なるが、一般的には15%
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	21			出所:同上 標準税率:21%(2009年1月1日より) 軽減税率あり(10%と0%) 医薬品、子供用品、通信サービス、汚水廃棄物処理サービスなど:10%、輸出関連サービス:0%、教育、郵便、文化、金融サービスなど:課税対象外
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10			出所:同上 日本との租税条約はない
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	10			同上
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	15			同上
車両	*1.乗用車購入価格	19,978	15,295	10,772	出所:ディエナス・ビジネス誌「アウト2009」 オペル・アストラ 排気量1,600CC ユーロ建て
	*2.大型乗用車購入価格	95,078	72,790	51,266	出所:同上 メルセデス・ベンツ S320, 排気量 2,987CC ユーロ建て

		米ドル	ユーロ	現地通貨 リタス	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	723	553	1,911	出所:統計局 データ抽出・処理方法:2008年第3四半期、全国民間企業平均
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,370	1,048	3,620	出所:グラフトン・リクルートメント・リトアニア(人材紹介所) データ抽出・処理方法:2008年全国平均基本給(ユーロ建)
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	2,613	2,000	6,906	同上
	4.法定最低賃金	303	232	800	出所:社会保険労働省 改定日:2008年1月1日 月額
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	その年の業績に応じ、月給1~4ヵ月分相当額を年末に支給。			出所:グラフトン・リクルートメント・リトアニア
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率: 30.7% ②被雇用者負担率: 3.0 % (内訳:年金:2.5%、 出産・育児・疾病保険:0.5%) 雇用者負担率の内訳 失業保険:1.2%、医療保険:3.0% 年金:23.7%、出産・育児・疾病保険:2.8%			出所:社会保険労働省 雇用者は加えて労災保険(種類により、0.28%、0.44%、1%の3段階)を支払う
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	17.2% → 20.5% → 20.6% (暫定値)			出所:社会保険労働省
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	14.76~113.50	11.29~86.88	39~300	出所: オーバーハウス ①工業団地名:ヴィリニウス市近郊の工業用地 ②税・諸経費の内訳:VAT含まず。商工業用地の土地税0.5%は土地所有者が負担。不動産税(土地を除く建物など)の利用者負担は0.3~1%
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	①工場・倉庫 6.53 ②事務所 9.14	5.00 7.00	17.26 24.17	出所: リゾリューション ①工業団地名:クライペダ・ビジネスパーク(フリー・エコノミック・ゾーン)経済特区内のため、不動産税不要。VAT、諸経費含まず。ユーロ建て
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	12.11~23.84	9.27~18.25	32~63	出所: オーバーハウス ①地区名:ヴィリニウス市内 ②税・諸経費の内訳:VAT、諸経費含まず。不動産業者手数料は賃料の1ヵ月分の50%
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	94~1,703	724~1,303	2,500~4,500	出所:同上 ①地区名:ヴィリニウス市内 ②住宅の種類:家具付きアパート、駐車場付き ③税・諸経費の内訳:諸経費含まない。不動産業者手数料は賃料の1ヵ月分の50%。不動産税は課されない。 ④占有面積:100~120㎡ ⑤個人が家主の場合は家主の所得税が含まれ、法人の場合は通常VAT19%を賃賃料に追加
通信費	12.電話架設料	95	72	249.99	出所:テオ VAT(19%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 10.78 発信料 0.06 1分当たり通話料 0.01~0.14	8.25 0.04 0.01~0.11	28.50 0.15 0.03~0.37	出所:同上 1回の通話が2~3分内の小ビジネスプラン契約の場合。市内外、他のネットワーク利用、昼間、夜間などにより1分当たり通話料が異なる。VAT(19%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.88	1.44	4.98	出所:同上 1回の通話が2~3分内の小ビジネスプラン契約の場合。料金算定方法:1.61x3分=4.83リタス(+発信料0.15リタス)。VAT(19%)含む
	15.携帯電話加入料	0	0	0	出所:オムニテル
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 0.38~1.89 月額利用料 7.19~ 1分当たり通話料	0.29~1.45 5.50~ 0.06~0.08	1~5 19~ 0.19~0.29	出所:同上 最もシンプルな契約の場合。契約内容により基本料や通話料は変動する。VAT(19%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	設置料:208 月額基本料:132	159 101	550 349	出所:テオ プラン「Universal」、通信速度:1Mb/1Mb。契約期間が12ヵ月、24ヵ月、36ヵ月の場合:設置料は各80%、100%、100%割引。月額基本料も各7%、15%、25%割引。VAT(19%)含む
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 0.45~5.30 1KWh当たり料金 0.07~0.15	0.35~4.05 0.06~0.11	1.2~14 0.19~0.39	出所:イースタン・ディストリビューション・ネットワーク 料金算定方法:契約する電圧ネットワークの種類、時間帯、使用量などにより異なる。VAT含まない
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 0 1KWh当たり料金 0.07~0.16	0 0.06~0.12	0 0.19~0.42	出所:同上 料金算定方法:契約する電圧ネットワークの種類、時間帯、電機ストープ利用有無、使用量などにより異なる。VAT(19%)含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 リタス	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 1.55	0 1.19	0 4.11	出所: ヴィリニウス・ヴァンデニス 料金算定方法: 1m3当たり料金は上水道料金1.9リタス(製造業の場合、それ以外は1.84リタス)に下水処理料2.21リタスを加えたもの。VAT(19%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 1.57	0 1.20	0 4.15	出所: 同上 料金算定方法: 1m3当たり料金は上水道料金1.89リタスに下水処理料2.26リタスを加えたもの。VAT(19%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 0.02 ~0.27	0.02~0.21	0.05~0.71	出所: リトアニアガス 3つのメニューの内、最も一般的な業務・産業用料金(年間使用量により個別に契約)。 基本料金: (年間契約容量が10億m以下、10億m超かで異なる料金+流量基本料金) 月額基本料: 年間契約容量が10億m以下: 6,556.92リタス+15.59リタス/1000m x 契約使用量、年間契約容量が10億m超: 3,813.21リタス+5.32リタス/1000m x 契約使用量 1m3当たり料金: 年間使用量に応じて7段階の料金設定 ① 基本料金(年間契約容量料金 + 流量基本料金単価 x 契約使用量) + 従量料金単価 x ガス使用量 VAT含まない ② 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0.84~ 5.55 1m3当たり料金 0.59 ~0.80	0.64~4.25 0.45~0.61	2.22~15 1.56~2.12	出所: 同上 年間使用量により月額基本料と1m3当たり料金が異なる。(1)800m3まで (2)800m3~2万m3 (3)2万m3~ 月額基本料: (1) 2.22リタス (2) 14.66リタス(3) 14.66リタス 1m3当たり料金: (1) 2.12 リタス (2) 1.58 リタス (3) 1.56リタス ガス料金算定方法: 基本料金+従量料金単価 x ガス使用量 天然ガス。VAT(19%)含む
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(カウナス)→ 最寄り港(クライペダ港)→横浜港	1,250	957	3,304	出所: トランスオーシャンリエトゥヴァ(日本郵船代理店) 国内輸送料、BAF、CAF、ピーク・シーズン割増料(PSS)を含む。保険、通関料は含まず。ドル建て
	②第3国輸出:工場(カウナス)→ 最寄り港(クライペダ港)→第3国 仕向け港(ニューヨーク港)	2,700	2,067	7,136	出所: 同上 国内輸送料、BAF、CAF、ピーク・シーズン割増料(PSS)とコンテナ取扱料(THC)を含む。 保険、通関料は含まず。ドル建て
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ク ライペダ港)→工場(カウナス)	2,600	1,855	6,404	出所: 同上 BAF、CAF、PSS、国内輸送料を含む。 保険、通関料は含まず。ドル建て
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	1.22	0.93	3.22	出所: アレクセラ(09年1月23日付け価格) BE98 CS3
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.20	0.92	3.17	出所: 同上 ディーゼル
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	国税: 20 地方税: なし その他公租公課: なし			出所: 財務省およびデロイト・リトアニア 実効税率がわかる場合は、併せて以下に記載: 国税: 20% 地方税: なし その他公租公課: なし
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	15			出所: 同上 これに健康保険税(被雇用者(6%)、個人経営者およびその共同経営者(9%))を加えて徴収
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	19			出所: 同上 2009年6月までは以下の品目に以下の軽減税率を適用: 医薬・医療品 5%、書籍、定期刊行物 9%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10			出所: 同上 日本との租税条約なし
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	一般: 20、親子間: 10			出所: 同上 日本との租税条約なし 親子間要件: 議決付き株式を10%以上、12ヶ月以上保有
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10			出所: 同上 日本との租税条約なし
車両	*1.乗用車購入価格	24,872	19,039	65,740	出所: トヨタ・バルディック 車種: カローラ(セダン、輸入車) 排気量: 1,400cc 08年11月10日時点の価格。改訂版なし。VAT(19%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	61,067	46,745	161,407	出所: シベルアウト 車種: メルセデス・ベンツE280CDI(セダン、輸入車) 排気量: 2,996cc VAT(19%)含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	762	583	15,927	出所:チェコ日本商工会 日系製造業33社対象(2008年5月) データ抽出・処理方法:基本給+賞与の年額を 月額換算 製造業平均賃金(全職種):20,433コルナ(出所: チェコ統計局、2008年)
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,426	1,092	29,822	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	3,011	2,305	62,963	同上
	4.法定最低賃金	383	293	8,000	出所:労働・社会福祉省 改定日:2007年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与の1~2ヵ月相当が目安			
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 34.0% ②被雇用者負担率 11.0% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 1.2% 医療保険 9.0% 年金 21.5% その他(疾病保険) 2.3%			出所:チェコインベスト(ビジネス・投資開発庁)
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	6.5% → 7.3% → 8.5%			出所:チェコ統計局
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	①114~171 ② 56.90 ③ 42.68	①87.12~131 ②43.56 ③32.67	①2,380~3,570 ②1,190 ③895	出所:①ブルゼニュー市、②~③現地土地開発業者 工業団地名: ①ボルスカー・ポレ西(ブルゼニュー市) ②ホドニーン(ホドニーン市) ③ジェフロヴィツェ(ジェフロヴィツェ市) VAT(19%)含む
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	①7.00 ②7.00 ③1.42~2.37	①5.36 ②5.36 ③1.09~1.81	①146.44 ②146.44 ③ 29.75~49.58	同上 ①、②はユーロ建て
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	29.54~31.87 20.21~27.21	22.61~24.40 15.47~20.83	618~667 423~569	出所:コリアーズ・インターナショナル 上段:プラハ中心部 下段:プラハ郊外 ユーロ建て、VAT(19%)含む
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,276~3,073	1,742~2,352	47,600~64,260	出所:現地不動産会社(reality.cz)WEBサイト ①地区名:プラハ6区(日本人学校近く) ②住宅の種類:一戸建て(家具付き) ③税・諸経費の内訳:VAT19%含む ④占有面積:200~450㎡
通信費	12.電話架設料	28	22	594	出所:テレフォニカO2 VAT(19%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 11.33 1分当たり通話料 0.08	8.67 0.06	237 1.58	出所:同上 1分当たり通話料は固定電話(ピーク時間帯)向け。通話料が無料になる定額プラン(月額料金951コルナ)もある。VAT(19%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.47~1.62	1.12~1.24	30.69~33.93	出所:同上 VAT(19%)含む
	15.携帯電話加入料	4.54	3.48	95	同上
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 10.24~182.09 分当たり通話料 0~0.38	7.84~139.39 0~0.29	214.2~3,808 0~7.97	出所:同上 契約形態により異なる VAT(19%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	22.71~68.24	17.39~52.23	475~1,427	出所:同上 ADSL下り2Mbps~8Mbps VAT(19%)含む
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 2.58~416 1KWh当たり料金 0.10~0.27	1.97~318 0.07~0.21	53.91~8,697 2.01~5.63	出所:チェコ電力 VAT(19%)、環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 2.29~41.54 1KWh当たり料金 0.09~0.33	1.75~31.80 0.07~0.25	47.84~869 1.78~6.82	同上

チェコ(調査都市:プラハ)

[1米ドル= 20.9125コルナ]、[1ユーロ= 27.3200コルナ]、[1ユーロ当たり0.7655ドル]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 2.64	2.02	55.12	出所:プラハ水道局 月額基本料なし VAT(9%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 2.64	2.02	55.12	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 2.71~16.34 1m3当たり料金 0.61~0.90	2.08~12.51 0.47~0.69	56.76~342 12.80~18.72	出所:プラハ・ガス 年間使用料が63MWh以下の場合。 63MWhを超える場合は年額制で1m3当たり 11.89+1.74コルナ。VAT(19%)含む。ガスの使用 目的により1MWh当たり0~30.60コルナの環境税 が加算される。 ガスの種類:天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 2.71~16.34 1m3当たり料金 0.61~0.90	2.08~12.51 0.47~0.69	56.76~342 12.80~18.72	同上
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(プラハ)→最 寄り港(ハンブルグ港)→横浜港	3,500	2,679	73,193	出所:チェコ所在ロジスティックス企業 ドル建て 陸送費(900ドル)、諸経費含む
	②第3国輸出:工場(プラハ)→最 寄り港(ハンブルグ港)→第3国仕 向け港(ニューヨーク港)	2,800	2,143	58,555	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ハ ンブルグ港)→工場(プラハ)	6,000	4,593	125,475	出所:同上 ドル建て 陸送費(1,300ドル)、諸経費含む
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.07	0.82	22.36	出所:チェコ通信(GTK)発行「日刊ビジネス・ ニュース」 2009年1月第3週全国平均価格(VAT19%、物品 税含む)
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.15	0.88	24.05	同上
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)		20		出所:チェコインベスト(ビジネス・投資開発庁) 2009年1月1日より適用。2010年以降は19%の予 定。 受取配当金税率は15%
	28.個人所得税 (最高税率、%)		15		所得税改正法(法律第2/2009号) 課税の基になる課税基本額は、グロス賃金に法 人負担の社会・健康保険料(合わせてグロス賃 金の34%)を加算したもの
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		0		出所:チェコインベスト(ビジネス・投資開発庁) 軽減税率:9%(基礎食品、書籍、医薬品)
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10		日本・チェコ二国間租税条約11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		一般:15 親子間:10		日本・チェコ二国間租税条約10条
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)		10		日本・チェコ二国間租税条約12条
車両	*1.乗用車購入価格	18,405	14,089	384,900	出所:シュコダ・オート 車種:シュコダ・オクタビア1.6MPI/75kwクラシッ ク(セダン、国産車) 排気量:1,595 cc VAT(19%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	40,402	30,926	844,900	出所:同上 車種:シュコダ・スパーブ3.6FIS V6/191kw 4× 4AP紺フォート(セダン、国産車) 排気量:3,580cc VAT(19%)含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	507~1,216	388~931	108,333~260,000	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査 2008/2009 年額を月額換算 基本給
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	885~2,019	677~1,545	189,250~431,667	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	3,182	2,436	680,500	同上
	4.法定最低賃金	334	256	71,500	出所:政府WEBサイト 改定日:2009年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	グロス賃金の約1~2ヵ月分			出所:シュミット・サイモン会計事務所
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率:33.5%+月額1,950フォリント 被雇用者負担率:17% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3% 医療保険:5% 年金:24% その他:職業訓練基金拠出金1.5%+健康税月額1,950フォリント:			出所:ハンガリー投資貿易促進公社(ITDH)
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	8.2% → 8.0% → 7.5%			出所:中央統計局
地価・ 事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	① 47 ② 36	① 36 ② 27.6	①10,057 ② 7,710	出所:ハンガリー投資貿易促進公社(ITDH) 工業団地名: ①ジェール・ビジネスパーク ②ミシュコルツ VAT(20%)含む ユーロ建て
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	①土地:0、建物:7.05~ 7.84 ② 土地:0.17、建物: 7.84	①0、5.40~6.00 ② 0.132、6.00	①0、1509~1676 ② 36、1676	同上
	10.事務所賃料(月額)(㎡当たり)	22~25	17~19	4,749~5,308	出所:現地不動産業者より聴取 ブダペスト市内。VAT(20%)含む。ユーロ建て
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,613	2,000	558,720	出所:ブダペスト・リアルエステイト・エージェンシー ブダペスト2区 アパート、135㎡、駐車場、倉庫、庭 付き 共益費と光熱水道費は別。VAT(20%)含む。ユーロ 建て
通信費	12.電話架設料	13.98 32.69	10.79 25.02	2,990 6,990	出所:T-Com 1年契約の場合 上段:アナログ回線(個人向け) 下段:ISDN回線(個人向け) VAT(20%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 15.38~24.74 1分当たり通話料 0.05~0.07	11.78~18.94 0.04~0.05	3,290~5,290 10~15	出所:同上 通話料は契約形態により異なる VAT(20%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.62~2.22	1.24~1.70	346~475	出所:同上 通話料は契約形態により異なる VAT(20%)含む
	15.携帯電話加入料	—	—	—	出所:T-Mobile 携帯電話加入料:なし
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 14.96 1分当たり通話料 0.15	11.45 0.11	3,200 32	出所:同上 RELAX100プラン(無料通話100分) VAT(20%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	32	25	6,890	出所:T-Home 月額基本料:1年契約の場合 ADSL、下り最高8Mbps(他に2Mbps、25Mbpsがある) 加入料、モデムレンタル料なし。VAT(20%)含む

ハンガリー(調査都市:ブダペスト)

[1米ドル=213.84フォリント]、[1ユーロ= 279.36フォリント]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (KWh当たり)	0.17~0.20	0.13~0.16	36.99~43.83	出所:エルム電力 VAT(20%)含む
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	0.20 0.20	0.15 0.16	41.97 43.53	出所:同上 1kWh当たり料金 上段:1,320kWh未満の使用料 下段:1,320kWh以上の使用料 月額基本料なし。VAT(20%)含む
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0.84 1m3当たり料金:1.01	0.64 0.78	180 217	出所:首都水道局 VAT(20%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.01 1m3当たり料金:1.46	0.78 1.12	217 313	出所:同上 VAT(20%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 ①2.78、②7.76 1m3当たり料金 ①0.59、②0.54	①2.13、②5.94 ①0.45、②0.42	①594、②1659.6 ①127.01、②116.16	出所:ブダペストガス ①使用量1時間当たり20m3未満の場合 ②使用量1時間当たり20m3以上~100m3未満の場合 エネルギー税含まず。VAT(20%)含む
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 2.78 1m3当たり料金 0.59	2.13 0.45	594 127	出所:同上 エネルギー税含まず。VAT(20%)含む
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(ブダペスト) →最寄り港(ハンブルク港)→横 浜港	3,050	2,335	652,227	出所:日本通運ハンガリー 米ドル建て (内訳) 「海上輸送費」1,800ドル、「陸上輸送費」1,360ユーロ +BAF368ドル+CAF130.32ドル+その他(THC(コンテ ナ取扱料)、サーチャージで)564ユーロ+44ドル)
	②第3国輸出:工場(都市名)→ 最寄り港→第3国仕向け港	n.a.	n.a.	n.a.	
	③対日輸入:横浜港→最寄港 (ハンブルク港)→工場(ブダペス ト)	4,266	3,266	912,340	出所:日本通運ハンガリー 米ドル建て (内訳) 「陸上輸送費(ブダペスト→ハンブルク)」1,180ユーロ +「海上輸送費(BAF、CAF込み)」1,100ドル+その他 (THC(コンテナ取扱料)、サーチャージで279ユーロ +44ドル)
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	1.08	0.82	230	出所:LUKOILより聴取 2008年1月19日時点 VAT(20%)含む
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.14	0.87	243	同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)		16		法人税法(ACTLXXXI/1996) この他、利益(法人所得税引き前の額でR&Dコスト を引いたもの)に対して4%の連帯税が課税される 以下地方税: 地方事業税:0~2%(地方自治体の決定による) 建物税:1m2当たり年最大900フォリントもしくは建物 市場価格の最大3% 土地保有税:1m2当たり年最大200フォリントもしくは 土地市場価格の最大3% 地域税:雇用者1人当たり年最大2,236フォリント
	28. 個人所得税 (最高税率、%)		36		個人所得税法(ACTCXXV II/1995) 年間グロス給与170万フォリント以下:18% 年間グロス給与170万フォリント超:36% さらに年間グロス給与744万6,000フォリントを超える 場合には、追加で4%の連帯税が課税される
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		20		付加価値税法(ACTCXXV II/2007) 軽減税率(5%)あり 教育・医療品などに適用
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10		日本・ハンガリー租税条約第11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		10		日本・ハンガリー租税条約第10条
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)		工業的使用料:10 文化的使用料:0(免除)		日本・ハンガリー租税条約第12条
車両	*1.乗用車購入価格	18,004	13,782	3,850,000	出所:マジャールスズキ WEBサイト モデル:スズキSWIFT 1.5GS 排気量:1,490cc VAT(20%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	58,172	44,530	12,440,000	出所:メルセデス・ベンツ モデル:メルセデス・ベンツ E280 VAT(20%)含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	496～965	380～740	1,600～3,107	出所:労務コンサルティング企業“AGテスト” データ抽出・処理方法:グロス賃金の上限値・下限値(2008年秋季・全国調査に基づく)
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,179～1,811	903～1,386	3,800～5,836	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	1,722～2,793	1,318～2,138	5,550～9,000	同上
	4.法定最低賃金	396	303	1,276	改定日:2009年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ月相当を年1回支給することが多い			給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給している企業もある
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 17.48～20.41% ②被雇用者負担率(A) 13.71%+健康保険料 【雇用者負担率の内訳】 年金保険 9.76% 生活保護保険 4.50% 傷害保険 0.67～3.60% 失業保険(B) 2.45% 失業保険(C) 0.10%			出所:社会保険庁 (A)被雇用者負担率:13.71% 【内訳】「年金保険:9.76%+生活保護保険:1.50%+疾病保険:2.45%」+「健康保険料(給与-社会保険料)×9%」 (B)再就職のための職業訓練支援保険 (C)企業倒産の場合の給付保険
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	5.1% → 9.2% → 10.1%			出所:中央統計局(GUS)
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	39.12～104.51	30～80	126.31～336.82	出所:現地不動産事業者 ①工業団地名:ワルシャワ市中心部から10～25km ②税・諸経費の内訳:VAT(22%)含む ユーロ建て
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	3.79～4.31	2.9～3.3	12.21～13.89	出所:現地不動産事業者 ①工業団地名:ワルシャワ市中心部から10～25km ②税・諸経費の内訳:ユーロ建て
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	32.66～45.72	25～35	105～147	出所:現地不動産事業者 ①入居地区名:ワルシャワ市中心部 ②税・諸経費の内訳:VAT(22%)含む、共益費 含まずユーロ建て
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,551～3,103	1,188～2,375	5,000～10,000	出所:現地不動産事業者 ①地区名:モコトゥフ(ワルシャワ市内) ②住宅の種類:アパート(3LDK、4LDK) ③税・諸経費の内訳:共益費など含まず ④占有面積:80～150㎡ ⑤光熱・警備、ごみ処理などの経費負担は価格交渉時に決定
通信費	12.電話架設料	114	87	366	出所:ポーランド・テレコム(TP) 料金算定方法:VAT(22%)含む
	13.電話利用料	18.55 0.05	14.20 0.04	59.78 0.15	出所:同上 Biznes 100プラン(法人向け) 料金算定方法:VAT(22%)含む 上段:月額基本料(100分間の無料通話含む) 下段:1分当たり通話料(市内・市外とも同額)
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	固定電話向け 0.51 携帯電話向け 1.19	0.39 0.91	1.65 3.84	出所:同上 Biznes 100プラン(法人向け) 料金算定方法:VAT(22%)含む
	15.携帯電話加入料	19	14	61	出所:同上 Firma200プラン(法人向け) 料金算定方法:VAT(22%)含む ブランド:オレンジ(フランステレコム系)
	16.携帯電話基本通話料	34.07 ①0.17、②0.23	26.08 ①0.13、②0.17	110 ①0.55、②0.73	出所:同上 Firma200プラン(法人向け) 料金算定方法:VAT(22%)含む ブランド:オレンジ(フランステレコム系) 上段:月額基本料(200分の無料通話含む) 下段:1分当たり通話料①固定電話向け、同キャリア携帯電話向け、②他キャリア携帯電話向け
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	0.38 ①0.38、②75.33	0.29 ①0.29、②57.66	1.22 ①1.22、②243	出所:同上 2年間継続使用プラン 料金算定方法:VAT(22%)含む 上段:設置料金 ①1～3ヵ月目までの月額基本料 ②4～24ヵ月目までの月額基本料 DSL 4Mbps(接続無制限)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 6.80 kw当たり料金 1.47 1kWh当たり料金 0.12	5.20 1.13 0.09	21.9 4.74 0.399	出所: RWE(ドイツ系電力会社) 料金算定方法: VAT(22%)除く 低電圧・40kW未満・昼夜共通料金の利用 (C11)、契約に応じて料金体系は異なる
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 2.11 1kWh当たり料金 0.11	1.62 0.09	6.80 0.3663	出所: 同上 料金算定方法: VAT(22%)除く 500kW未満・昼夜共通料金の利用(G11)
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 1.66 1m3当たり料金 1.02	1.27 0.78	5.35 3.30	出所: ワルシャワ市水道局(MPWik) 料金算定方法: VAT(7%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 1.66 1m3当たり料金 1.02	1.27 0.78	5.35 3.30	出所: 同上 料金算定方法: VAT(7%)含む
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 15.51 供給サービス料 0.01 1m3当たり料金 0.40	11.88 0.01 0.31	50.0 0.03 1.300	出所: マゾヴィエツキ・ガス(MSG) ①料金算定方法: VAT(22%)除く 1時間当たり使用料: 10超～65立方メートル以下の 利用(W-5) 中段: 供給サービス料(1m3当たり・1時間毎) ②ガスの種類: 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 2.39 1m3当たり料金 0.45	1.83 0.343	7.7 1.443	データ出所: マゾヴィエツキ・ガス(MSG) ①料金算定方法: VAT(22%)除く 年間使用料: 300超～1,200m3以下の利用(W-2) ②ガスの種類: 天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出: 工場(ワルシャワ) →(グディニア)港→横浜港	2,161	1,654	6,963	出所: 日本郵船(NYK)ポーランド 内訳: 陸上輸送費(ワルシャワ→グディニア) 2,100ズロチ、海上輸送費(BAF(燃料変動調整 費)、CAF(為替割増調整費)含む)1,350ドル、そ の他(THC(コンテナ取扱量)370ズロチ、サー チャージ44ドル)
	②第3国輸出: 工場(都市名)→ 最寄り港→第3国仕向け港	n.a.	n.a.	n.a.	
	③対日輸入: 横浜港→(グディニ ア)港→工場(ワルシャワ)	3,521	2,695	11,347	出所: 日本郵船(NYK)ポーランド 内訳: 陸上輸送費(グディニア→ワルシャワ) 2,100ズロチ、海上輸送費2,300ドル、その他 (BAF176ドル、CAF212.52ドル、THC370ズロチ、 サーチャージ66ドル)
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	1.17	0.89	3.76	出所: BLISKA 料金算定方法: VAT(22%)、物品税込み
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.14	0.87	3.66	同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)		19		出所: 法人所得税法
	28. 個人所得税 (最高税率、%)		32		出所: 個人所得税法 ①18%、②32%の累進課税 【納税額】 ①年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合: 18%(556.02ズロチまで控除) ②同8万5,528ズロチ超の場合: 32% (基本税額1万4,839.02ズロチ+8万5,528ズロ チ超の所得×32%)
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		22		出所: 付加価値税法 ①名称: 付加価値税 ②標準税率: 22% 軽減税率: 7%(一部の食品、医薬品、観光サー ビスなど)、3%(一部の食品)
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10		出所: 日本・ポーランド租税条約 第11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		10		出所: 日本・ポーランド租税条約 第10条
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)		10		出所: 日本・ポーランド租税条約 第12条 工業的使用料(文化的使用料: 免税)
車両	*1.乗用車購入価格	22,310	17,077	71,900	出所: トヨタ 車種: トヨタ・カローラ(輸入車、セダン) 排気量: 1,598cc エンジン: ガソリン VAT(22%)、物品税含む
	*2.大型乗用車購入価格	58,800	45,009	189,500	出所: メルセデス・ベンツ 車種: メルセデス・ベンツE280CDI(輸入車、ワゴ ン) 排気量: 2,987cc エンジン: ディーゼル VAT(22%)、物品税含む

スロバキア(調査都市:ブラチスラバ)

[1米ドル=0.7655ユーロ]で換算

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	875	670	出所:統計局 データ抽出・処理方法:2007年の各平均賃金に2008年の名目賃金上昇率を乗じて算出。統計局の正式な2008年値は2009年10月頃発表予定
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1072	821	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	2328	1782	同上
	4.法定最低賃金	386	296	出所:政令422/2008号 施行日:2009年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与2ヵ月分相当		賞与という概念ではないが、クリスマス前に支払われる事例あり
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 35.2% ②被雇用者負担率 13.4% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 1.0% 医療保険 10.0% 年金 14.0% その他(病欠保険) 1.40% (傷害保険) 3.0% (積立金) 4.75% (補償基金) 0.25% (事故保険) 0.8%		出所:政令第580/2004号、政令第461/2003号 補償基金:倒産などで従業員への給与支払が不能となった場合、従業員は同基金から補償を得る
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	8.0% → 7.2% → 8.1%		出所:統計局
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	①41.19 ②33.82 ③65.04	①31.53 ②25.89 ③49.79	出所:現地不動産会社(REMAX-SLOVENIA)WEBサイト 工業団地名: ①レオポルドフ市(地方都市) ②カブルナ=セネク市(地方都市) ③サモリニン市(地方都市) VAT(19%)含む
	9.工業団地借料(月額) (㎡当たり)	①4.70 ②4.83	①3.6 ②3.7	出所:スロバキア投資庁 工業団地名: ①マラキチ ②ロゾルノ市 VAT(19%)含む
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	14.96	11.45	出所:現地不動産会社(REMAX-SLOVENIA)WEBサイト 所在地:ブラチスラバ中心部 VAT(19%)含む
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	3,469	2,656	出所:現地不動産会社(REMAX-SLOVENIA)WEBサイト ①地区名:Stre Mesto地区 ②住宅の種類:アパート ③税・諸経費の内訳:VAT(19%)含む・手数料別 ④占有面積:187㎡
通信費	12.電話架設料	51.55	39.46	出所:T-comスロバキア 「ビジネススタンダード」(法人向け) VAT(19%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 18.00 1分当たり通話料 0.10	13.78 0.075	出所:同上 「ビジネススタンダード」(法人向け) VAT(19%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.54	1.176	出所:同上 「ビジネススタンダード」(法人向け) VAT(19%)含む
	15.携帯電話加入料	15.13	11.58	出所:オレンジ・スロバキア
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 24.69 1分当たり通話料 0.46	18.90 0.355	出所:同上 「スタンダード100」 VAT(19%)含む 月額基本料:国内通話料100分を含む 通話料は平日昼間(7~18時)料金
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 69.38 月額使用料 51.55	53.11 39.46	出所:T-comスロバキア 月額使用料(フラットレート:上り最高3,584kbps、下り最高256kbps) VAT(19%)含む

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 34.20 1kWh当たり料金 0.12	26.18 0.089	出所: ヴィホドスロベンスカ・エネルギーティカ(VSE) 産業用料金「Premium-ProductLux-Maxi」 2009年1月1日から適用 VAT(19%)含む
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 7.33 1kWh当たり料金 0.23	5.609 0.175	出所: 同上 一般家庭用料金「Standard Maxi V」 2009年1月1日から適用 VAT(19%)含む
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 1.21	0.924	出所: ブラチスラバ水道会社 月額基本料なし 2009年1月1日から適用 VAT(19%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 1.21	0.924	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 28.24 1m3当たり料金 0.06	21.62 0.044	出所: スロバキアガス(SPP) 年間使用量6,500m ³ 以上の場合 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 6.55 1m3当たり料金 0.06	5.017 0.044	出所: 同上 年間使用量200~1,700m ³ の場合 天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)			
	①対日輸出:工場(ブラチスラバ) →最寄り港(ハンブルク港)→横浜港	2,197	1,682	出所: 日系フォワーダー 陸上輸送費1,031ユーロ、海上輸送費(BAF、CAF含む) 850ドル
	②第3国輸出:工場(ブラチスラバ) →最寄り港(ブレーマーハーフェン港)→第3国仕向け港 (ニューヨーク港)	3,279	2,510	出所: 同上 陸上輸送費1,247ユーロ、海上輸送費(BAF、CAF含む) 1,650ドル
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ハンブルク港)→工場(ブラチスラバ)	3,911	2,994	出所: 同上 陸上輸送費1,620ユーロ、海上輸送費(BAF、CAF含む) 1,795ドル
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.34	1.028	出所: OMV給油所 ブラチスラバ市内(2009年1月28日)
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.42	1.09	同上
税制	27. 法人所得税 (表面税率、%)	19		出所: 財務省、単一税率(2004年1月より導入)
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	19		出所: 同上
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	19		出所: 同上 軽減税率(10%)あり: 医薬品、医療機器、書籍などに適用
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所: 日本・スロバキア租税条約第11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	一般: 15 親子間: 10		出所: 日本・スロバキア租税条約第10条 親子間要件: 持株比率25%以上、配当支払日まで6ヵ月以上株式を保有
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10		出所: 日本・スロバキア租税条約第12条 文化的ロイヤルティは免税
車両	*1.乗用車購入価格	18,903	14,470	出所: キア・モーターセールス・スロバキア 車種: 起亜自動車 Ceed 1.4 CVVT EX (ワゴン) 排気量: 1,396cc VAT(19%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	56,119	42,959	出所: メルセデス・ベンツ・スロバキア 車種: メルセデス・ベンツ E280 (セダン) 排気量: 2,996cc VAT(19%)含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	340	260	1,119	出所:日系メーカー4社の平均
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	770	589	2,532	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	1,453	1,113	4,781	同上
	4.法定最低賃金	182	140	600	出所:政令2008年1051号 改定日:2009年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与の1~1.5か月相当			出所:2007~2010年全国集団平均労働協約規定 支給:年に1度(慣習による)。月額賃金を上げる代わりに、賞与を支給しないケースもある
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 25.7~36.9% ②被雇用者負担率 15.5% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 0.5% (被雇用者負担率 0.5%) 医療保険 5.2% (被雇用者負担率 5.5%) 年金 18.5%、23.5%、28.5%(職種によって異なる)(被雇用者負担率 9.5%) 傷害保険 0.15~0.85%、所得補償保険 0.25%、療養補償保険 0.85%、 労働会議所手数料 0.25%または0.75%			出所:緊急法令2008年225号、2007年387号、 2006年399号、2005年403号。 労働会議所手数料:給与基金総額(月額)の 0.25%または0.75%
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	18.9% → 22.6% → 23.5%			出所:統計局 「全産業の平均月給(税込み)推移1991~2008」 から算出
地価・ 事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	65	50	215	出所:不動産・土地情報 イモビリアーレ のHP 工業団地名:A1工業団地(イルフォフ県:県庁は ブフテア、首都ブカレストから北西に17キロ)
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	22	17	73	出所:同上 工業団地名:ハラ・ジウレシュティ(ブカレスト市 内)
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	28	21	91	出所:同上 ①地区名:ウニリ地区(ブカレスト市内) ②占有面積:600㎡
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	3,462	2,650	11,388	出所:不動産会社ネオ・カーサ ①地区名:プリマヴェーリ地区(ブカレスト市内) ②住宅の種類:マンション築5年、3部屋、家具、 エアコン付き、 ③占有面積:120㎡
通信費	12.電話架設料	新規加入者は無料	新規加入者は無料	新規加入者は無料	出所:ロムテレコムホームページ
	13.電話利用料	月額基本料 10.7 1分当たり通話料 0.01~0.07	8.21 0.01~0.054	35.29 0.04~0.23	出所:同上 料金算定方法:時間帯などで通話料が異なる
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.63	1.25	5.37	出所:同上
	15.携帯電話加入料	なし	なし	なし	出所:ボーダフォンから聴取
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 4.66 1分当たり通話料 0.17~0.26	3.57 0.13~0.20	15.34 0.56~0.87	出所:ボーダフォンのHP
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料 23.32 架設費 62.18 モデム賃貸料 6.22	17.85 47.60 4.76	76.71 205 20.46	出所:クリックネットのHP 接続方法:ADSL(2MB)

ルーマニア(調査都市:ブカレスト)

〔1米ドル=3.2896レイ〕、〔1ユーロ=4.2975レイ〕で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 なし 1KWh当たり料金 0.07~0.20	なし 0.05~0.16	なし 0.23~0.67	出所: 法令2008年134号 料金算定方法: 2009年1月1日以降 別途、物品税が加算される、産業用は 1MWh=0.42ユーロ
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	月額基本料 0.05(VAT 含む)×日数 1kWh当たり料金 0.09~0.11	0.04(VAT含む)×日数 0.07~0.09	0.18(VAT含む)×日数 0.29~0.37	出所: 電力会社エレクトリカのHP 料金算定方法: 2008年10月1日以降、1ユーロ=3.74レイ 別途、物品税が加算される、一般用は 1MWh=0.84ユーロ
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.22	なし 0.17	なし 0.714	出所: 水道会社アパノヴァ・ブカレストから聴取
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 飲料水用 0.75 下水用 0.17	なし 0.57 0.13	なし 2.45 0.55	出所: アパノヴァ・ブカレストのHP 料金算定方法: 2008年1月1日以降
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 32.29~33.34	なし 24.72~25.52	なし 106.23~109.67	出所: 電力規制局(ANRE)から聴取 法令2008年89号 ガスの種類: 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 32.29~33.34	なし 24.72~25.52	なし 106.23~110	出所: 同上 ガスの種類: 天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(ブカレスト)→ 最寄り港(コンスタンツァ港)→横 浜港	1,650~1,750	1,263~1,340	5,428~5,757	出所: 日本郵船イスタンブール事務所から聴取
	②第3国輸出:工場(ブカレスト) →最寄り港(コンスタンツァ港)→ 第3国仕向け港(ニューヨーク)	2,350~2,450	1,799~1,875	7,731~8,060	出所: 同上 ニューヨークでのコンテナ取扱料 600ドル含まず
	③対日輸入:横浜港→最寄港(コ ンスタンツァ港)→工場(ブカレ スト)	4,000~4,100	3,062~3,138	13,158~13,487	出所: 同上
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	0.92~0.95	0.70~0.73	3.02~3.12	出所: ペトロムのHP 料金算定方法: 2009年1月26日時点
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.04~1.14	0.80~0.87	3.42~3.75	出所: 同上
税制	27. 法人所得税 (表面税率、%)		16		出所: 法令2005年163号法
	28. 個人所得税 (最高税率、%)		16		出所: 緊急法令2004年138号 一律(フラットタックス)
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		19		出所: 法令2003年571号 緊急法令2008年200号 政令2008年1618号 軽減税率(9%、5%)あり 書籍、見本市入場料、医薬品など 9% 未婚または既婚者で初めて住居を購入する場合 5%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10		出所: ブライスウォーター・ハウスクーパースのHP 内の「The Romanian Tax Pocket Book 2009 Edition」 日本との租税条約(ある場合)1976 年213号: 第 11条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		10		出所: 同上 日本との租税条約(ある場合): 第10条
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)		0		出所: 同上 文化的使用の場合は10% 日本との租税条約(ある場合): 第12条
車両	*1.乗用車購入価格	9,654	7,390	31,759	出所: 自動車輸入者輸出者協会(APIA)のホ ームページ 国産車タチア・ロガン 1.5dCi Ambiance
	*2.大型乗用車購入価格	72,788	55,717	239,444	出所: 同上 メルセデス・ベンツ E350

ブルガリア(調査都市:ソフィア)

[1米ドル=1.49レバ]、[1ユーロ=1.95レバ]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	343	263	512	データ出所:統計局データと産業協会へのヒアリングから算出。ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおおよそ0.5対1対1.5
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	687	525	1,024	出所:同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	1,030	787	1,535	出所:同上
	4.法定最低賃金	161	123	240	出所:法令2009年 / 1 改定日:2009年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ月相当			慣習として、13ヵ月目の給料として1ヵ月相当がクリスマス前に支払われることが多い。08年は不況で支給しなかった企業もある
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 18.1~21.6% ②被雇用者負担率 13.3~15.5% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 0.6% 医療保険 4.3% 年金:1960年以前に生まれた被雇用者10%、それ以外は7.2% その他:6.0~6.7%(疾病保険2.1%、追加社会保険料3.0%、労働災害保険0.4~1.1%、賃金保証基金0.5%)			出所:2009年度国家予算法、93条
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	11.3% → 19.5% → 21.7%			データ出所:統計局(2008年は暫定値)、Enterprise Survey on the Number of Employed Persons, Wages and Salaries and Other Labour Costsの各年版から算出
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	65~667	50~510	9~99	出所:現地週刊誌キャピタル(元データはユーロ建て) 工業地域:ソフィア(2008年12月時点)
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	3~13	2~10	4~20	同上
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	32	25	48	出所:同上 所在地:世界貿易センター・ソフィア、価格には水道・光熱費・清掃代等が含まれる
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,613~3,26	2,000~2,500	3,900~4,875	出所:同上 ①地区名:市内中心部(ハジ・デミタル通り) ②住宅の種類:アパート ③税・諸経費の内訳:手数料別、家賃前払い3ヵ月分 ④占有面積:143~224平方メートル
通信費	12.電話架設料	家庭用 16.11 業務用 56.88	12.30 43.08	24 84	出所:ブルガリア・テレコム ブルガリア・テレコムの料金表(2007年2月1日以降)
	13.電話利用料	月額基本料 家庭用 9.26、 業務用14.50 1分当たり通話料 0.10 家庭用・業務用共 0.10	7.08 11.08 0.08	13.80 21.60 0.15	出所:同上 1分当たり通話料:市内通話 1通話毎0.158レバ+0.018レバ/分
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.42	1.85	3.60	出所:同上 日本向けは通話先国のカテゴリー3に該当。
	15.携帯電話加入料	0	0	0	出所:Mtel(携帯電話のプロバイダーはMobilTel)
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 4.63~46.31 1分当たり通話料 0.12~0.03	3.54~35.40 0.09~0.03	6.90~69.0 0.18~0.05	出所:同上 Mtel Business ClassA~ClassD
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 0 月額使用料(固定) 13.42~16.78	0 10.26~12.82	0 20~25	出所:ブルガリア・テレコム 月額使用料はADSL(常時接続、下り6MBもしくは12MB)の12ヵ月契約の場合の料金 接続速度により料金が異なる

ブルガリア(調査都市:ソフィア)

[1米ドル=1.49レバ]、[1ユーロ=1.95レバ]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 0 1kWh当たり料金 昼間 0.07 夜間 0.03	0 0.04 0.02	0 0.08 0.03	出所:エネルギー水規制委員会 2008年12月23日に設定された 3相低圧電流 1kWh当たり料金:ピーク0.17レバ
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 0 1kWh当たり料金 昼間 0.07 夜間 0.03	0 0.05 0.02	0 0.10 0.04	出所: 同上
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 1.10~1.32	0 0.84~1.01	0 1.64~1.97	出所:ソフィア水道公社 料金は下水処理を含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 0.94	0 0.72	0 1.40	出所: 同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 0.55~0.65	0 0.42~0.50	0 0.81~0.97	出所:ブルガルガス 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0 1m3当たり料金 0.70	0 0.5	0 1.04	出所:ソフィアガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(ソフィア)→最 寄り港(ヴァルナ港)→横浜港	1,741~2,251	1,333~1,723	2,599~3,360	出所:シェンカー・ブルガリア(元データ:陸送部 分はユーロ建て、海上部分はドル建て)
	②第3国輸出:工場(ソフィア空港 付近の工業団地)→最寄り港 (ヴァルナ港)→第3国仕向け港 (ニューヨーク港)	2,999~3,347	2,296~2,562	4,477~4,996	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港 (ヴァルナ港)→工場(ソフィア)	3,146~3,475	2,408~2,660	4,696~5,187	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	1.13	0.87	1.69	出所:ペトルル(Petrol) 2009年2月1日時点
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.15	0.88	1.72	同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	10			出所:財務省
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	10			出所: 同上 2008年1月1日から一律10%
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	20			出所: 同上
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10			出所:「所得に対する租税に関する二重課税の 回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリ ア共和国との間の条約」第11条(1991年8月9日 発効)
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	5			出所: 同上(第10条)
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	10			出所: 同上(第12条)
車両	*1.乗用車購入価格	25,477	19,467	37,960	出所:トヨタ・バルカン トヨタ・カローラ・ソル排気量1,600cc(輸入車)
	*2.大型乗用車購入価格	71,012	54,360	106,002	出所:バルカン・スター(メルセデスの正規取扱 店) メルセデス・ベンツE350、排気量3,500cc

セルビア(調査都市:ベオグラード)

〔1米ドル=71.555ディナール〕、〔1ユーロ=93.473ディナール〕で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	345	264	24,677	出所:求人サイト大手Bestjobs データ抽出・処理方法:上記ウェブサイト掲載
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	520	398	37,202	出所:同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	1,172	897	83,845	出所:同上 会計責任者、販売責任者
	4.法定最低賃金	1.22	0.93	87.00	出所:社会経済協議会(政府、雇用者団体、労働組合3者による労使問題協議の委員会組織) 左記は2009年1月～6月の時給
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	慣例として給与の10～30%程度を支給する企業あり			
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 17.9% ②被雇用者負担率 17.9% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 0.75% 医療保険 6.15% 年金 11.0%			出所:強制社会保障法(2004年制定)第45条
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	24.4% → 27.9% → 17.5%			出所:統計局
地価・ 事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	120	92	8569	出所:セルビア輸出投資促進庁データベース 工業団地名:ベオグラード郊外Zemun
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	12	9	859	出所:同上 工業団地名:ベオグラード郊外Visnjicka Banja
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	27	21	1,963	所在地:ベオグラード市内 出所:英国系不動産コンサルティング企業発表資料
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,045～1,437	800～1,100	74,778～102,820	出所:同上 ①地区名:ベオグラード市中心部および日系企業オフィスが集まる新興開発地域 ②住宅の種類:アパート ③税・諸経費の内訳:税・手数料別 ④占有面積:83～120㎡
通信費	12.電話架設料	個人 82.45 法人 164.91	63.12 126.24	5,900 11,800	出所:テレコム・セルビア
	13.電話利用料	月額基本料3.22 1分当たり通話料(個人) 0.007 1分当たり通話料(法人) 0.008	2.46 0.005 0.006	230 0.48 0.59	出所:同上 月額基本料は個人、法人とも同額
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	個人 2.20 法人 2.73	1.69 2.09	157.71 195.62	出所:同上
	15.携帯電話加入料	なし	なし	なし	出所:テレノール
	16.携帯電話基本通話料	1通話当たり 2.93 1分当たり 5.40	2.24 4.13	209 386	出所:同上 Business Flexy 500(月間最低通話時間500分以上のパッケージ料金)、テレノール加入携帯電話との通話の場合
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額使用料(固定) 19.43	15	1,390	出所:セルビア・ブロードバンド(SBB) フラットパッケージ料金 下り1,024Kbit、上り128Kbit
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 11.10 1KWh当たり料金 0.02～0.08	8.50 0.02～0.06	794 1.48～5.90	出所:セルビア電力公社(Elektroprivreda Srbije)
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 5.55 1KWh当たり料金 0.01～0.04	4.25 0.01～0.03	397 1.04～3.12	同上

セルビア(調査都市:ベオグラード)

〔1米ドル=71.555ディナール〕、〔1ユーロ=93.473ディナール〕で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.86	なし 0.66	なし 61.42	出所:ベオグラード市水道事業公社(Beogradski Vodovod-Ii Kanalizacija)
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.42	なし 0.33	なし 30.40	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.44	なし 0.34	なし 31.67	出所:セルビアガス(Srbijagas)
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.48	なし 0.37	なし 34.53	同上
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(ベオグラード) →最寄り港(リエカ港(クロアチア))→横浜港	3,100	2,373	221,821	出所:現地フォワーダー(Jugoagent)
	②第3国輸出:工場(ベオグラード) →最寄り港(リエカ港(クロアチア))→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	2,950	2,258	211,087	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(リエカ港(クロアチア))→工場(ベオグラード)	3,600	2,756	257,598	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.23	0.94	88.00	出所:資源大手NIS(Naftna Industrija Srbije)
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.08	0.83	77.20	同上
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	10			出所:改正法人税法25条
	28.個人所得税 (最高税率、%)	10 15			出所:改正個人所得税法24条 上段:年収1,142,829ディナール(12,226ユーロ)以上、下段2,285,640ディナール(24,452ユーロ)以上
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	標準税率18 軽減税率8			出所:付加価値税法23条 軽減税率は医薬品、食品、不動産など
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	20			出所:付加価値税法25条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	20			同上
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	2			同上
車両	*1.乗用車購入価格	27,694	21,200	1,981,628	出所:トヨタ・セルビアのHP トヨタ・カローラ(ソル)、1600cc、
	*2.大型乗用車購入価格	62,183	47,601	4,449,408	出所:自動車雑誌「SAT Plus」09年2月5日号 メルセデス・ベンツE280 CDI

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クナ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	802	614	4,519	出所:統計局 データ抽出・処理方法:2008年第1、第2四半期の平均
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,186	908	6,681	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	1,362	1,043	7,674	同上
	4.法定最低賃金	487.66	373.28	2,747.00	出所:最低賃金法 2008年7月1日施行 左記は2009年5月31日まで適用。2009年6月1日以降は3,123.22クナ
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ月分相当			賞与という概念では無いが、13ヵ月目の給与としてクリスマス時期に支給される場合あり
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率 17.2% ②被雇用者負担率 20.0% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 1.7% 医療保険 15.0% 特別医療保険:0.5%			出所:社会負担法
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	6.2% → 6.2% → 6.9%			出所:統計局
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	91.45~392	70~300	515~2,208	出所:現地不動産会社 ザグレブウエストWEBサイト 工業団地名:ザグレブ市郊外工業団地 価格表示(オリジナル):ユーロ建て VAT(22%)含む
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	6.38~10.45	4.88~8	35.91~58.87	同上
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	13.06~26.13	10~20	73.59~147.18	出所:同上 所在地:ザグレブ市中心部 価格表示(オリジナル):ユーロ建て VAT(22%)含む
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,045.13~2,874.10	800~2,200	5,887.20~16,189.80	出所:同上 ①地区名:ザグレブ市中心部 ②住宅の種類:アパート ③税・諸経費の内訳:VAT(22%)含まず・手数料別 ④占有面積:55~130平米 価格表示(オリジナル):ユーロ建て
通信費	12.電話架設料	108	83	610	出所:T-comクロアチア VAT(22%)含む
	13.電話利用料	月額基本料 15.16 1分当たり通話料 0.05	11.60 0.04	85.40 0.28	出所:同上 T-comクロアチア加入者間通話、日曜日以外の7~19時の料金 VAT(22%)含む
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	4.55	3.48	25.62	出所:同上 VAT(22%)含む
	15.携帯電話加入料	0	0	0	出所:Tモバイルクロアチア 携帯電話の加入料は不要
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 26.63 1分当たり通話料 0.20	20.38 0.15	150 1.10	出所:同上 「Flex 150」無料通話150分 VAT(22%)含む
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 97.46 月額使用料 39.80	74.60 30.46	549 224.18	出所:同上 下り最高2,048kbps、上り256kbps ADSL

クロアチア(調査都市:ザグレブ)

[1米ドル=5.633クナ]、[1ユーロ=7.3590クナ]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クナ	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kwh当たり)	月額基本料 22.96 1kwh当たり料金 0.01	17.57 0.07	129.32 0.55	出所:クロアチア電力(HEP) 冬季7~21時、夏季8~22時料金 VAT(22%)含む
	19.一般用電気料金 (kwh当たり)	月額基本料 3.47 1kwh当たり料金 0.16	2.65 0.13	19.52 0.92	同上
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 4.98	3.81	28.0599	出所:ヴォドオプスクルバ・イ・オデュヴォジュニヤ (Vodoopekrba I Odvodnja) 月額基本料なし VAT(22%)含む
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 1.99	1.53	11.2233	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 0.44	0.34	2.49	出所:ザグレブ市ガス供給公社 月額基本料なし VAT(22%)含む
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	1m3当たり料金 0.43	0.33	2.434	同上
輸送	24.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)				
	①対日輸出:工場(ザグレブ)→ 最寄り港(リエカ港)→横浜港	2,016	1,543	11,354	出所:オーストリア系フォワーダー 陸上輸送費(475ユーロ)+海上輸送費(1,395ドル)
	②第3国輸出:工場(ザグレブ)→ 最寄り港(リエカ港)→第3国仕向 け港(ニューヨーク港)	2,751	2,105	15,494	出所:同上 陸上輸送費(475ユーロ)+海上輸送費(2,130ドル)
	③対日輸入:横浜港→最寄港(リ エカ港)→工場(ザグレブ)	2,161	1,654	12,170	出所:同上 陸上輸送費(475ユーロ)+海上輸送費(1,540ドル)
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.18	0.90	6.63	出所:INA 2009年1月25日
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.16	0.89	6.55	同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)		20		出所:財務省、国税庁
	28. 個人所得税 (最高税率、%)		45		出所:財務省、国税庁 4段階の累進課税 年収:26万8,800クナを超える場合、45%(最高税率)を適用 その他、年収に応じて15%、25%、35%の税率を適用
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		22		出所:財務省、国税庁 標準税率:22% 軽減税率:10%(ホテル宿泊及び食事提供) パン、ミルク、医薬品、書籍などは非課税
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		15		出所:財務省、国税庁
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		なし		同上
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)		15		同上
車両	*1.乗用車購入価格	23,654	18,106	133,244	出所:ルノークロアチアWEBサイト ルノーメガーヌ Sedan Dynamique(セダン、輸入車) 1,598cc 16V VAT(22%)含む
	*2.大型乗用車購入価格	82,487	63,140	464,607	出所:メルセデスクロアチアWEBサイト メルセデスベンツ E 350(セダン、輸入車) 2,987cc VAT(22%)含む 価格表示(オリジナル):ユーロ建て

ロシア(調査都市:モスクワ)

[1米ドル=34.6847ルーブル]、[1ユーロ=45.3398ルーブル]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	1,124~2,468	860~1,888	39,000~85,600	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.4, 2008 注:保守工
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,874~3,748	1,434~2,867	65,000~130,000	出所:同上 注:主任給電技師
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	3,748~14,992	2,867~11,469	130,000~520,000	出所:同上 注:部長
	4.法定最低賃金	125 (モスクワ市 239)	96 (モスクワ市 183)	4,330 (モスクワ市 8,300)	出所:2008年6月24日付連邦法91-FZ号、2008年12月16日付モスクワ市政府決定第1152-PP号 改定日:2009年1月1日(連邦、モスクワ市) 注:モスクワ市は2009年5月1日から8,500ルーブル、9月1日から8,700ルーブルに引き上げ
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		① 1,799~14,047 ② 1,349~13,493 ③ 4,498~42,901		出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.4, 2008 注:①保守工、②主任給電技師、③部長
	6. 社会保障負担率	① 雇用者負担率: 統一社会税として26% 労災保険0.2~8.5%(業種の危険度によって異なる) ②被雇用者負担率:0%			出所:国税基本法241条 2005年12月22日付連邦法第179-FZ号、 2007年7月21日付連邦法第183-FZ号 注:年収が28万ルーブル以下の場合
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	24.8% → 31.3% → 25.6%			出所:連邦国家統計局
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	① 35~45 ② 45~70 ③ 100~200	① 24.5~31.5 ② 31.5~49 ③ 70~140	① 1,214~1,561 ② 1,561~2,428 ③ 3,468~6,937	出所:ナイトフランク 注:ドル建ておよびユーロ建て(ルーブル価格はドル価格を元に算出)、VAT含まず。①シムフェロポリスコエ街道沿い(モスクワ環状自動車道から10~30km)、②カシルスコエ街道沿い(同10~30km)、③レニングラードスコエ街道沿い(同30~50km)
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	①144 ②131	①110 ②100	①4987 ②4,534	①出所:エウラシア・ロジスティク 工業団地名:北ドモジエドウォ(モスクワ環状自動車道から11km) ②出所:ロスエウロデベロップメント 工業団地名:クリョクシノ(同24km) 注:ユーロ建て。VAT、共益費含まず
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	92~125	70~96	3,191~4,336	出所:欧州ビジネス協会(AEB)「Real Estate Monitor」2008年下半年 注:ドル建て。サドーヴォエ環状道内。クラスA物件。VAT、共益費除く
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	2,000~6,000	1,530~4,590	69,369~208,108	出所:同上 ①地区名:サドーヴォエ環状道内 ②住宅の種類:アパート(寝室2部屋) ③占有面積:120㎡ ④ドル建て。VAT、共益費については契約条件による。セイフティ・デポジット1か月分と不動産会社への仲介手数料1か月分
通信費	12.電話架設料	367	281	12,744	出所:モスクワ市電話ネットワーク 料金算定方法:法人向け。電話線架設がない場合
	13.電話利用料	月額基本料 8.98 1分当たり通話料 0.01	6.87 0.01	311.52 0.2832	出所:モスクワ市電話ネットワーク 料金算定方法:450分通話分含む。市内電話
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.53	1.17	52.92	出所:ロステレコム 料金算定方法:料金プラン「メジドゥナロードスイ」。アジア1地区料金
	15.携帯電話加入料	なし	なし	なし	出所:MTS 料金算定方法:料金プラン「コーポレートネットワーク(ダイレクト)」
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 9.80 1分当たり通話料 0.15	7.50 0.11	340 5.07	出所:同上 料金算定方法:料金プラン「コーポレートネットワーク(ダイレクト)」。市内通話
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 0 月額基本料 182	0 139	0 6,305	出所:コムスター・ダイレクト 料金算定方法:料金プラン「ビジネス10」。ADSL。下り回線速度6Mbps。10GB分トラフィックを含む。超過分は1Mb当たり0.6608ルーブル(0.02ドル、0.01ユーロ)

ロシア(調査都市:モスクワ)

〔1米ドル=34.6847ルーブル〕、〔1ユーロ=45.3398ルーブル〕で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり 0.04~0.11	なし 0.03~0.08	なし 1.37~3.77	出所:モスクワ市エネルギー委員会 注:電圧および時間帯により変化
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり 0.02~0.09	なし 0.01~0.07	なし 0.53~3.01	出所:同上 注:料金は時間帯および電気・ガスオープン備え付けの有無により変化
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり 0.59	なし 0.45	なし 20.296	出所:モスクワ市水道事業公社「モスウオドカナール」
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし メーターあり 1m3当たり 0.45(給水) 1m3当たり 2.15(給湯) メーターなし 1人当たり 3.09(給水) 1人当たり 10.21(給湯)	なし メーターあり 0.34 1.65 メーターなし 2.36 7.81	なし メーターあり 15.45 74.67 メーターなし 107.15 354.30	出所:2008年12月10日付モスクワ市政府決定第1112-PP号
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり 0.06	なし 0.05	なし 2.2184	出所:連邦公共料金局 注:2009年4月1日から2.38242ルーブル(0.07ドル、0.05ユーロ)、7月1日から2.55824ルーブル(0.07ドル、0.06ユーロ)、10月1日から2.7258ルーブル(0.07ドル、0.06ユーロ)
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1人当たり 0.70	なし 0.54	なし 24.3	出所:2008年12月10日付モスクワ市政府決定第1112-PP号
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:最寄り港(サンクトペテルブルク港)→横浜港	3,400	2,601	117,928	出所:近鉄エクスプレス ドル建て。モスクワ～サンクトペテルブルク間の陸送費は1,200ドル
	②第3国輸出:最寄り港(サンクトペテルブルク港)→第3国仕向け港(ドイツ・ブレーマーハーフェン港)	2,300	1,759	79,775	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄り港(サンクトペテルブルク港)	5,200	3,978	180,360	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	0.63(オクタン価95) 0.55(オクタン価92)	0.48 0.42	21.9 19.2	出所:TNK-BP(2009年1月26日付)
	26.軽油価格(1ℓ)	0.58	0.45	20.20	同上
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	20 連邦税 2 地方税 18			出所:国税基本法284条
	28.個人所得税 (最高税率、%)	13			出所:国税基本法224条
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	18			出所:国税基本法164条
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10			所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 第8条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15			所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 第7条
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	10			所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 第9条
車両	* 1. 乗用車購入価格	13,138	10,051	455,700	出所:フォード・ロシア フォード・フォーカス グレード:コンフォート、基本価格、1,600cc
	* 2. 大型乗用車購入価格	74,211	56,771	2,574,000	出所:メルセデス・ベンツ・ロシア メルセデス・ベンツ グレード:E280、基本価格、ステーションワゴン、3,000cc

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	非熟練工 488~553 熟練工 733~959	373~423 560~734	16,929~19,192 25,409~33,268	出所:サンクトペテルブルク人材関連サービス・情報提供会社「AVANTA Personnel」 注:荷役労働者、包装係などを「非熟練工」、生産オペレーター、機械組立工などを「熟練工」とする
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,037~1,342	793~1,027	35,971~46,564	出所:同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	932~1,538	713~1,176	32,310~53,332	出所:同上
	4.法定最低賃金	サンクトペテルブルク市 179 レニングラード州 139	137 106	6,200 4,820	出所:2009年2月16日付合意書「サンクトペテルブルクの2009年の最低賃金について」、2009年1月30日付合意書「レニングラード州の2008~2010年の最低賃金についての合意書への追加について」 改定日:2009年2月16日(サンクトペテルブルク市)、2009年1月30日(レニングラード州)
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.			
	6. 社会保障負担率	① 雇用者負担率: 統一社会税として26% 労災保険0.2~8.5%(業種の危険度によって異なる) ②被雇用者負担率:0%			出所:国税基本法241条 2005年12月22日付連邦法第179-FZ号、 2007年7月21日付連邦法第183-FZ号 年収が28万ルーブル以下の場合
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	28.6% → 34.7% → 26.9%			出所:サンクトペテルブルク市・レニングラード州国家統計局 2006年、2007年は前年比、2008年(1~11月)は前年同期比
地価・ 事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	123~154	94~118	4,280~5,350	出所:S.ジノウィエフ ユーロ建て。サンクトペテルブルク市南部地域(モスクワ街道、ブルコウオ街道沿い)。基本的にインフラは未整備
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	市中心部 109 それ以外 55	84 42	3,790 1,917	出所:S.ジノウィエフ ユーロ建て。平均価格
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	3,171	2,426	110,000	出所:中央不動産エージェンシー ①地区名:ツェントラリヌィ・ライオン ②住宅の種類:3部屋アパート ③税:諸経費の内訳:税、諸経費込み ④占有面積:100㎡ ⑤セイフティ・デポジット1ヵ月分と不動産会社への仲介手数料1ヵ月分
通信費	12.電話架設料	136	104	4,720	出所:ノースウエストテレコム 料金算定方法:法人向け。電話線架設が無い場合
	13.電話利用料	月額基本料 10.21 1分当たり通話料 0	7.81 0	354 0	出所:同上 料金算定方法:法人向け。市内通話
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.54	1.95	88.22	出所:ロステレコム 料金算定方法:アジア1地区料金
	15.携帯電話加入料	0	0	0	出所:MTS 料金算定方法:料金プラン「コーポレート」
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 0 1分当たり通話料 0.08	0 0.06	0 2,647	出所:同上 料金算定方法:料金プラン「コーポレート」。市内固定電話
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 51 月額基本料 187	39 143	1,770 6,490	出所:ノースウエストテレコム 料金算定方法:料金プラン「スプリント」。xDSL。下り回線速度1Mbps
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり 0.05~0.21	なし 0.04~0.16	なし 1.64~7.30	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 電圧および時間帯により変化
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり 0.04~0.07	なし 0.03~0.05	なし 1.39~2.31	出所:同上 時間帯等により変化

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり 0.50	なし 0.38	なし 17.43	出所: サントペテルブルク市公共料金委員会
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり 0.27(給水) 1m3当たり 1.38(給湯)	なし 0.21 1.05	なし 17.43 47.74	出所: 同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり 0.06	なし 0.05	なし 2.15	出所: 連邦公共料金局 注: 2009年4月1日から2.30218ルーブル(0.07ドル、0.05ユーロ)、7月1日から2.46974ルーブル(0.07ドル、0.05ユーロ)、10月1日から2.62904ルーブル(0.08ドル、0.06ユーロ)
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0.74 1m3当たり 0.07	0.57 0.06	25.67 2.53	出所: サントペテルブルク市公共料金委員会 注: 月額基本料は2009年4月時点、1m3当たりの料金は2009年7月1日から2.82119ルーブル(0.08ドル、0.06ユーロ)
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出: 最寄り港(サントペテルブルク港)→横浜港	2,200	1,683	76,306	出所: 近鉄エクスプレス ドル建て。モスクワ～サントペテルブルク～横浜の費用からモスクワ～サントペテルブルク間の陸送費(1,200ドル)を除いて算出
	②第3国輸出: 最寄り港(サントペテルブルク港)→第3国仕向け港(ドイツ・ブレーマーハーフェン港)	1,100	841	38,153	出所: 同上 ドル建て。モスクワ～サントペテルブルク～ブレーマーハーフェンの費用からモスクワ～サントペテルブルク間の陸送費(1,200ドル)を除いて算出
	③対日輸入: 横浜港→最寄り港(サントペテルブルク港)	4,000	3,060	138,739	出所: 同上 ドル建て。横浜～サントペテルブルク～モスクワの費用からモスクワ～サントペテルブルク間の陸送費(1,200ドル)を除いて算出
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	0.62(オクタン価95) 0.54(オクタン価92)	0.48 0.41	21.62 18.76	出所: 石油関連情報会社「Au92」(2009年1月28日付) 注: サントペテルブルクにおけるガソリンスタンドの小売平均価格
	26. 軽油価格(1ℓ)	0.59	0.45	20.50	同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	20% 連邦税 2% 地方税 18%			出所: 国税基本法284条
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	13			出所: 国税基本法224条
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	18			出所: 国税基本法164条
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10			所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 第8条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15			所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 第7条
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	10			所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 第9条
車両	* 1. 乗用車購入価格	13,839	10,587	480,000	出所: ロルフ フォード・フォーカス グレード: コンフォルト、基本価格、1,600cc
	* 2. 大型乗用車購入価格	62,092	47,500	2,153,641	出所: オートフォーラム メルセデス・ベンツ グレード: E230、基本価格、ユーロ建て、2,500cc

ウクライナ(調査都市:キエフ)

[1米ドル=7.7フリブニヤ]、[1ユーロ=10.0954フリブニヤ]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニヤ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	483	368	3,716	出所: アンコール「Salary, Compensation and Benefit Survey, Kyiv」(2008年10月)
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,410	1,075	10,855	
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	1,870	1,426	14,399	
	4.法定最低賃金	79	60	605	出所: ウクライナ法第853-17号(2008年12月26日付) 改定日: 2009年1月1日。以降、4月、7月、10月および12月に0.8~3.3%の幅で段階的に引き上げ
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	ワーカー: 月給の16% エンジニア: 月給の25% 中間管理職: 月給の33%			出所: アンコール「Salary, Compensation and Benefit Survey, Kyiv」(2008年10月)
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率: 36.76~49.7% 雇用者負担率の内訳: 失業保険 1.6%、社会保障基金 1.4%、年金基金 33.2%、 労災保険 0.56~13.5% 被雇用者負担率: 3.1~3.6% 被雇用者負担率の内訳: 失業保険 0.6%、社会保障基金 0.5~1%、年金基金 2%			出所: ウクライナ法第107-VI号(2007年12月28日付) 労災保険(雇用者負担)は業種の危険度、社会保障基金の被雇用者負担分は賃金水準により異なる
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	31.6% → 33.0% → 33.7%			出所: ウクライナ国家統計委員会 キエフ市の上昇率
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	100	76	770	出所: ウェルカム キエフ市から西約60キロメートル、用地のみ
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	10	8	77	出所: プロフィット・グループ キエフ市から南東80キロメートル、諸経費含まず ドル建て 事務スペースは20ドル、倉庫は10ドル
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	54~90	41~69	米ドル払い	出所: ジョンズ・ラング・ラサール・キエフ 市内中心部 クラスA
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	3,000	2,288	米ドル払い	出所: ナイトフランク キエフ市内中心部 3部屋アパート、90㎡ 家具、駐車場含む
通信費	12.電話架設料	112	86	864	出所: ウクルテレコム 新規加入時の法人向け価格
	13.電話利用料	月額基本料: 3.35~4.79 1分当たり通話料: 0.007 (176分~840分) 0.005(841分以上)	2.56~3.65 0.005 0.004	25.82~36.89 0.054 0.038	出所: 同上 法人向け料金プラン、市内通話 175分までの通話料は無料
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.44~1.80	1.10~1.37	11.09~13.86	出所: 同上 米ドル建て 通話料は時間帯と曜日によって異なる
	15.携帯電話加入料	加入料: なし	なし	なし	出所: MTSウクライナ 料金プラン「ビジネス160New」
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 20.8 1分当たり通話料 0.019 (500分以降、最初の1分) 0.006(501分以降)	15.8 0.015 0.005	160 0.15 0.05	出所: 同上 料金プラン「ビジネス160New」 MTSネットワーク内 最初の500分間は通話料無料
電気料金	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 9.0 月額基本料 64.9(75GB まで)+0.001/MB(75GB を超える場合)	6.8 49.5+0.0008/MB	69 500+0.008/MB	出所: ウォーリャ 料金プラン「ビジネス・ユニバーサル」
	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり料金: 0.07 ~0.09	なし 0.05~0.07	なし 0.52~0.70	出所: キエフエネルギー 料金は電圧により異なる
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり料金: 0.03	なし 0.02	なし 0.24	出所: 同上

ウクライナ(調査都市:キエフ)

[1米ドル=7.7フリブニャ]、[1ユーロ=10.0954フリブニャ]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.58	なし 0.46	なし 4.5	出所:キエフウオドカナル 上下水込み
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 一人当たり月額 1.06	なし 0.81	なし 8.14	出所:同上 上下水込み、冷水および温水の供給
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.17	なし 0.13	なし 1.34	出所:キエフガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.05～ 0.17	なし 0.04～0.13	なし 0.36～1.33	出所:キエフガス 料金は年間消費量によって異なる ガスメーター付の家庭
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:調査都市(キエフ)→ 最寄り港(オデッサ港)→横浜港	2,750	2,097	21,175	出所:ウォルマール・ SHIPPING 内訳:キエフ→オデッサ港600ドル、オデッサ港→ 横浜港2,150ドル、米ドル建て
	②第3国輸出:調査都市(キエフ) →最寄り港(オデッサ港)→第3国 仕向け港(イスタンブール港(トル コ))	1,820	1,388	14,014	出所:同上 内訳:キエフ→オデッサ港845ドル、オデッサ港→ イスタンブール港975ドル、米ドル建て
	③対日輸入:横浜港→最寄港(オ デッサ港)→調査都市(キエフ)	3,170	2,418	24,409	出所:同上 内訳:横浜港→オデッサ港2,570ドル、オデッサ港 →キエフ600ドル、米ドル建て
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	0.70	0.53	5.39	出所:UA ペトロール オクタン価95、2009年1月26日～30日の国内平均 価格
	26. 軽油価格(1ℓ)	0.74	0.56	5.69	出所:同上 2009年1月26日～30日の国内平均価格
税制	27. 法人所得税 (表面税率、%)		25		出所:ウクライナ法第283/97-BP号(1997年5月 22日付)、同309-IV号(2008年6月3日付)、同 521-IV号(2008年9月18日付)、同639-IV号 (2008年10月31日付)
	28. 個人所得税 (最高税率、%)		15		出所:ウクライナ法第889-15号(2009年2月4日 付)
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)		20		出所:ウクライナ法第168/97-BP号(1997年4月3 日付)
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10		所得に対する租税に関する二重課税の回避の ための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国 連邦政府との間の条約 第8条
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)		15		所得に対する租税に関する二重課税の回避の ための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国 連邦政府との間の条約 第7条
	32.日本へのロイヤリティ送金課 税(最高税率、%)		10		所得に対する租税に関する二重課税の回避の ための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国 連邦政府との間の条約 第9条
車 両	* 1. 乗用車購入価格	20,766	15,839	159,900	出所:フォード・ウクライナ フォード「フォーカス」1.6 AT Trend+
	* 2. 大型乗用車購入価格	49,747	37,943	383,050	出所:メルセデスベンツ メルセデス・ベンツE230、ユーロ建て

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	243~321	173~229	340,000~450,000	出所およびデータ抽出・処理方法:日系製造業はほとんど進出していないため外国との合併繊維工場の実勢支払いベースを当該企業にヒアリング
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	428	305	600,000	日本企業を含む外国駐在員事務所現地スタッフの給与水準とは必ずしも連関していない
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	528	376	740,000	これらスタッフの給与水準は、ジェトロ・タシケントの推定では下級事務員で350~500ドル前後、上級事務員で1,000~1,500ドル前後(いずれも実勢支払いベース)
	4.法定最低賃金	20	14	28,040	出所:大統領令UP-4042(2008年10月22日付) 改定日:2008年11月16日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.			
	6.社会保障負担率	雇用者負担率: 統一社会保険料として名目月額賃金の24 % 予算外企業年金として総売上高の1% 予算外学校教育基金として総売上高の1% 被雇用者負担率:4.5% 被雇用者負担率の内訳: 年金基金として名目月額賃金の3.5 % 年金積み立て制度として同1%			出所:大統領決定PP-1024(2008年12月29日付)
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	30% → 45% → 44%			当該データは未公表 ここでは全国の公務員給与および法定最低賃金の上昇率を記載 出所:大統領令UP-3761(06年6月9日付)、UP-3808(同年10月12日付) 大統領令UP-3889(2007年7月10日付)、UP-3931(同年10月23日付) 大統領令UP-3972(2008年3月5日付)、UP-4014(同年7月21日付)、UP-4042(同年10月22日付)
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	大統領令UP-4059(2008年12月2日付)によりナボイ空港近郊に「自由工業経済区」の設置が決定したが、区割りや造成はこれからの状態であり、事実上、現時点では工業団地は存在しない 土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない 外国企業等には土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる 土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間62,135,558スム/ha)の支払いが必要 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が交付されていないため、私有化措置は導入されていない
	9.工業団地借料(月額) (㎡当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	同上
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	29	21	米ドル建て	出所:インターナショナル・ビジネス・センター 階、面積、場所によって変動 共益費を含む 米ドルまたは現地通貨払い
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	3,000~5,000	2,134~3,557	米ドル建て	出所:不動産業者 市内中心部 一戸建て、5~6部屋、200~400㎡ (慣例として)付加価値税20%込み 3カ月前払い、米ドル払い
通信費	12.電話架設料	120	85	168,062	出所:ブストン 新規加入時の価格 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	13.電話利用料	月額基本料 なし 1分当たり通話料 0.004	なし 0.003	なし 5.60	出所:同上 市内通話 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.89	2.77	5,448	出所:同上 アジアⅡ地区料金 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	15.携帯電話加入料	加入料 なし デポジット最低額 3.00	なし 2.13	なし 4,202	出所:ユニテル 料金プラン「Sosedj」、デポジット最低額 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 0 1分当たり通話料 0.06	0 0.04	0 84	出所:同上 料金プラン「Sosedj」 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 なし 月額基本料 600(5GBまで)+0.12/MB(5GBを超える場合)	なし 427+0.09/MB	なし 840,312+168/MB	出所:ブストン 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い

ウズベキスタン(調査都市:タシケント)

[1米ドル=1,400.52スム]、[1ユーロ=1,968.43スム]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり料金 0.04	なし 0.03	なし 60.40	出所:ウズベクエネルギー 750kWh以上利用者の場合
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり料金 0.04	なし 0.03	なし 60.40	出所:同上 付加価値税賦課の対象外 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付)
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.15	なし 0.11	なし 213.60	出所:スヴソズ 上下水込み
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.06	なし 0.04	なし 85.00	出所:同上 上下水込み 付加価値税賦課の対象外 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付)
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.05	なし 0.04	なし 73.50	出所:ウズトランスガス 天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.02	なし 0.02	なし 30.00	出所:同上 天然ガス 付加価値税賦課の対象外 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付)
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:調査都市(タシケント)→最寄り港(ポストチヌイ港)→横浜港	5,500	3,913	米ドル建て	出所:TNT 内訳:タシケント→ロシア・ポストチヌイ港2,500ドル、ロシア・ポストチヌイ港→横浜港3,000ドル 商品によって警備代300ドルが加算 米ドル払い 日数:30~35日
	②第3国輸出:調査都市(タシケント)→最寄り港→第3国仕向け港(アントワープ港(ベルギー))	4,100	2,917	米ドル建て	出所:同上 内訳:タシケント→ロシア・ノボロシスク港2,300ドル、ロシア・ノボロシスク港→アントワープ港1,800ドル 商品によって警備代300ドルが加算 米ドル払い 日数:30~35日
	③対日輸入:横浜港→最寄港(ポストチヌイ港)→調査都市(タシケント)	6,500	4,625	米ドル建て	出所:同上 内訳:横浜港→ロシア・ポストチヌイ港3,800ドル、ロシア・ポストチヌイ港→タシケント2,700ドル 商品によって警備代300ドルが加算 米ドル払い 日数:30~35日
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	オクタン価80:0.74 オクタン価91:0.82	0.53 0.58	1,040 1,150	出所:ウズベクネフテガス 付加価値税およびガソリン使用税(1リットル当り120スム)を含む
	26.軽油価格(1ℓ)	0.74	0.53	1,040	同上
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	国税:10			出所:大統領決定PP-1024(2008年12月29日付)
	28.個人所得税 (最高税率、%)	・法定最低賃金の6倍以下の場合:12 ・同6倍を超え10倍以下の場合:12(法定最低賃金の6倍以下の部分)+17(同6倍を超える部分) ・同10倍を超える場合:17(法定最低賃金の10倍以下の部分)+22(同10倍を超える部分)			同上
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	20			同上
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	0			出所:国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付) 非居住者の利益に対する課税率は10%
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0			同上
	32.日本へのロイヤリティ送金課税 (最高税率、%)	0			同上 ロイヤリティに対する課税率は20%
車両	* 1. 乗用車購入価格	10,420~13,274	7,414~9,444	14,594,080~18,590,860	出所:ユヌサバド・アフサウド GMウズベキスタン「ネクシア」1,600cc
	* 2. 大型乗用車購入価格	車両本体価格54,252ドル(FOB)+輸送費4,779ドル+保険661ドル	38,600ユーロ(FOB)+3,400ユーロ+471ユーロ	ユーロ建て	出所:シルクロードスター メルセデス・ベンツE300 車両本体価格の約100%が関税、物品税、付加価値税等で必要、ユーロ払い ドイツから納車

		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	658	504	80,000	出所およびデータ抽出・処理方法:日系製造業はほとんど進出していないため韓国との合併企業の実勢支払ベースを当該企業にヒアリング
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,234	944	150,000	
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	2,057	1,574	250,000	
	4.法定最低賃金	111	85	13,470	出所:共和国法第95-IV号「2009年ー11年共和国予算について」 改定日:2009年1月1日
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.			
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率:11.04~20.99% 雇用者負担率の内訳: 社会保険料:11% 医療保険:0.04~9.99 % ②被雇用者負担率:10% 年金基金:10%			出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付) 共和国法第446-II「労働者の職務遂行における生命および健康への危害に対する雇用者の市民・法的責任強制保険について」(2005年2月7日付) 共和国法第136-I号「年金保障法」(1997年6月20日付)
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	20.4% → 41.6% → 16.4%			出所:アルマトイ市統計局 2008年は1ー11月の前年同期比伸び率
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	300	229	36,468	出所:工業ロジスティクスセンター「ダム」 付加価値税免除 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でテンゲ払い
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	12	9	1458.72	同上
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	50~80	38~61	6,078~97,248	出所:アルマトイ・リエル・エステート アルマトイ中心地 共益費含まず ドル建て 契約締結時の中央銀行レート換算でテンゲ払い
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	6,000~10,000	4,588~76,462	729,360~1,215,600	出所:同上 アルマトイ中心高級住宅地 一戸建て、250~500㎡、寝室数3~4室 共益費含まず ドル建て 契約締結時の中央銀行レートでテンゲ払い
通信費	12.電話架設料	96	74	11,684	出所:アルマトイテレコム 個人向け料金プラン
	13.電話利用料	月額基本料:4.05 1分当たり通話料:なし	3.10 なし	493 なし	出所:同上 個人向け料金プラン、市内通話
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.87	2.96	470	出所:同上 個人向け料金プラン
	15.携帯電話加入料	加入料 なし 前払い 21.05 SIMカード 3.63	なし 16.11 2.78	なし 2,559 441	出所:K'cell 料金プラン「Classic」
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 なし 1分当たり通話料 0.24	なし 0.19	なし 29.44	出所:同上 料金プラン「Classic」市内通話
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 75.00 月額接続料 35.04	57.39 26.82	9,117 4,260	出所:アルマトイテレコム 料金プラン「メガラインボックス」
電気料金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり料金 0.07	なし 0.06	なし 8.84	出所:アルマトイエネルギーズ
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 なし 1kWh当たり料金 0.07	なし 0.06	なし 8.84	出所:同上

		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.28	なし 0.21	なし 33.60	出所:バスタウ
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.16	なし 0.13	なし 20.00	出所:同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.15	なし 0.12	なし 18.64	出所:アルマトイガスコントラクト
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.15	なし 0.12	なし 18.64	出所:同上
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:調査都市(アルマトイ)→最寄り港(連雲港)→横浜港	7,000	1,111,950	米ドル建て	出所:日新 内訳:アルマトイ→中国・連雲港6,000ドル、中国・連雲港→横浜港1,000ドル 米ドル払い
	②第3国輸出:調査都市(アルマトイ)→最寄り港(アクタウ港)→第3国仕向け港(ドバイ港(アラブ首長国連邦))	4,300	683,055	米ドル建て	出所:日新 最寄り港:カザフスタン・カスピ海沿岸 内訳:アルマトイ→アクタウ港700ドル、アクタウ港→イラン(バンダルアンザリー)→(陸上輸送)→イラン・バンダルアバス港→ドバイ港3,600ドル 米ドル払い
	③対日輸入:横浜港→最寄港→調査都市(アルマトイ)	7,500	1,191,375	米ドル建て	出所:日新 内訳:横浜港→中国・連雲港1,500ドル、中国・連雲港→アルマトイ6,000ドル 米ドル払い
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	オクタン価93:0.59 オクタン価96:0.76	0.45 0.58	72 92	出所:ヘリオス
	26. 軽油価格(1ℓ)	0.54	0.42	66.00	出所:同上
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	国税:20			出所:共和国法第100-IV号「共和国基本法『予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)』の導入について」(2008年12月10日付)
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	10			出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付)
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	12			同上
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	0			同上
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0			同上
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	0			同上
車両	* 1. 乗用車購入価格	20,360	26,628	2,474,962	出所:アスタナモータース トヨタ「カローラ」1,600cc ドル建て 中央銀行公定レート換算でテンゲ払い
	* 2. 大型乗用車購入価格	44,080	57,650	9,157,703	出所:パーフェクトオート メルセデスベンツE350 関税含む ユーロ建て 中央銀行公定レート換算でテンゲ払い

		米ドル	ユーロ	現地通貨 トルコリラ	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	433～2,476	332～1895	700～4,000.00	出所:日系企業ヒアリング等
	2.エンジニア(月額:中堅技術)	1,052～5,075	805～3,885	1,700～8,200	データ抽出・処理方法:月額グロス
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	2,785～7,427	2,132～5,685	4,500～12,000	月額平均:1,500トルコリラ
	4.法定最低賃金	<2009年上半期> 16歳以上:412.21(月額、グロス) 326.26(月額、ネット) 16歳未満:350.93(月額、グロス) 282.36(月額、ネット) <2009年下半期> 16歳以上:428.92(月額、グロス) 338.23(月額、ネット)	315.54 249.74 268.63 216.14 328.33 258.91 279.29 223.77	666.00 527.13 567.00 456.21 693.00 546.48 589.50 472.32	改定日:2009年1月1日、2009年7月1日 出所:労働・社会保障省
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	0～基本給の4ヵ月分			食事手当、交通費、バイルム(宗教行事休暇)手当、民間保険、結婚・出産手当などの支給も一般的。ただし義務ではなく、慣習的。管理職には公用車(含むガソリン費)、携帯電話の支給もある
	6.社会保障負担率	①雇用者負担率 21.5% ②被雇用者負担率 15.0% 雇用者負担率の内訳 社会保険 19.5% 失業保険 2.0% 被雇用者負担率の内訳 社会保険 14.0% 失業保険 1.0%			出所:労働・社会保障省 2008年社会保障の雇用者負担5%軽減(但しこれまで支払い遅延がなかった企業のための適用で、それ以外は21.5%で据え置き) 雇用者負担率16.5%(内訳は社会保険14.5%、失業保険2.0%)、被雇用者負担率15.0%(社会保険14.0%、失業保険:1.0%)の計31.5%、所得税15～35%
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	18.50% → 9.40% → 21.80%			出所:トルコ公共労働者連合(Turkiye Kamu-Sen)
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	* (464～495) + tax ** (350～450) + tax	* (355～379) + tax ** (268～344) + tax	* (750～800) + tax ** (566～727) + tax	①工業団地名:*Gunesli-Ikitelli(イスタンブール欧州側)、**Gebze-Tuzla(イスタンブールアジア側)。出所:TURYAP不動産 ②税・諸経費の内訳:購入税、売却税ともに1.5%。不動産業者へのコミッションは売手3%、買手3～6%
	9.工業団地借料(月額) (㎡当たり)	* (3.75～5) + tax ** (5～6) + tax	* (2.87～3.83) + tax ** (3.83～4.59) + tax	* (6.06～8.08) + tax ** (8.08～9.69) + tax	①工業団地名:Gunesli-Ikitelli(イスタンブール欧州側)、**Gebze-Tuzla(イスタンブールアジア側)。出所:TURYAP不動産 ②税・諸経費の内訳:税:法人の場合はVAT(18%)+源泉課税(年間賃料の20%)。個人、協会、基金の場合はコミッションが年間賃料の18%(貸し手12%、借り手6%)。
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	* (20～25) + tax ** (30～35) + tax	* (15.31～19.14) + tax ** (22.96～26.79) + tax	* (32.31～40.39) + tax ** (48.47～56.55) + tax	①工業団地名:イスタンブール・ヨーロッパ側の*マスラク、**レヴェント地区。出所:TURYAP不動産 URL:www.turyap.com.tr ②税・諸経費の内訳:税:VAT(18%)+法人の場合は源泉課税(年間賃料の20%)。個人、協会、基金の場合はコミッションが年間賃料の18%(貸し手12%、借り手6%)
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	A) * 3,000～4,000 ** 4,000～6,000 B) * 4,000～5,000 ** 5,000～7,000 C) * 5,500～6,500 ** 6,500～8,000	A) * 2,296～3,062 ** 3,062～4,593 B) * 3,062～3,827 ** 3,827～5,358 C) * 4,210～4,976 ** 4,976～6,124	A) * 4,847～6,463 ** 6,463～9,694 B) * 6,463～8,079 ** 8,079～11,310 C) * 8,886～10,502 ** 10,502～12,926	出所:TURYAP不動産 地区名:A)イスタンブール・ヨーロッパ側のエティレル、ウルス地区、B)アルケント(エティレル)、C)サルコナクラル(エティレル)。*家具なし、**家具付き。 住宅の種類:a:警備・駐車場付きの高級住宅コンプレックス。b:同アルケント。c:同サルコナクラル 占有面積:A)100～120㎡、B)165㎡、C)160㎡ ※家賃は、特に契約書に明記がない限り1年に1回。ただし値上げ率は原則として前年のインフレを上回ってはいけない。トルコではこの原則を無視した値上げが頻繁に行われるので注意が必要
通信費	12.電話架設料	4.64	3.55	7.50	出所:トルコ・テレコム 料金算定方法:VAT(18%)込み。特別消費税(15%)込み
	13.電話利用料	月額基本料 9.18(一般)、 25.96(会社) 1分当たり通話料 0.050～0.059(一般) 0.041～0.058(会社)	7.03 19.87 0.038～0.045 0.032～0.045	14.83 41.94 0.080～0.095 0.067～0.094	出所:同上 料金算定方法(データ出所):固定電話利用料には5種類のパッケージがある。一般向け“standard line”以外では企業向けの“company line”(Sirket Hatti)が一般的。VAT(18%)込み。特別消費税(15%)込み
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.23(一般)、0.18(法人)	0.18、0.14	0.375、0.288	出所:同上 料金算定方法(データ出所):VAT(18%)込み。特別消費税(15%)込み。トルコ・テレコムの民営化による通信網の効率化の結果、日本は06年5月付で利用頻度の低いグループ3から頻度の高いグループ1に編入され、大幅値下となった
	15.携帯電話加入料	19.25	14.73	31.10	出所:テュルクセル(Turkcell) 料金算定方法:企業としての加入料はないが、政府が特別消費税(SCT)の形で新規加入の際に徴収される

		米ドル	ユーロ	現地通貨 トルコリラ	備考
通信費	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 0.93 1分当たり通話料 0.22 他社オペレーターを通じた通話料 0.37	0.71 0.17 0.28	1.5 0.35 0.60	出所: テュルクセル(Turkcell) 料金算定方法: VAT(18%)込み。特別消費税(25%)は含まない
	17.インターネット接続料金(ブロードバンド)	月額基本料: 1MB: 30.33 2MB: 42.71 4MB: 55.09 1MB当たり: 6.19	23.22 32.69 42.17 4.74	49 69 89 10	出所: スーパーオンライン 基本料金は付加価値税(18%)、特別消費税(15%)込み。なお設置料は29トルコリラ
電気料金	18.産業用電気料金(KWh当たり)	月額基本料 なし 1KWh当たり料金 0.093	なし 0.071	なし 0.151	出所: 国営配電会社(TEDAS) 料金算定方法: VAT(18%)とcity hall tax(1%)が課税される
	19.一般用電気料金(KWh当たり)	月額基本料 なし 1KWh当たり料金 0.103	なし 0.079	なし 0.166	出所: 国営配電会社(TEDAS) 料金算定方法: VAT(18%)とcity hall tax(5%)が課税される
水道料金	20.産業用水道料金(m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 2.97	なし 2.27	なし 4.79	出所: イスタンブール水道局(ISKI) 料金算定方法: 別途VAT(8%)が課税される
	21.一般用水道料金(m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0~10cm3: 1.32 11~20cm3: 1.98	なし 1.01 1.52 2.02	なし 2.13 3.20 4.26	出所: イスタンブール水道局(ISKI) 料金算定方法: 別途VAT(8%)が課税される
ガス料金	22.産業用ガス料金(m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.480	なし 0.368	なし 0.776236	出所: イスタンブール・ガス配給会社(IGDAS) ①料金算定方法: 別途VAT(18%)が課税される ②ガスの種類: 天然ガス
	23.一般用ガス料金(m3当たり)	月額基本料 なし 1m3当たり料金 0.480	なし 0.368	なし 0.776	同上
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出: 工場(都市名)→最寄り港(イスタンブール・ハイダルパシャ港)→横浜港	1,502	1,149	2,426	出所: 物流会社(RUYA Lojistik Turizm ve Dis Tic. Ltd. Sti.)
	②第3国輸出: 工場(都市名)→最寄り港(イスタンブール・ハイダルパシャ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)	3,948	3,022	6,378	同上
	③対日輸入: 横浜港→最寄港(イスタンブール・ハイダルパシャ港)→工場(都市名)	2,052	1,571	3,315	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	1.78 1.83	1.36 1.40	2.88 2.96	出所: BP. イスタンブールにおける価格 プレミアムガソリン価格(1ℓ): TL 2.96 料金算定方法: VAT(18%)、特別消費税(TL1.4915)込み
	26. 軽油価格(1ℓ)	1.33	1.02	2.15	出所: 同上 料金算定方法: VAT(18%)、特別消費税(TL0.7605)込み
税制	27 法人所得税(表面税率、%)	国税: 20			出所: 財務省歳入局
	28. 個人所得税(最高税率、%)	35			出所: 同上 (官報No.: 27097(2008年12月 30日)、2009年1月発効) 年収0~8,700トルコリラ: 15% 8,700~22,000トルコリラ: 20%(最初の8,700リラ分の課税額は1,305リラ、8,700リラ以上分の税率が20%) 22,000~50,000トルコリラ: 27%(最初の22,000リラ分の課税額は3,965リラ、22,000リラ以上分の税率が27%) 50,000トルコリラ以上: 35%(最初の50,000リラ分の課税額は11,525リラ、55,000リラ以上分の税率が35%)
	29.付加価値税(VAT)(標準税率、%)	基本税率18。必需食品の税率は8、農業製品の税率は1、その他、1~18			出所: 同上 付加価値税に準ずる税が存在する場合 ①名称: 特別消費税(SCT) ②標準税率: 奢侈品、耐久消費財など税率は品目によって異なる
	30.日本への利子送金課税(最高税率、%)	金融機関を通じての送金: 10 その他の場合: 15			出所: 同上 日本との租税条約: 二重課税防止協定(締結1993年3月、官報No. 22110(1994年11月)、発効1995年12月) 第11条第2項
	31.日本への配当送金課税(最高税率、%)	資本比率が25%以上: 10 資本比率が25%以下: 15			出所: 同上 日本との租税条約: 二重課税防止協定(締結1993年3月、官報No. 22110(1994年11月)、発効1995年12月) 第10条第2項
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	0			出所: 同上 日本との租税条約: 二重課税防止協定(締結1993年3月、官報No. 22110(1994年11月)、発効1995年12月) 第12条第2項
車両	*1.乗用車購入価格	25,190	19,283	40,700	出所: 販売代理店(Plaza of Toyota in Derindere Zeytinburnu) 車種: トヨタ・カローラ 1600 cc Comfort M/M VAT (18%)、特別消費税(37%)込み
	*2.大型乗用車購入価格	165,9099~177,666	127,000~136,000	268,059~287,055	出所: 販売代理店(Agency of Mercedes in Istanbul) 車種: メルセデス・ベンツCLSシリーズ, CLS 320 CDI, 3200cc VAT (18%)、特別消費税(84%)込み

エジプト(調査都市:カイロ)

[1米ドル=5.59440エジプト・ポンド]、[1ユーロ=7.89976エジプト・ポンド]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	309	219	1,729	出所及び抽出方法:進出日系企業からの聞き取り調査(複数社の平均値)
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	1,095	776	6,128	
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	1,924	1,363	10,764	
	4.法定最低賃金	-			国家賃金評議会において、策定されていない。社会保険事務所によると、実態では150エジプト・ポンドが最低基準
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給のおよそ2ヵ月分			固定賞与は月額基本給のおよそ2ヵ月分。変動賞与は、勤務実績、業績等が評価された場合に、支払われる場合もある
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率:月収750エジプト・ポンド(固定部分)の場合:26% 月収500エジプト・ポンド(変動給与)の場合:24% 被雇用者負担率:月収750エジプト・ポンド(固定部分)の場合:14%月収500エジプト・ポンド(変動給与)の場合:11%			出所:社会保険事務所 給与が750エジプト・ポンドを超える場合で、被雇用者が負担する最大額は160エジプト・ポンド
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	16.18% → 20.69% → 19.50%			出所:経済開発省。 06/07年、07/08年は確定値。08/09年度は上半期分前年同期比
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	①シックス・オブ・オクトーバー: a.19.67/b.26.81 ②オプール: a.25.92/b.34.86 ③ボルグ・エル・アラブ: a.15.19/b.20.56 ④サダト:a12.51: /b.16.98 ⑤テンス・オブ・ラマダン: a.19.66/b.26.81	①:a.13.92/b.18.99 ②:a.18.35/b.24.68 ③:a.10.76/b.14.56 ④:a.8.86/b.12.03 ⑤:a.13.92/b.18.99	①:a.110/b.150 ②:a.145/b.195 ③:a.85/b.115 ④:a.70/b.95 ⑤:a.110/b.150	出所:産業開発公社(IDA) 工業団地名:①シックス・オブ・オクトーバー、②オプール、③ボルグ・エル・アラブ、④サダト、⑤テンス・オブ・ラマダン 支払い方法は2通り。A:頭金25%、残りを分割払(3年間)、B:頭金10%、3年の猶予期間で、残りを分割払(7年間)
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	工業プロジェクト:1.75- 3.5/㎡ 倉庫:3.5-7.0/㎡	1.24-2.48/㎡ 2.48-4.96/㎡	9.8-19.6/㎡ 19.6-39.2/㎡	出所:投資フリーゾーン庁(GAFI) 工業団地:ナセルシティ、アレキサンドリア、ポートサイドなど。上エジプト地域に無料貸与のフリーゾーンもあり。地区や案件種別によって、同庁に支払う年間手数料やサービス料などが別途有り。各々年額
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	マアディ:6.70 モハンデション:13.6 ヘリオポリス:11.8	4.75 9.65 8.35	37.5 76.2 66.0	出所:現地不動産会社 場所、広さなどにより異なる
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,000~3,500	708~2479	5,594~19,580	出所:現地不動産会社など 地区:ザマレック、マアディ、モハンデション、ドッキなど。ほぼ家具付きアパートメント、電話、エアコンなども完備。場所、広さなどにより異なる。
通信費	12.電話架設料	一般用 69.64 業務用 125.88	49.32 89.14	390 704	出所:Telecom Egypt
	13.電話利用料	月額使用料: 一般用 1.79 業務用 2.86 1分あたりの通話料 0.005	1.27 2.03 0.004	10 16 0.03	出所:同上
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	昼間(8時~20時) 2.41 夜間(20時~8時) 1.88	1.71 1.33	13.5 10.5	出所:同上
	15.携帯電話加入料	4.47~17.7	3.16~12.53	25~99	出所:モバイル、ボーダフォン、イッティサーラド。プリペイド式契約が主流。無料通話時間の増減により、加入料金も増減。
	16.携帯電話基本通話料	月額使用料: 6.26~161 1分あたりの平均通話料: 0.063	1.27~114 0.038	10~900 0.30	出所:同上
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額使用料: 256kbps:16.98 512kbps:25.03 1,024kbps:40.22 2,048kbps:67.03	12.03 17.72 28.48 47.47	95 140 225 375	出所:インターネット・サービス・プロバイダ(soficom)

エジプト(調査都市:カイロ)

[1米ドル=5.59440エジプト・ポンド]、[1ユーロ=7.89976エジプト・ポンド]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考
電気料金	18.産業用電気料金 (KWh当たり)	超高压:0.0198 高压:0.0241 中圧:0.0327 低压:0.0384	0.014 0.017 0.023 0.027	0.111 0.135 0.183 0.215	出所:電力省
	19.一般用電気料金 (KWh当たり)	1~50:0.009 51~200:0.018 201~350:0.024 351~650:0.035 651~1,000:0.050 1,000~:0.061	0.006 0.013 0.017 0.025 0.035 0.043	0.05 0.10 0.136 0.196 0.280 0.342	出所:同上
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	小規模工場 0.125 大規模工場 0.143	0.089 0.1019	0.70 0.80	出所:カイロ水道局 別途、廃水処理代として使用料金の70%加算。
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	10m ³ 未満 0.041 10m ³ 以上30m ³ 未満 0.045 30m ³ 以上 0.063	0.029 0.032 0.044	0.23 0.25 0.35	出所:同上 別途、廃水処理代として使用料金の35%加算。
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	1,000立方フィート当たり 料金 1.238	0.8766	6.925	出所:石油省
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	30m ³ 以下 0.018 30m ³ ~60m ³ 以下 0.036 60m ³ ~ 0.054	0.013 0.025 0.038	0.1 0.2 0.3	出所:同上
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:最寄り港(アレキサンドリア港)→横浜港	1,500	1,062	8,392	出所:運輸会社
	②第3国輸出:最寄り港((アレキサンドリア港))→第3国仕向け港(アントワープ港(ベルギー))	576	450	3,223	出所:同上 (1ユーロ=7.1628エジプトポンドで計算。1月21日付け中央銀行統計) ユーロ建て
	③対日輸入:横浜港→最寄港(アレキサンドリア港)	3,000~3,200	2,124~2,266	16,783~17,902	出所:同上
	25.レギュラーガソリン価格(1ℓ)	オクタン価90:0.313	0.222	1.75	料金算定方法(データ出所) プレミアムガソリン価格(1ℓ):オクタン価92:1.85
	26.軽油価格(1ℓ)	0.20	0.14	1.1	料金算定方法(データ出所)
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	20 石油・ガス開発・生産活動:40.55 石油公団、中銀、スエズ運河公団:40			出所:所得税法(2005年No.91)
	28.個人所得税 (最高税率、%)	5001~20,000エジプトポンド:10 20,001~40,000エジプトポンド:15 40,000エジプトポンド~:20			出所:同上。年収5,000エジプトポンドまでは免除。 控除額は4,000エジプトポンド
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	(備考参照)			出所:販売税法 付加価値税に準ずる税が存在する場合 ①名称:販売税 ②標準税率:10%
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	20			エジプト・日本政府間に二重課税防止協定有り
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	なし			出所:税務当局
	32.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	15			エジプト・日本政府間に二重課税防止協定有り
乗用車	*乗用車購入価格	13,853	9,810	77,500	出所:現代代理店 1600ccセダン、AT車
	*乗用車購入価格	110,468	78,230	618,000	出所:メルセデス代理店 AT車 3500ccクラス

チュニジア(調査都市:チュニス)(1米ドル=1.41308チュニジア・ディナール)、[1ユーロ=1.79504チュニジア・ディナール]、[1ユーロ=1.298米ドル]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 チュニジア・ディナール	備考
賃金	1.ワーカー(月額:一般工職)	211~401	166~316	298~567	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA) データ抽出・処理方法:一覧表より電気・電子部門/経験年数4年/週48時間労働の場合を抽出
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	357~524	281~412	505~740	出所:同上 データ抽出・処理方法:一覧表より電気・電子部門/経験年数10年/週48時間労働の場合を抽出
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	478.30~830.75	376.53~653.98	675.883~1173.918	出所:同上 データ抽出・処理方法:一覧表より電気・電子部門/経験年数10年/週48時間労働の場合を抽出
	4.法定最低賃金	0.89(週40時間労働) 0.86(週48時間労働)	0.70 0.67	1.257 1.211	出所:政令2008-2072号(2008年6月2日付) 改定日:2008年7月1日 時給
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給の1ヵ月相当			出所:現地日系企業聞き取り調査
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率:16.57 % ②被雇用者負担率:8.47 % 雇用者負担率の内訳 医療保険:基本額 13.00 % + 追加額 0.57 % 年金:2.50 % その他:0.50 %(法定加算額)			出所:チュニジア公的社会保障基金(CNSS Tunisie) 改定日:2008年7月1日 2009年7月1日以降、被雇用者負担率は9.18 %に改定される予定
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	2006年:(第1-第4四半期の順)(2.07/1.45/1.16/0.97 %) 2007年:(同上)(1.11/1.51/1.43/1.00 %) 2008年:(同上)(1.12/1.07/1.16/1.36 %)			出所:チュニジア国立統計局(INS) 民間非農業部門における平均賃金の上昇率(前期比)
地価・事務所賃料等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	0.31757	0.25	0.449	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA) 工業団地名:ビゼルト工業団地(Parc d'Activités Economiques de Bizerete)
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	1.59~2.96	1.25~2.33	2.24~4.18	同上
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	354~708 495~2,123	279~5579 390~1,671	500~1,000 700~3,000	出所:在チュニジア仏国大使館/UBI FRANCE 上段:チュニス市内、アパートメント、家具無し、80~100㎡ 下段:チュニス北郊、3部屋のアパートメント~200~250㎡の一戸建て
通信費	12.電話架設料	14.15	11.14	20	出所:チュニジアテレコム
	13.電話利用料	月額基本料 22.65 1分当たり通話料 0.01	17.83 0.01	32.00 0.010	出所:同上 通話料は50km圏内、最初の1,200分以内での1分間当り料金。
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.27	1.00	1.8	出所:同上
	15.携帯電話加入料	n.a.	n.a.	n.a.	
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 31.14 1分当たり通話料 0.08/0.11 (7時から20時の間) 0.10/0.13 (20時から7時の間)	24.51 0.07/0.08 0.08/0.1	44.000 0.120/0.150 0.145/0.180	出所:チュニジアテレコム 料金算定方法:月額基本料はチュニジアテレコムの5時間プランの場合。通話料は基本料に含まれる通話時間を超過すると発生。対チュニジアテレコムの携帯電話は1分当たり0.120TND、それ以外の国内携帯電話会社、国内固定電話にかける場合は1分当たり0.150TND(いずれも7時から20時の間、20時から7時の間はそれぞれ0.145TND、0.180TND)
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料 28.31	22.28	40	出所:同上 ADSL 2MBの料金
	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 2.12 1kWh当たり料金 日中 0.07 ピーク時 0.10 夜間 0.08 深夜 0.05	1.67 0.05 0.08 0.07 0.04	3.000 0.094 0.147 0.119 0.075	出所:チュニジア電力ガス公社 料金算定方法:産業用電気料金に課されるVATは18%。2008年9月1日現在の産業用高圧プラン4時間帯制プランの場合。 (9月-5月)日中7時-18時/ピーク18時-21時/夜間該当なし/深夜21時-7時 (6月~8月)日中6:30-8:30と13:30-19時/ピーク8:30-13:30/夜間19時-22時/深夜22時-6:30
電気料金	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 0.14 1kWh当たり料金 0.05	0.11 0.04	0.200 0.074	出所:チュニジア電力ガス公社 料金算定方法:家庭用電気料金に課されるVATは12%。2008年9月1日現在の住民用エコノミープランの場合。

チュニジア(調査都市:チュニス)[1米ドル=1.41308チュニジア・ディナール]、[1ユーロ=1.79504チュニジア・ディナール]、[1ユーロ=1.298米ドル]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 チュニジア・ディナール	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 52.05 1m3当たり料金 0.20	40.98 0.16	73.557 0.280	出所:チュニジア国営水道運営供給会社 (SONEDE) 料金算定方法:月額基本料はパイプ径によって 設定、1m3当たりの料金は使用量によって設定 されている。請求は3ヵ月ごとに行われる。
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 4.85 1m3当たり料金 0.07	3.82 0.06	6.857 0.100	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 212.30(固 定)+0.28 1th当たり料金 0.02	167.13(固定)+0.22 0.01	300.000(固定)+0.400 0.024	出所:チュニジア電力ガス公社 ①料金算定方法:月額基本料は毎時1テルミ当 りの金額。2008年9月1日現在の産業用高圧プ ラン、1時間当たり3万テルミ以上、月当り0- 2,000TEP使用の場合。th(テルミ、thermie)は熱 量の単位で、1thは106カロリー(15度カロリー)。 15度カロリーとは、15℃度前後の1グラムの水の 温度を標準大気圧下で1℃上げるのに必要な熱 量 ②ガスの種類:天然ガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料 0.01 1m3当たり料金 0.17	0.003 0.13	0.005 0.238	出所:同上 ①料金算定方法:月額基本料は毎時1テルミ当 りの金額。1m3=約10テルミ。1m3当たりの料金 は月当たり使用量60m3以内の場合。2008年9月 1日現在。th(テルミ、thermie)は熱量の単位で、 1thは106カロリー(15度カロリー)。15度カロリー とは、15℃度前後の1グラムの水の温度を標準 大気圧下で1℃上げるのに必要な熱量 ②ガスの種類:天然ガス
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:最寄り港(チュニス 港)→横浜港	1,000	797	1,413	出所:物流会社に聞き取り調査
	②第3国輸出:最寄り港(チュニス 港)→第3国仕向け港(マルセイユ 港)	675	520	933	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港 (チュニス港)	2,800	2,204	3,957.00	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	0.9	0.71	1.27	出所:African Manager誌 プレミアムガソリン価格(1ℓ):n.a. Essence super・Essence super sans plomb 2009年1月16日改定
	26. 軽油価格(1ℓ)	0.64 0.78	0.51 0.61	0.910 1.100	出所:African Manager誌 2009年1月16日改定 上段:Gasoil 下段:Gasoil 50 PPM
税制	27 法人所得税 (表面税率、%)	国税:30 地方税:売上高の0.2(但し年間上限は100,100,000 TND)			出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)
	28. 個人所得税 (最高税率、%)	35			出所:同上 年収50,000TND(35383.70USD)以上の場合
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	18			出所:同上 一部12%または6%の税率が適用される項目もあ り
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	20			出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0			出所:同上
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	15			出所:同上
乗用車	* 乗用車購入価格	30,147	23,732	42,600	出所:ルノーディーラー 車種:ルノー・ラグナ1.6 16V(ガソリン/6MT)。 AT設定なし
	* 乗用車購入価格	69,352	54,595	98,000	出所:プジョーディーラー 車種:プジョー607 Pack 2.0(ディーゼル/ 5MT)。AT設定なし。セダン最大車格モデルだが 2.0ディーゼルが最大排気量

モロッコ(調査都市:カサブランカ)

[1米ドル=8.61991ディルハム]、[1ユーロ=11.09273ディルハム]、[1ユーロ=1.298米ドル]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディルハム	備考
賃 金	1.ワーカー(月額:一般工職)	464~1,740	361~1,352	4,000~15,000	出所:現地日系企業聞き取り調査等
	2.エンジニア(月額:中堅技術者)	812	631	7,000	同上
	3.中間管理職(月額:課長クラス)	1,160~3,480	902~2,704	10,000~30,000	同上
	4.法定最低賃金	1.18	0.91	10.14	出所:在モロッコ日本大使館 改定日:2008年7月1日 時給 2009年7月1日以降は10.64DH/hに改定される予定。
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給の1ヵ月相当			出所:現地日系企業聞き取り調査
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率:15.10% ②被雇用者負担率:4.29%			出所:モロッコ投資局調査情報部
	7.名目賃金上昇率 (2006年→2007年→2008年)	n.a.			
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格 (㎡当たり)	58.01	45.07	500	出所:カサインヴェスト 工業団地名:ヌアスール工業団地(Parc industriel de nouaceur)
	9. 工業団地借料(月額) (㎡当たり)	2.90~4.64	2.25~3.61	25.00~40.00	出所:同上 工業団地名:カサブランカ空港工業団地 (Aéroport de Casablanca)
	10.事務所賃料(月額) (㎡当たり)	10.44	8.11	90	出所:同上 工業団地名:カサブランカ沿岸地区工業団地 (Casablanca Nearshore Park)
	11.駐在員用住宅借上料(月額)	1,160.10~1,508.14	901.49~1,171.94	10,000~13,000	出所:現地日系企業聞き取り調査 3DK/4DKアパート(家具なし)
通 信 費	12.電話架設料	n.a.	n.a.	n.a.	
	13.電話利用料	月額基本料 5.80 1分当たり通話料 0.12 携帯電話向け通話 0.26	4.51 0.09 0.21	50.00 1.00 2.28	出所:モロッコテレコム 料金算定方法:時間帯および契約形態によって 通話料は変化。表記の数字は最もスタンダード なもの
	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.44	1.89	21	出所:同上
	15.携帯電話加入料	13.92	10.82	120	出所:同上 税込み
	16.携帯電話基本通話料	月額基本料 17.40 1分当たり通話料 0.21 他社オペレーターの携 帯電話向け通話 0.28	13.52 0.16 0.22	150 1.80 2.40	出所:同上 料金算定方法:時間帯および契約形態によって 通話料は変化。表記の数字は最もスタンダード なもの。税込み
	17.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	9.57 96.58	7.44 75.05	82.50 833	出所:同上 料金算定方法:上段:128K、下段:20M
電 気 料 金	18.産業用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 0.00 1kWh当たり料金 0.150 ~0.181	0.00 0.117~0.1407	0.00 1.296~1.556	出所:電気・水道事業社にヒアリング 料金算定方法:使用電力量・用途により1kWhの 料金に変化。14%のVAT抜きの料金を記載
	19.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料 0.00 1kWh当たり料金 0.099 ~0.159	0.00 0.077~0.124	0.00 0.850~1.372	出所:電気・水道事業社にヒアリング 料金算定方法:使用電力量・用途により1kWhの 料金に変化。14%のVAT抜きの料金を記載

モロッコ(調査都市:カサブランカ)

[1米ドル=8.61991ディルハム]、[1ユーロ=11.09273ディルハム]、[1ユーロ=1.298米ドル]で換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディルハム	備考
水道料金	20.産業用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0.70 1m3当たり料金 0.34～ 1.63	0.55 0.26～1.27	6.07 2.92～14.05	出所:電気・水道事業社にヒアリング 料金算定方法:使用水量により1m3の料金が変 化(1-6m3の第1段階から21m3以上の第4段階ま で)。7%のVAT抜きの料金を記載
	21.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料 0.70 1m3当たり料金 0.34～ 1.63	0.55 0.26～1.27	6.07 2.92～14.05	同上
ガス料金	22.産業用ガス料金 (m3当たり)	4.64/12kg	3.61/12kg	40.00/12kg	出所:在モロッコ日本大使館 ガスの種類:ブタンガス
	23.一般用ガス料金 (m3当たり)	5.8	4.51	50	出所:現地日系企業に聞き取り調査 家庭用サイズのタンク、都市ガスなし
輸送	24.コンテナ輸送(40ftコンテナ)				
	①対日輸出:最寄り港(カサブラ ンカ港)→横浜港	1,000	770	8,620	出所:物流会社聞き取り調査
	②第3国輸出:最寄り港(カサブラ ンカ港)→第3国仕向け港(マルセ イユ港)	1,233.00	950	10,538	同上
	③対日輸入:横浜港→最寄港(カ サブランカ港)	2,100	1,618	18,102	同上
	25.レギュラーガソリン価格(1 ℓ)	1.19	0.92	10.25	出所:在モロッコ日本大使館
	26.軽油価格(1ℓ)	0.87	0.68	7.5	出所:同上 Gasoil 50
税制	27.法人所得税 (表面税率、%)	30			出所:2009予算法
	28.個人所得税 (最高税率、%)	40			出所:モロッコ経済・財政省 年収150,000.00DH(17,401.57USD)を超える場合
	29.付加価値税(VAT) (標準税率、%)	20			出所:モロッコ経済・財政省 品目によって7%、10%、14%の税率。食品、書 籍・新聞、借入金、金融商品には非課税
	30.日本への利子送金課税 (最高税率、%)	n.a.			
	31.日本への配当送金課税 (最高税率、%)	n.a.			
	32.日本へのロイヤルティ送金 課税(最高税率、%)	n.a.			
乗用車	*乗用車購入価格	27,843	21,636	240,000	出所:現地日系企業聞き取り調査 車種:ブジョー307(MT)
	*乗用車購入価格	69,026	53,639	595,000	出所:ブジョーディーラー 車種:ブジョー607(AT/MTは不明)